

ネットde記帳

操作マニュアル

事業者機能

Ⅲ.決算業務編

消費税申告書

第2-b版

■ ご注意








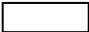



- 本書の著作権は株式会社ミロク情報サービスが所有しています。
- 本製品の仕様および本書の内容に関しては、将来予告無しに変更することがあります。
- 本書の内容の一部または全部を無断で転載することは、禁止されています。
- 例として使用されている事業者情報は、実在の会社・組織を示すものではありません。

- ネット de 記帳は、全国商工会連合会の登録商標です。
- Windows の正式名称は、Microsoft® Windows® Operating System です。
- Microsoft®, Windows®, Windows® 10、Windows® 8.1、Windows® RT、Windows® 7、Windows Vista®は、米国 Microsoft Corporation の米国および、その他の国における登録商標または商標です。
- Adobe Reader は、米国 Adobe Systems 社の米国およびその他の国における登録商標または商標です。
- Adobe Flash は、米国 Adobe Systems 社の米国およびその他の国における登録商標または商標です。
- Oracle と Java は、Oracle Corporation およびその子会社、関連会社の米国およびその他の国における登録商標です。
- シーオーリポーツは株式会社エイチ・オー・エスの登録商標です。
- Zend、ゼンドは、ゼンド・ジャパン株式会社の商標または登録商標です。
- その他、記載の会社名、商品名は各社の登録商標または商標です。
- 製品の仕様および機能は、改良のため予告なく変更させていただく場合があります。

■ 本書の表記

本書では次のアイコンおよび記号を使用しています。

本書では、個人の場合を主に説明しています。

アイコン、記号	説明
	実行すると元に戻すことができない処理について記載しています。 (例)  終了時操作の注意 <hr/> 終了する前に、必ず「ログアウト」をクリックして終了してください。 インターネットエクスプローラーの右上にある [×] ボタンをクリックして終了した場合、正常に終了したとみなされず、直後にログインできない場合があります。
	処理の手順について記載しています。
	説明の補足事項を記載しています。
	関連する機能や操作について操作マニュアルの参照先を記載しています。 →がある場合は、同一マニュアル内の参照先にリンクが貼られています。「見出し」部分にカーソルを合わせるとリンク先へジャンプすることができます。 (例)  消費税基本情報の設定 → 「2.1.1 消費税基本情報を設定する」参照
	→がある場合は、別冊のマニュアルを指しているため、リンクは貼られていません。 (例) パスワード変更について → 「概要・基本操作 2.2.2.2 パスワード変更」参照
『 』	システム名、処理名の名称を表記するときに用います。
« »	画面やウィンドウ、ダイアログの名称を表記するときに用います。
[]	画面名称、ボタン名称、項目名を表記するときに用います。
「 」	画面内の項目名、参照先を表記するときに用います。
	キーボードのキーを表記するときに用います。
	処理画面を終了するときに用います。
	ヘルプ機能を起動するときに用います。
	現在行っている処理の一つ前の画面に戻ります。

■ 事業者機能マニュアルの構成

事業者機能操作マニュアルは、次の構成になっています。

概要・基本操作

必要な環境設定、および共通の操作について説明しています。

I. マスター関係登録編

事業者ごとに管理する情報(補助科目・摘要・工事など)の設定について説明しています。

II. 日常業務編

仕訳帳、出納帳、振替伝票、入・出金伝票を使った仕訳入力について説明しています。入力した仕訳は、各種元帳や財務報告書として出力することができます。月次決算・決算確定の説明も含まれます。

III. 決算業務編

「固定資産台帳」の印刷、「決算書」や「分析グラフ」の作成方法、「決算更新」について説明しています。

III. 決算業務編 所得税確定申告書

「個人決算書」と「所得税確定申告書」の作成方法について説明しています。

III. 決算業務編 消費税申告書

「消費税申告書」の作成方法について説明しています。

IV. 決算業務編 電子申告編

決算業務で作成した申告書類をもとに、国税庁(税務署)へ電子申告を行うためのデータ作成方法について説明しています。

■ 目次

1	消費税申告書作成の概要	10
1.1	消費税申告書作成の流れ	10
1.2	消費税申告書のメニュー体系	11
1.3	『ネット de 記帳』の起動方法	12
1.3.1	『ネット de 記帳』を起動する	12
1.3.2	ログインをする	12
1.3.3	パスワードを変更する	13
1.3.4	トップ画面の構成	14
1.4	『ネット de 記帳』の終了方法	15
1.5	消費税申告書の画面構成	17
1.5.1	消費税申告書の画面構成	17
1.6	消費税申告書で使用するキー操作	18
1.7	『ネット de 記帳』における特定個人情報の処理について	19
1.7.1	『ネット de 記帳』における個人番号の連携の流れ	20
1.7.2	『ネット de 記帳』の個人番号の操作	21
1.7.3	エラーメッセージ・警告メッセージ	22
2	消費税基本情報を設定する	26
2.1	消費税基本情報	26
2.1.1	消費税基本情報を設定する	27
2.1.2	消費税基本情報の設定項目(個人の場合)	28
2.1.2.1	[基本情報]タブ	28
2.1.2.2	個人番号を連携する	31
2.1.2.3	個人番号を解除する	39
2.1.2.4	[申告情報]タブ	40
2.1.2.5	[還付金融機関等]タブ	42
2.1.2.6	[作成税理士情報]タブ	43
2.1.3	消費税基本情報の設定項目(法人の場合)	44
2.1.3.1	[基本情報]タブ	44
2.1.3.2	[申告情報]タブ	44
2.1.3.3	[還付金融機関等]タブ	45
2.1.3.4	[作成税理士情報]タブ	45
2.1.4	事業者情報を取り込む	46
2.1.4.1	取り込み確認メッセージで[いいえ]を選択した場合	48
2.1.4.2	事業者情報取込の詳細説明(個人の場合)	49
2.1.4.3	事業者情報取込の詳細説明(法人の場合)	53

3	消費税申告書を作成する	56
3.1	消費税申告書	56
3.1.1	消費税申告書作成の流れ	56
3.1.2	消費税計算情報を設定する	57
3.1.2.1	[消費税計算情報]タブ	58
3.1.2.2	[過去情報設定]タブ	60
3.1.2.3	中間申告回数を自動設定する	62
3.1.2.4	前々期の「基準期間の課税売上高」が5千万円を超えている場合	63
3.1.3	申告書を選択する	64
3.1.3.1	「個人番号」未連携のメッセージが表示された場合	65
3.1.3.2	「法人番号」未登録のメッセージが表示された場合	66
3.1.4	仕訳データの集計期間を短縮する	67
3.1.4.1	集計期間変更時にメッセージが表示された場合	68
3.1.5	申告書・付表を入力する	69
3.1.5.1	詳細説明	70
3.1.5.2	再計算が必要な場合に表示されるメッセージ	71
3.1.5.3	簡便法の計算について	72
3.1.6	申告書を再計算する	74
3.1.6.1	申告書の再計算時にメッセージが表示された場合	75
3.1.6.2	付表5-(2)の計算について	76
3.1.7	課税期間を変更する	77
3.1.7.1	課税期間変更時にエラーが発生した場合	78
3.1.8	調整消費税等を入力する	79
3.1.8.1	詳細説明	80
3.1.8.2	調整消費税等の入力エラーが発生した場合	82
3.1.9	金額修正を行う	83
3.1.9.1	「原則課税」の金額修正の詳細説明	85
3.1.9.2	「簡易課税」の金額修正の詳細説明	87
3.1.9.3	特定課税仕入を入力する	90
3.1.9.4	営む事業を変更する	92
3.1.9.5	更新時のエラーメッセージ・警告メッセージ	96
3.1.9.6	旧税率の金額修正	101
3.1.10	金額修正を解除する	102
3.1.11	申告書・付表の入力項目	103
3.1.11.1	「原則課税」の申告書・付表の入力項目	103

3.1.11.2	「簡易課税」の申告書・付表の入力項目.....	106
3.1.11.3	中間申告書の申告書・付表の入力項目.....	109
3.1.12	消費税申告書の記載方法、計算方法について.....	110
3.1.12.1	付表 5-(2).....	110
3.1.12.2	付表 4.....	115
3.1.12.3	付表 5.....	116
3.1.13	電子申告データの仕様に適合しているかチェックする.....	118
3.1.13.1	国税電子申告エラーチェックで表示されるメッセージ.....	121
3.1.13.2	電子申告エラーチェックでエラーがある場合の処理.....	123
3.1.14	入力完了にチェックをつける(入力完了ナビボタン).....	124
3.1.14.1	中間申告書の電子申告データ作成について.....	125
3.1.14.2	申告書の参照モード表示.....	126
3.1.14.3	入力完了チェックを解除する.....	127
3.1.15	消費税申告書を印刷する.....	128
3.1.15.1	消費税申告書出力の詳細説明.....	129
3.1.15.2	「原則課税」の印刷条件設定.....	130
3.1.15.3	「簡易課税」の印刷条件設定.....	132
3.1.15.4	中間申告書の印刷条件設定.....	144
4	付録.....	146
4.1	索引.....	146

1

消費税申告書作成の概要

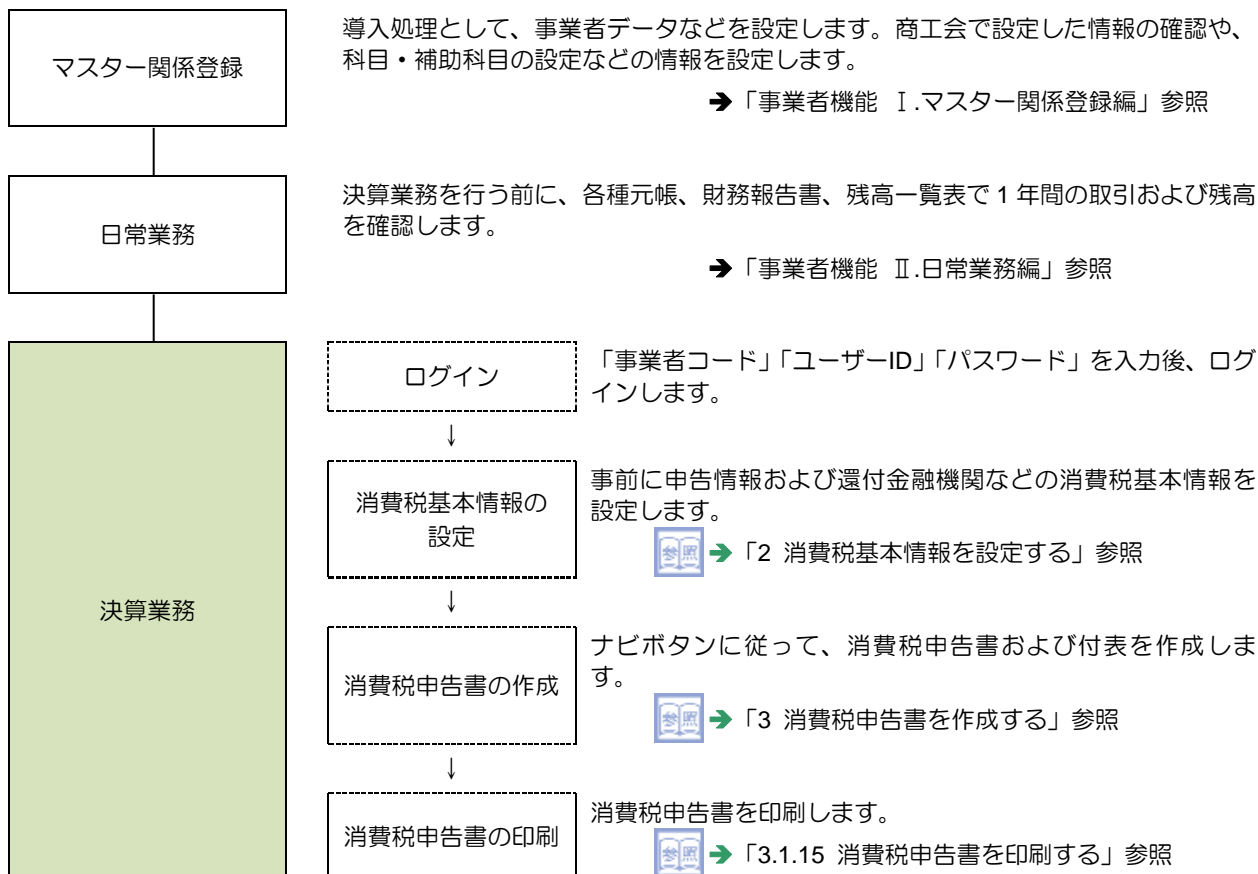
- 1.1 消費税申告書作成の流れ
- 1.2 消費税申告書のメニュー体系
- 1.3 『ネット de 記帳』の起動方法
- 1.4 『ネット de 記帳』の終了方法
- 1.5 消費税申告書の画面構成
- 1.6 消費税申告書で使用するキー操作
- 1.7 『ネット de 記帳』における特定個人情報の処理について

1 消費税申告書作成の概要

『決算業務』の消費税申告書では、『消費税基本情報』で申告に必要な情報を設定し、『消費税申告書』で申告書の作成を行います。申告書は、課税業者の場合のみ作成します。

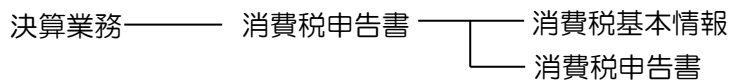
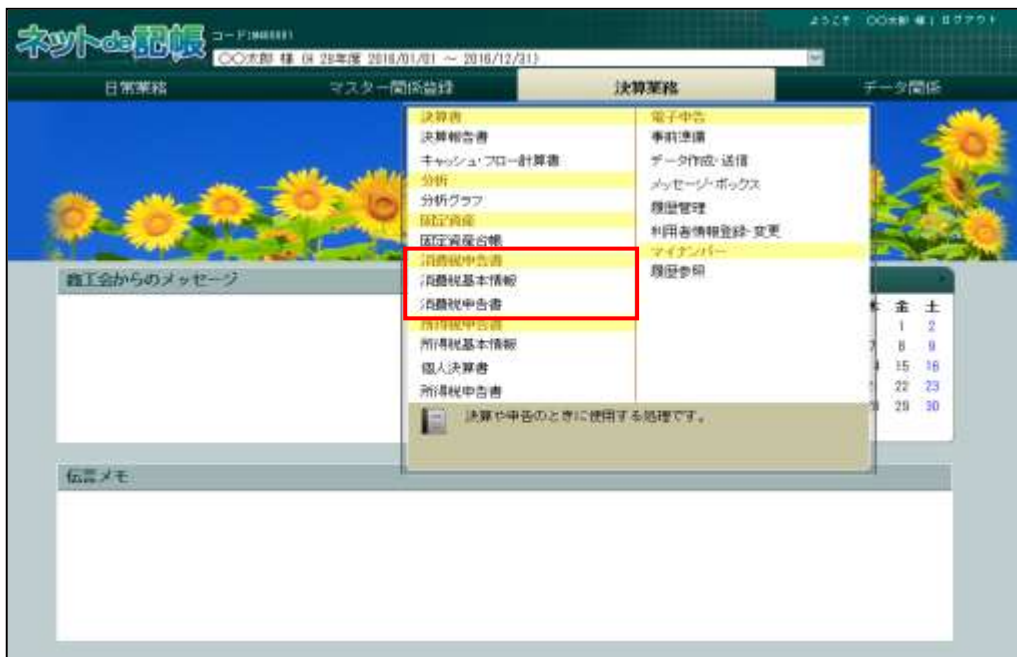
1.1 消費税申告書作成の流れ

ログインから消費税申告書作成処理の流れについて説明します。



1.2 消費税申告書のメニュー体系

『決算業務』の消費税申告書のメニュー体系は、次のとおりです。



1.3 『ネット de 記帳』の起動方法

『ネット de 記帳』の起動方法について説明します。

1.3.1 『ネット de 記帳』を起動する

- 手順**
- ① 端末のデスクトップ画面から、ブラウザを起動します。
 - ② アドレス欄に指定されたアドレスを入力し **Enter** キーを押します。

1.3.2 ログインをする

『ネット de 記帳』へのログイン方法について説明します。



ログインに失敗（ロック）したら

ログイン時に連続してパスワードなどを誤ると、『ネット de 記帳』がロックされ、一定時間利用できなくなります。
至急ロックを解除したい場合は、商工会へお問合せください。

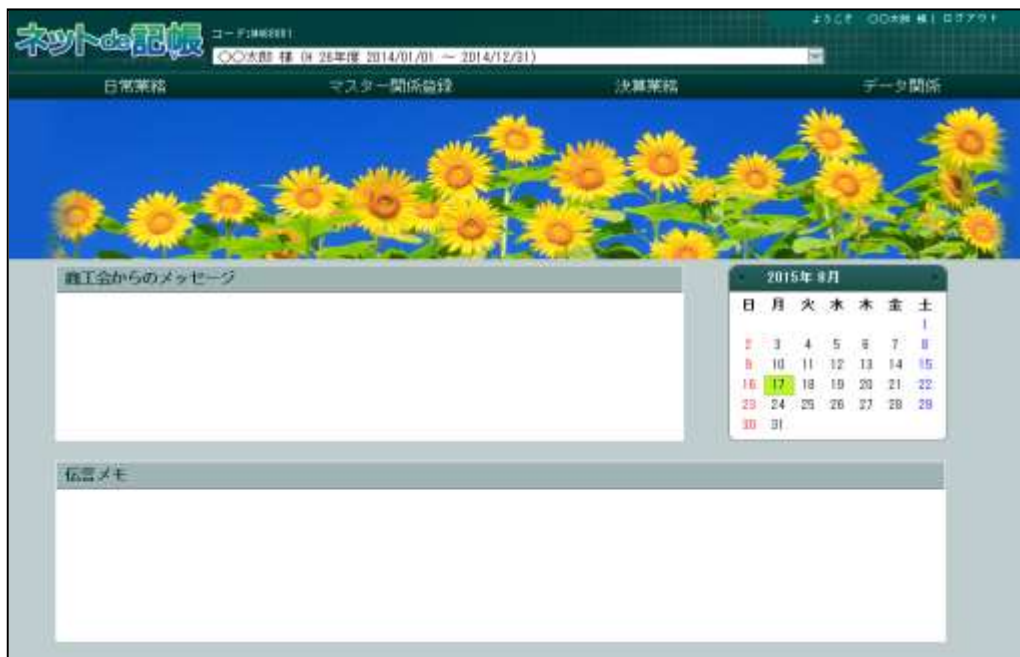


- ① 『ネット de 記帳』の《Login》画面が表示されます。
- ② 事業者コード、ユーザーID、パスワードを入力します。
初めてログインする場合は、ログイン前に仮パスワードの申請が必要です。
仮パスワードの申請について→

「概要・基本操作 2.2.2 仮パスワードを申請する」参照

- ③ [ログイン] ボタンをクリックします。

④トップ画面が表示されます。



『マイナンバー保管』に接続できない場合の警告メッセージについて

『ネット de 記帳』へのログインに成功しているが、『マイナンバー保管』に接続できない場合に警告メッセージが表示されます。原因および対処方法について確認します。



[ログイン時の警告メッセージ](#)→

「1.7.3 エラーメッセージ・警告メッセージ」参照

1.3.3 パスワードを変更する

通知された仮パスワードを任意のパスワードに変更します。定期的パスワード変更を行う場合も同様の操作を行います。

[ログイン] ボタンの下の [パスワード変更] ボタンをクリックします。

パスワード変更について→

「概要・基本操作 2.2.2.2 パスワード変更」参照



1.3.4 トップ画面の構成

『ネット de 記帳』にログインすると表示されるトップ画面について説明します。



[事業者名・年度]

- 事業者の名称とデータの年度が表示されます。複数年度のデータがある場合は、対象となる年度を選択します。

[ログインユーザー情報]

- 現在、『ネット de 記帳』にログインしている利用者の情報が表示されます。終了する際は、必ず[ログアウト]ボタンをクリックします。

[業務メニュー]

- 『日常業務』『マスター関係登録』『決算業務』『データ関係』をクリックすると、それぞれのメニューが表示されます。

[商工会からのメッセージ]

- 商工会からのメッセージが一覧に表示されます。タイトルをクリックすると、メッセージが表示されます。返信することはできません。



[伝言メモ]

- 商工会から送信された未完了のメッセージが一覧に表示されます。商工会と事業者は1対1でメッセージの送受信ができます。

1.4 『ネット de 記帳』の終了方法

『ネット de 記帳』の終了方法について説明します。

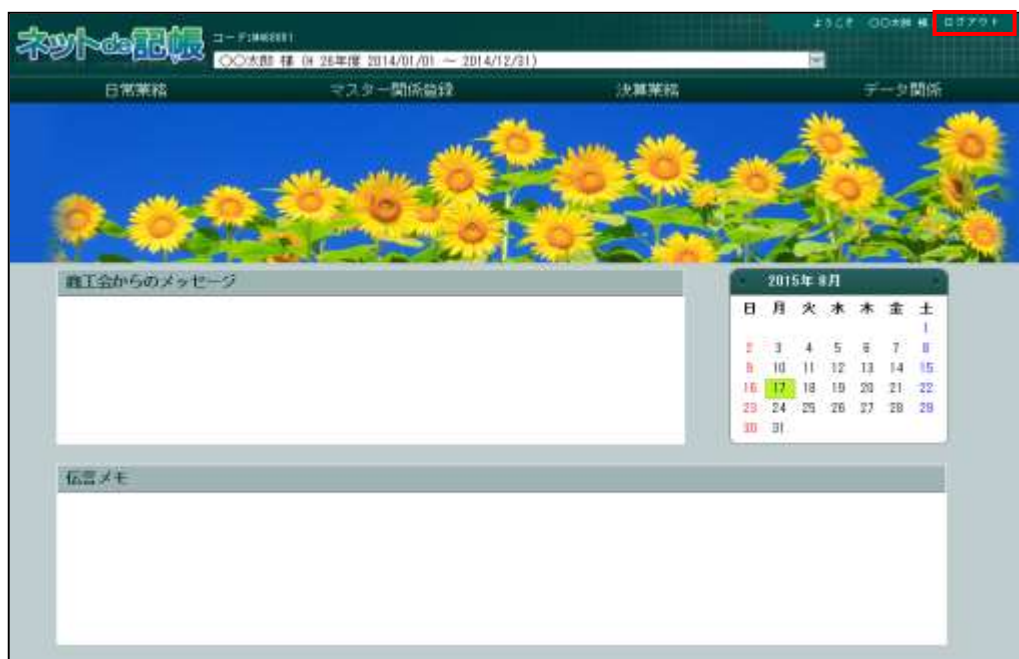


終了時操作の注意

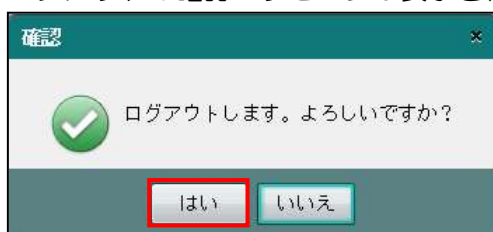
終了する前に、必ず「ログアウト」をクリックして終了してください。
インターネットエクスプローラーの右上にある [×] ボタンをクリックして終了した場合、正常に終了したとみなされず、直後にログインできない場合があります。



① 「ログアウト」をクリックします。



② ログアウトの確認メッセージが表示されます。[はい] ボタンをクリックします。



③<<Login>>画面が表示されます。右上の [X] ボタンをクリックすると、『ネット de 記帳』が終了します。

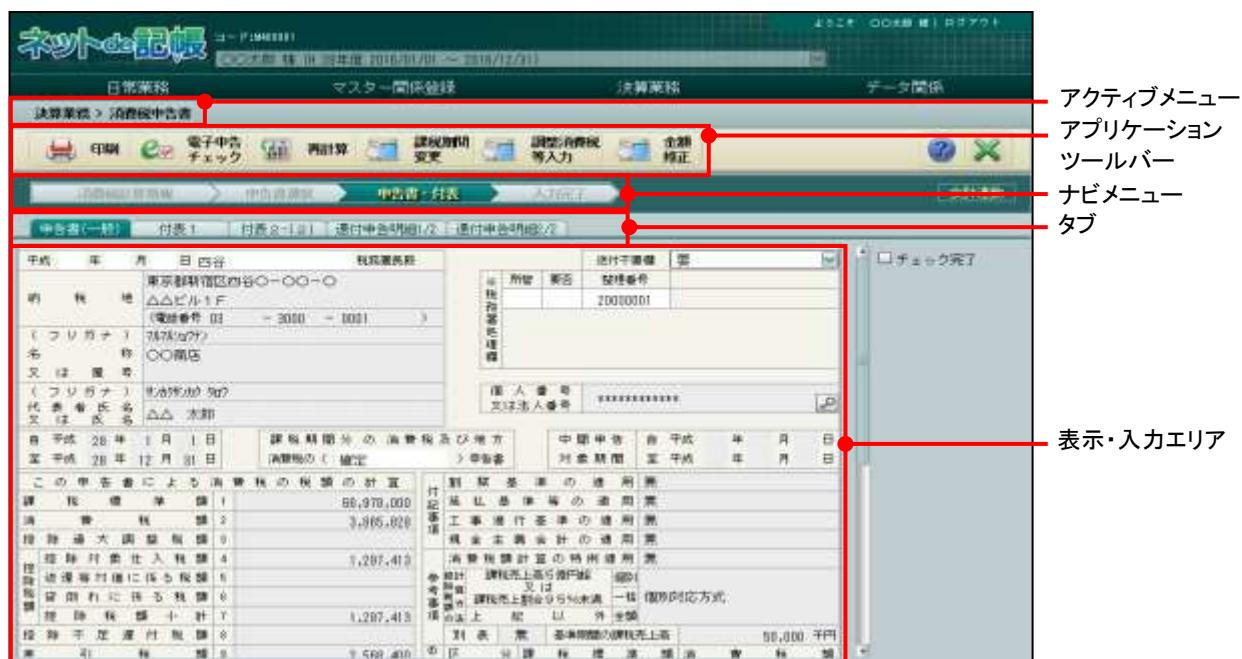


1.5 消費税申告書の画面構成

業務メニューから『決算業務』の『消費税申告書』を選択した場合の主な画面構成について説明します。

1.5.1 消費税申告書の画面構成

消費税申告書の画面構成について説明します。



[アクティブメニュー]

- ・現在処理中の画面名が表示されます。

[アプリケーションツールバー]

- ・操作可能なボタンが表示されます。

[ナビボタン]

- ・クリックすると画面が切り替わります。ナビボタンをクリックして入力を進めます。

[タブ]

- ・各タブをクリックし、入力エリアを切り替えます。

[表示・入力エリア]

- ・各タブで必要な項目を入力します。

1.6 消費税申告書で使用するキー操作

消費税申告書で使用するキーについて説明します。

キー名称	操作
Enter キー・ Tab キー	入力した内容を確定して、次の入力項目に進みます。
Shift + Tab キー	前の項目に戻ります。
→ キー	次の項目へ進みます。
← キー	前の項目に戻ります。
PageUp PageDown	《事業者情報取込》画面で基本情報および申告情報をスクロールします。
マウスでクリック	クリックした任意の入力項目に移動します。 マウスで移動した場合、入力した内容が確定されない場合があります。
Ctrl + C キー	選択した文字をコピーします。
Ctrl + V キー	コピーした文字を貼りつけます。
Ctrl + Enter キー	次の入力項目に進みます。

1.7 『ネット de 記帳』における特定個人情報の処理について

『マイナンバー保管』システム（以下、『マイナンバー保管』）で管理する個人番号を『ネット de 記帳』に連携することにより、個人番号を管理することなく、消費税申告書に個人番号を出力することができます。

『ネット de 記帳』に『マイナンバー保管』の個人番号を連携するには、利用申込みが必要です。



『マイナンバー保管』で扱う特定個人情報について

特定個人情報とは、個人番号を含む個人情報のことをいいます。

『マイナンバー保管』では、個人番号のほか、氏名、生年月日を管理します。

『マイナンバー保管』の概要および詳細について➔

「『マイナンバー保管』概要編」参照

特定個人情報を扱うためのユーザーの権限を「マイナンバー連携権限」といいます。

「マイナンバー連携権限」が設定されたユーザーが『マイナンバー保管』に登録されている端末でログインした場合に、『ネット de 記帳』で特定個人情報を扱うことができます。

「マイナンバー連携権限」について➔

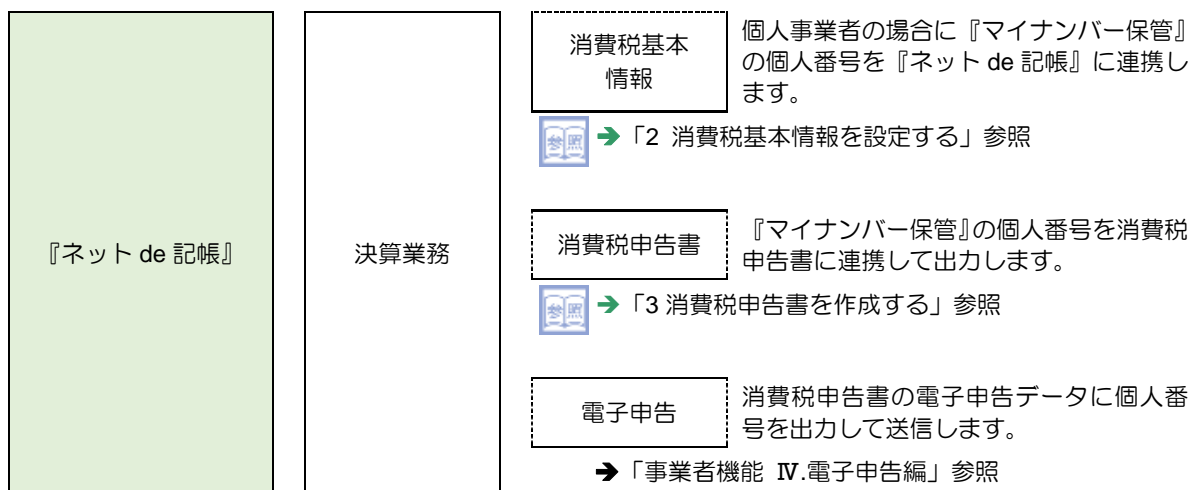
「『マイナンバー保管』概要編 1.3.2 「マイナンバー連携権限」について」参照

1.7.1 『ネット de 記帳』における個人番号の連携の流れ

『ネット de 記帳』で個人番号を連携して出力する流れについて説明します。

特定個人情報を連携する流れについて→

『マイナンバー保管』概要編 1.5 特定個人情報を連携する流れ」参照



1.7.2 『ネット de 記帳』の個人番号の操作

『ネット de 記帳』の個人番号の操作について説明します。特定個人情報を扱うための条件を満たした場合、次の操作を行うことができます。

特定個人情報を扱うための条件→

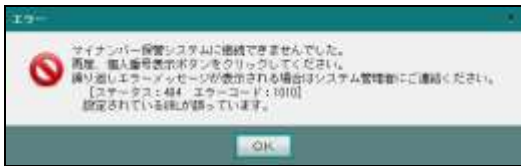

『マイナンバー保管』概要編 1.3 特定個人情報を扱うための条件」参照

- 連携設定
 - ・『マイナンバー保管』に登録されている個人番号を『ネット de 記帳』に連携します。
- 連携解除
 - ・『ネット de 記帳』と『マイナンバー保管』の個人番号の連携を解除します。
- 表示
 - ・次のユーザーでログインした場合、『ネット de 記帳』の画面に個人番号を表示することができます。
 - ・税理士ユーザーでログインした場合
 - ・事業者ユーザーでログインした場合
- 印刷
 - ・消費税申告書に個人番号を印刷します。
- 電子申告
 - ・消費税申告書の電子申告データに個人番号を出力します。

1.7.3 エラーメッセージ・警告メッセージ

ログインまたは個人番号の操作を行った際にメッセージが表示される場合があります。メッセージには「エラー」と「警告」があります。メッセージごとの原因と対処方法は次のとおりです。

●エラーメッセージ

No.	メッセージ	原因	対処方法
1	<p>(例) 連携ボタンクリック時にエラーが発生した</p>  <p>マイナンバー保管システムに接続できませんでした。</p> <p>再度、〇〇ボタンをクリックして(印刷処理を行って)ください。</p> <p>繰り返しエラーメッセージが表示される場合はシステム管理者にご連絡ください。</p> <p>上記メッセージの〇〇には、次のいずれかの文言が表示されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携 ・解除 ・決定 ・個人番号表示 ・抽出 	ネットワークに負荷がかかっています。	しばらく時間をおいて、再度処理を実行します。
		ネットワークに接続されていません。	システム管理者へ問い合わせます。
		『マイナンバー保管』のDB サーバーが応答しません。	システム管理者へ問い合わせます。
2	 <p>マイナンバー保管システムに接続できませんでした。</p>	『マイナンバー保管』のAP サーバーが応答しません。	システム管理者へ問い合わせます。
		ネットワークに接続されていません。	システム管理者へ問い合わせます。

●警告メッセージ

No.	メッセージ	原因	対処方法
1	 <p>マイナンバー保管システムに接続できませんでした（保管システム接続）。マイナンバーに関する操作ができません。</p>	『マイナンバー保管』の AP サーバーが応答しません。	システム管理者へ問い合わせます。
		『マイナンバー保管』の URL に誤りがあります。	システム管理者へ問い合わせます。
2	 <p>マイナンバー保管システムに接続できませんでした（設定されている URL が誤っています）。マイナンバーに関する操作ができません。</p>	『マイナンバー保管』の DB サーバーが応答しません。	システム管理者へ問い合わせます。
		『マイナンバー保管』の URL に誤りがあります。	システム管理者へ問い合わせます。
3	 <p>マイナンバー保管システムに接続できませんでした（県連合会 ID または県連合会パスワードが誤っています）。マイナンバーに関する操作ができません。</p>	『マイナンバー保管』に接続する契約情報に誤りがあります。	システム管理者へ問い合わせます。
4	 <p>対象となる情報が登録されていません。連携を解除します。</p>	連携した個人番号が『マイナンバー保管』から削除されています。	必要に応じて、個人番号を再登録し連携します。
5	 <p>対象となる情報が登録されていません。</p>	連携した個人番号が『マイナンバー保管』から削除されています。	個人番号を解除します。必要に応じて、個人番号を再登録し連携します。

2

消費税基本情報を設定する

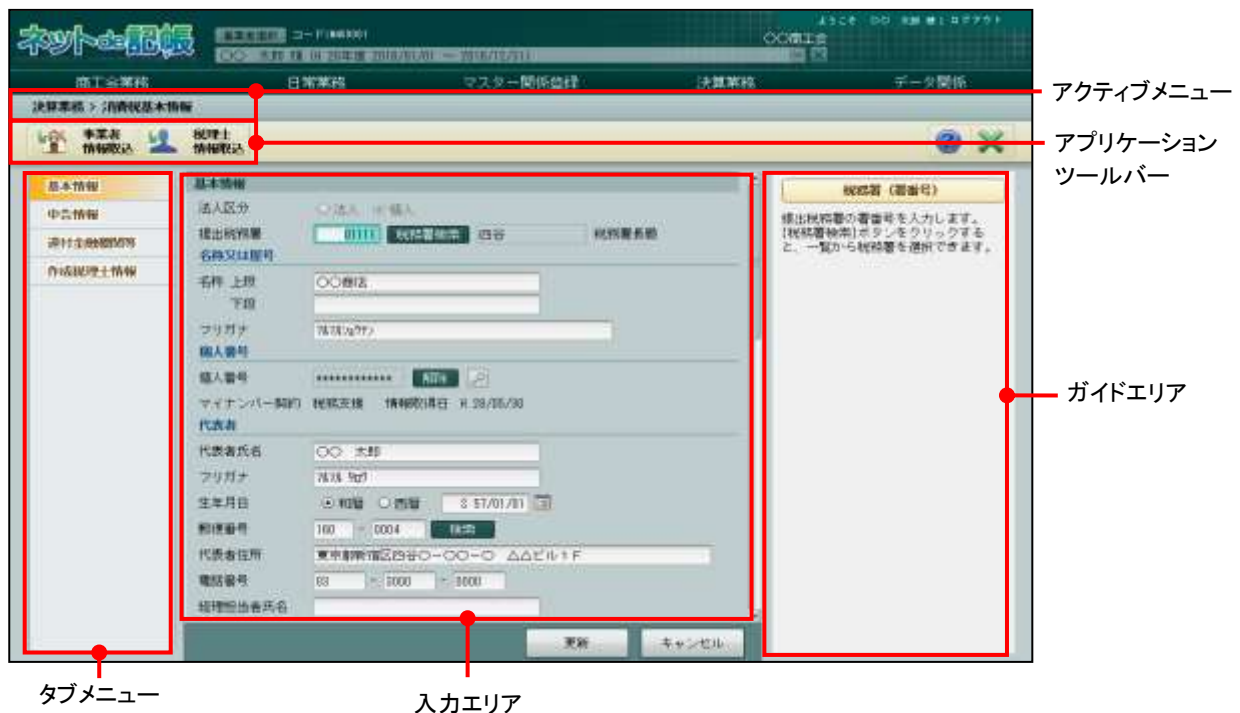
2.1 消費税基本情報

2 消費税基本情報を設定する

消費税申告書の作成に必要な情報を設定します。

2.1 消費税基本情報

消費税申告書を作成する前に、申告情報および還付金融機関等の基本情報を設定します。



[アクティブメニュー]

- ・現在処理中の画面名が表示されます。

[アプリケーションツールバー]

- ・操作可能なボタンが表示されます。

[タブメニュー]

- ・基本情報や申告情報など入力する画面を切り替えます。

[入力エリア]

- ・項目の入力を行います。

[ガイドエリア]

- ・入力する項目の説明が表示されます。

[事業者情報取込] ボタン

- ・『商工会業務』 > 『事業者情報登録』で変更した内容を取り込むことができます。

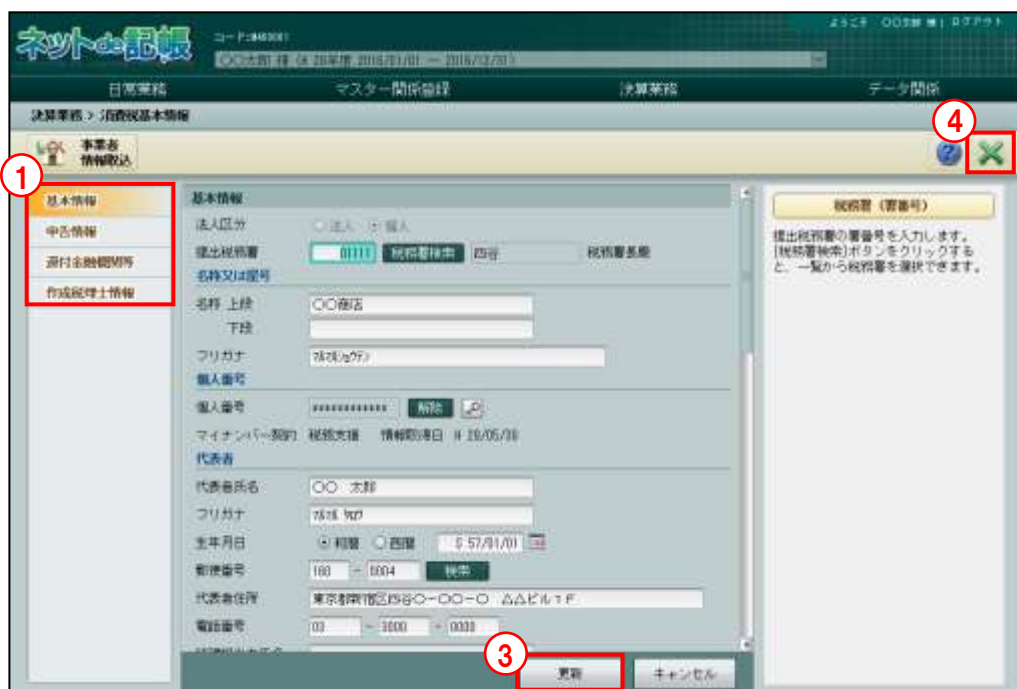
[税理士情報取込] ボタン

- ・『ユーザー情報』に登録されている税理士の情報を取り込むことができます。
- ・[税理士情報取込] ボタンは、「システム権限」が税理士以外の商工会ユーザーがログインした場合のみ表示されます。

2.1.1 消費税基本情報を設定する

『決算業務』 > 『消費税基本情報』

『消費税基本情報』の設定および事業者情報取込の手順について説明します。



①各タブメニューをクリックします。

②各タブのガイドエリアを参考にして、消費税基本情報を設定します。



[個人の消費税基本情報の設定内容](#)→

「2.1.2 消費税基本情報の設定項目（個人の場合）」参照



[法人の消費税基本情報の設定内容](#)→

「2.1.3 消費税基本情報の設定項目（法人の場合）」参照

③ [更新] ボタンをクリックします。

④ [×] ボタンをクリックし、操作を終了します。

2.1.2 消費税基本情報の設定項目（個人の場合）

『決算業務』 > 『消費税基本情報』

個人の場合の消費税基本情報の設定項目について説明します。

2.1.2.1 [基本情報] タブ

[基本情報] タブの詳細について説明します。

[法人区分]

- ・法人区分が表示されます。変更することはできません。

[提出税務署]

- ・[税務署検索] ボタンをクリックし、《役所検索エクスペローラー》を表示します。提出先の税務署を《役所検索エクスペローラー》から選択します。

利用頻度の高いボタン➔

「概要・基本操作 2.8.2 役所検索エクスペローラー」参照

[名称 上段]

- ・名称または屋号を全角 15 文字以内で入力します。


[名称 下段]

- ・名称または屋号が上段で収まらない場合に全角 15 文字以内で入力します。

[フリガナ]


- ・名称または屋号のフリガナを半角 40 文字以内で入力します。
- ・名称上段および下段に入力すると自動で表示されます。修正も可能です。

[個人番号]

- ・[個人番号] 欄は、会計期間の開始が平成 28 年 1 月 1 日以降の個人事業者の場合に表示されます。
- ・特定個人情報扱うための条件を満たしているか、個人番号が連携されているかにより、[個人番号]、[連携] ボタン、[解除] ボタンおよび  ボタンの表示状態が異なります。


[連携] ボタン


- 個人番号が連携されていない場合、[連携] ボタンが表示されます。
- 『マイナンバー保管』の個人番号を『ネット de 記帳』に連携します。

 [個人番号の連携について](#) → 「2.1.2.2 個人番号を連携する」参照

[解除] ボタン

- 個人番号が連携されている場合、[解除] ボタンが表示されます。
- 『マイナンバー保管』の個人番号の連携を解除します。

 [個人番号の解除について](#) → 「2.1.2.3 個人番号を解除する」参照

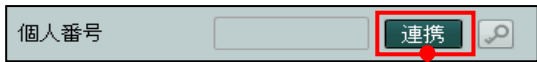
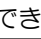


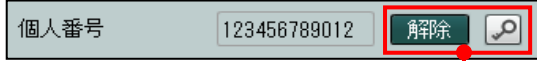


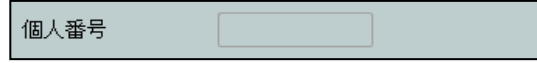
 ボタン

- 個人番号のマスク状態を切り替えます。

 [個人番号を表示できるユーザーについて](#) →

「1.7.2 『ネット de 記帳』の個人番号の操作」参照

特定個人情報を扱うための条件と個人番号欄の表示状態

事業者のマイナンバー契約区分	ログインユーザーのマイナンバー連携権限	ログイン端末	個人番号欄の表示状態
税務支援	あり	登録済み端末	<p>●個人番号が連携されていない状態 個人番号は、表示されません。 [連携] ボタンのみ操作できます。</p>  <p style="text-align: center;">操作可能</p> <p>●個人番号が連携された状態 個人番号は、マスク状態で表示されます。 [解除] ボタンおよび  ボタンが操作できます。</p>  <p style="text-align: center;">操作可能</p> <p>マスク状態で  ボタンをクリックすると個人番号が表示されます。再度クリックするとマスク状態に切り替わります。</p>  <p style="text-align: center;">操作可能</p>
税務支援	あり	登録済み端末以外	<p>●個人番号が連携されていない状態 個人番号は、表示されません。 ボタンの操作はできません。</p>  <p style="text-align: center;">操作不可</p>
税務支援	なし	登録済み端末	<p>●個人番号が連携された状態 個人番号は、マスク状態で表示されます。 ボタンの操作はできません。</p>  <p style="text-align: center;">操作不可</p>
税務支援以外	-	-	<p>●個人番号が連携されていない状態 個人番号は、表示されません。 ボタンの操作はできません。</p> 

[マイナンバー契約]

- [マイナンバー契約] 欄は、会計期間の開始が平成 28 年 1 月 1 日以降の個人事業者の場合に表示されます。
- 事業者の「マイナンバー契約区分」が表示されます。「マイナンバー契約区分」には、「利用なし」「税務支援」「保管のみ」があります。
- 「情報取得日」に、「マイナンバー契約区分」を取得した日付が表示されます。

[代表者氏名]

- 代表者の氏名を全角 15 文字以内で入力します。

[フリガナ]

- 代表者の氏名のフリガナを半角 30 文字以内で入力します。
- 代表者氏名に入力すると自動で表示されます。修正も可能です。

[生年月日]

- [生年月日] 欄は、会計期間の開始が平成 28 年 1 月 1 日以降の個人事業者の場合に表示されます。
- 和暦または西暦を選択し、代表者の生年月日を入力します。

[郵便番号]

- 上 3 桁+下 4 桁（半角）で入力します。郵便番号入力後 [検索] ボタンをクリックすると、住所欄に該当住所が表示されます。

[代表者住所]

- 代表者の住所を全角 40 文字以内で入力します。

[電話番号]

- 代表者の電話番号を半角で入力します。

[経理担当者氏名]

- 経理担当者の氏名を全角 15 文字以内で入力します。

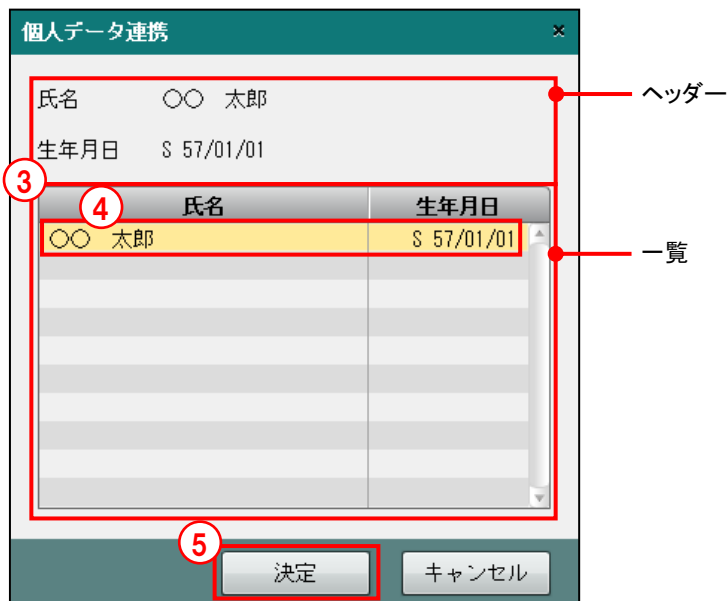
2.1.2.2 個人番号を連携する

『マイナンバー保管』の個人番号を『ネット de 記帳』に連携する手順について説明します。
連携する手順は、氏名および生年月日の状況により、4つのパターンがあります。

(1) 『マイナンバー保管』と『ネット de 記帳』の氏名および生年月日が一致する場合




- ① [基本情報] タブをクリックします。
- ② [個人番号] 欄の [連携] ボタンをクリックします。
- ③ ヘッダーには、《消費税基本情報》画面の氏名および生年月日が表示されます。一覧には、ヘッダーに表示された氏名および生年月日と一致する『マイナンバー保管』に登録済みの事業者または事業者の家族が表示されます。



- ④ 一覧で連携する個人をクリックします。
- ⑤ [決定] ボタンをクリックします。

- ⑥ [基本情報] タブの [個人番号] 欄に、連携された個人番号がマスク状態で表示されます。



The image shows a form field with the label '個人番号' (Personal Number) on the left. To its right is a text input field containing ten asterisks '*****', which is highlighted with a red rectangular box. Further to the right are two buttons: a dark green button with the white text '解除' (Cancel) and a light gray button with a white key icon.

- ⑦ [更新] ボタンをクリックします。
- ⑧ [×] ボタンをクリックし、操作を終了します。

(2) 『マイナンバー保管』と『ネット de 記帳』の氏名が一致しない場合

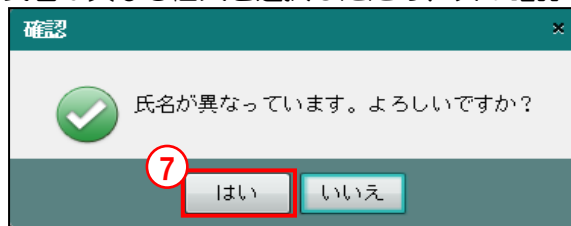


- ① [基本情報] タブをクリックします。
- ② [個人番号] 欄の [連携] ボタンをクリックします。
- ③ ヘッダーには、《消費税基本情報》の氏名および生年月日が表示されます。一覧には、『マイナンバー保管』に登録済みの事業者または事業者の家族がすべて表示されます。



- ④ 一覧で連携する個人をクリックします。
- ⑤ [決定] ボタンをクリックします。

⑥氏名が異なる個人を選択したため、次の確認メッセージが表示されます。



⑦ [はい] ボタンをクリックします。

⑧ [基本情報] タブの [個人番号] 欄に、連携された個人番号がマスク状態で表示されます。



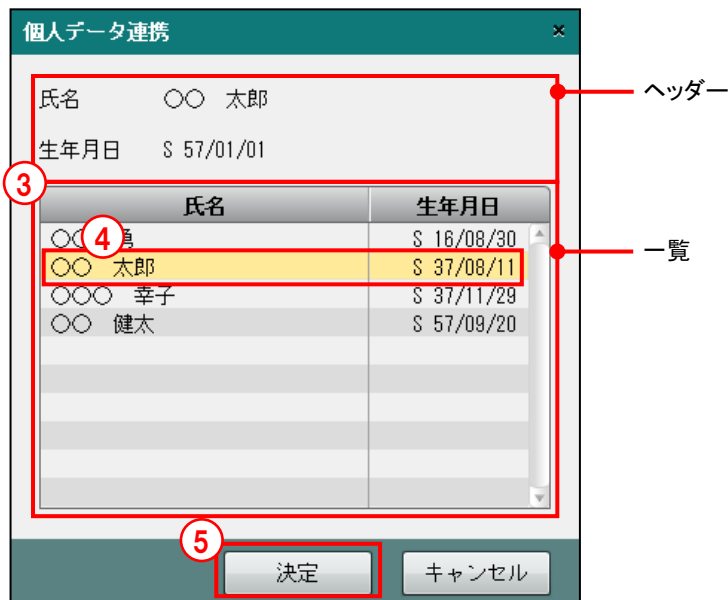
⑨ [更新] ボタンをクリックします。

⑩ [×] ボタンをクリックし、操作を終了します。

(3) 『マイナンバー保管』と『ネット de 記帳』の生年月日が一致しない場合

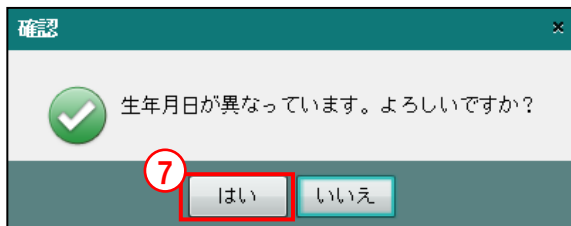


- ① [基本情報] タブをクリックします。
- ② [個人番号] 欄の [連携] ボタンをクリックします。
- ③ ヘッダーには、《消費税基本情報》の氏名および生年月日が表示されます。一覧には、『マイナンバー保管』に登録済みの事業者または事業者の家族がすべて表示されます。



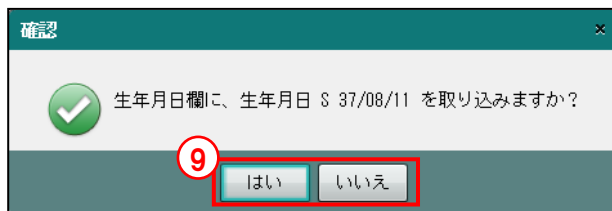
- ④ 一覧で連携する個人をクリックします。
- ⑤ [決定] ボタンをクリックします。

⑥生年月日が異なる個人を選択したため、次の確認メッセージが表示されます。



⑦ [はい] ボタンをクリックします。

⑧<<消費税基本情報>>に『マイナンバー保管』の生年月日を取り込むかを確認するメッセージが表示されます。



⑨ [はい] ボタンをクリックすると、『マイナンバー保管』の生年月日が<<消費税基本情報>>に上書きされます。[いいえ] ボタンをクリックすると、生年月日は上書きされません。

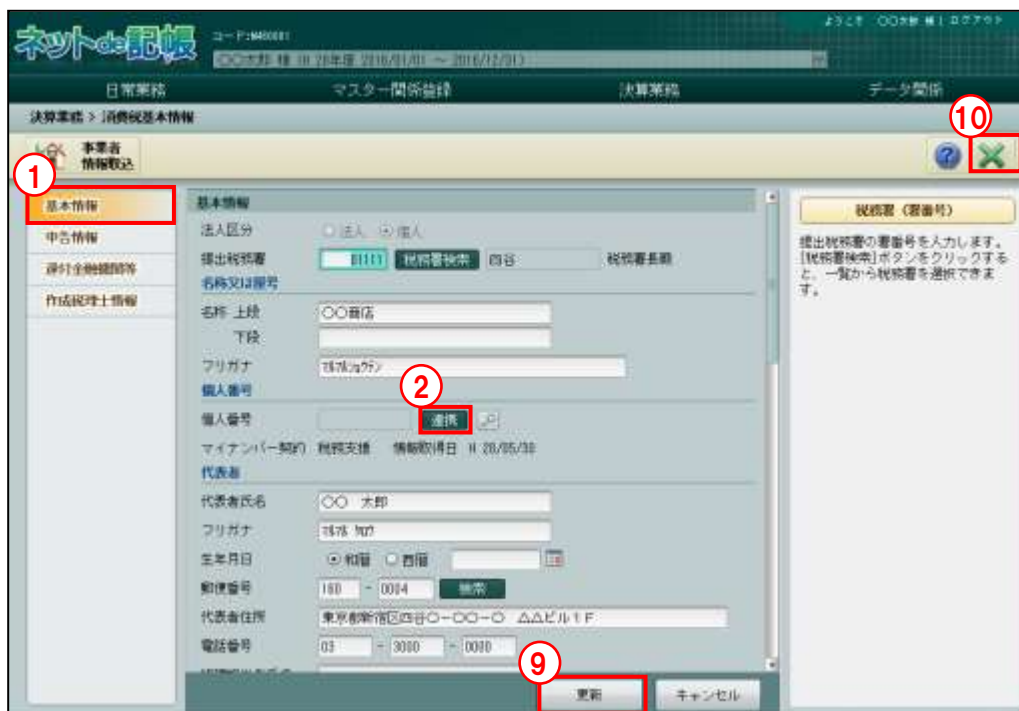
⑩ [基本情報] タブの [個人番号] 欄に、連携された個人番号がマスク状態で表示されます。



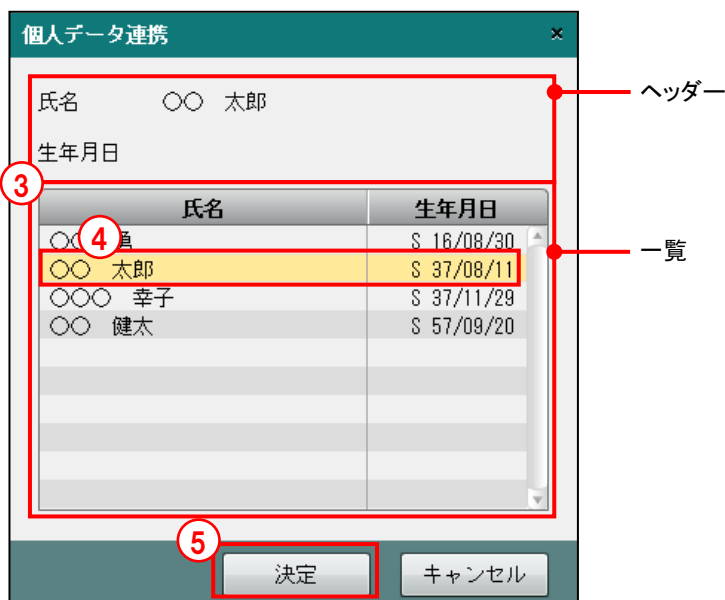
⑪ [更新] ボタンをクリックします。

⑫ [×] ボタンをクリックし、操作を終了します。

(4) 『ネット de 記帳』の生年月日が未登録の場合

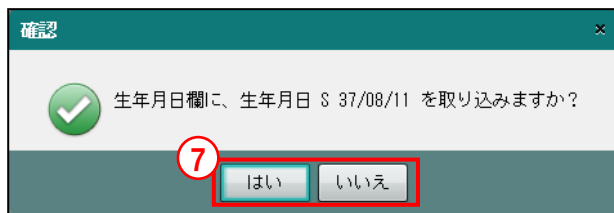


- ① [基本情報] タブをクリックします。
- ② [個人番号] 欄の [連携] ボタンをクリックします。
- ③ ヘッダーには、《消費税基本情報》の氏名および生年月日が表示されます。一覧には、『マイナンバー保管』に登録済みの事業者または事業者の家族がすべて表示されます。



- ④ 一覧で連携する個人をクリックします。
- ⑤ [決定] ボタンをクリックします。

- ⑥<<消費税基本情報>>に『マイナンバー保管』の生年月日を取り込むかを確認するメッセージが表示されます。



- ⑦ [はい] ボタンをクリックすると、『マイナンバー保管』の生年月日が<<消費税基本情報>>に上書きされます。[いいえ] ボタンをクリックすると、生年月日は上書きされません。
- ⑧ [基本情報] タブの [個人番号] 欄に、連携された個人番号がマスク状態で表示されます。



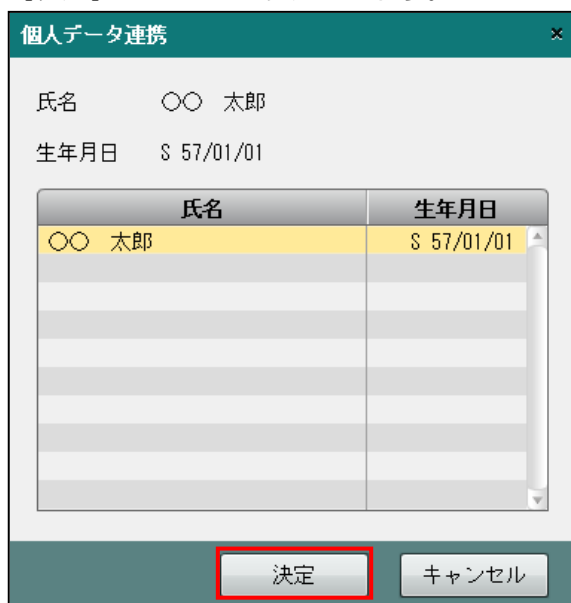
- ⑨ [更新] ボタンをクリックします。
- ⑩ [X] ボタンをクリックし、操作を終了します。

2.1.2.3 個人番号を解除する

『ネット de 記帳』に連携した個人番号を解除する手順について説明します。



- ① [基本情報] タブをクリックします。
- ② [個人番号] 欄の [解除] ボタンをクリックします。
- ③ [決定] ボタンをクリックします。



- ④ [基本情報] タブの [個人番号] 欄の個人番号がクリアされた状態で表示されます。



- ⑤ [更新] ボタンをクリックします。
- ⑥ [×] ボタンをクリックし、操作を終了します。

2.1.2.4 [申告情報] タブ

[申告情報] タブの詳細について説明します。

●納税地

[郵便番号]

- ・上3桁+下4桁(半角)で入力します。郵便番号入力後[検索]ボタンをクリックすると、納税地欄に該当住所が表示されます。

[納税地上段]

- ・納税地の住所を全角20文字以内で入力します。

[納税地下段]

- ・納税地上段で収まらない場合に全角20文字以内で入力します。

[フリガナ]

- ・納税地の住所のフリガナを半角80文字以内で入力します。
- ・納税地上段および下段に入力すると自動で表示されます。修正も可能です。

[電話番号]

- ・納税地の電話番号を半角で入力します。

●税務署処理欄

[所管]

- ・半角2文字以内で入力します。

[要否]

- ・半角2文字以内で入力します。

[整理番号]

- ・半角8文字以内で入力します。

●付記事項

[割賦基準の適用]

- ・割賦基準の適用について選択します。

空欄

申告書に何も印刷しないときに選択します。

有

適用する場合に選択します。

無

適用しない場合に選択します。

[延払基準等の適用]

- 延払基準等の適用について選択します。

空欄

申告書に何も印刷しないときに選択します。

有

適用する場合に選択します。

無

適用しない場合に選択します。

[工事進行基準の適用]

- 工事進行基準の適用について選択します。

空欄

申告書に何も印刷しないときに選択します。

有

適用する場合に選択します。

無

適用しない場合に選択します。

[現金主義会計の適用]

- 現金主義会計の適用について選択します。

空欄

申告書に何も印刷しないときに選択します。

有

適用する場合に選択します。

無

適用しない場合に選択します。

2.1.2.5 [還付金融機関等] タブ

[還付金融機関等] タブの詳細について説明します。還付金融機関等は、還付される税金がある場合に表示・印刷されます。[金融機関区分] で「銀行等」「郵便局・ゆうちょ銀行」から選択します。

● [金融機関区分] で「銀行等」を選択した場合

The screenshot shows a software interface for setting tax refund information. On the left, a sidebar menu has '還付金融機関等' highlighted with a red box. The main area is titled '還付金融機関等' and contains the following fields:

- 金融機関区分: Radio buttons for '銀行等' (selected) and '郵便局・ゆうちょ銀行'.
- 金融機関名: A text input field with a dropdown arrow.
- 本支店名: A text input field with a dropdown arrow.
- 預金種類: A dropdown menu.
- 預金名: A text input field.
- 口座番号: A text input field.

[金融機関名]

- 金融機関の名称を全角 15 文字以内で入力し、続けて「空白」「銀行」「金庫」「組合」「農協」「漁協」から選択します。

[本支店名]

- 金融機関の支店名を全角 15 文字以内で入力し、続けて「空白」「本店」「支店」「本所」「支所」「出張所」から選択します。

[預金種類]

- 預金の種類を「空白」「普通」「当座」「納税準備」「通知」「別段」「貯蓄」「その他」から選択します。
- 「その他」を選択した場合は、預金の種類を全角 4 文字以内で入力します。

[口座番号]

- 預金の口座番号を 10 桁以内で入力します。

● [金融機関区分] で「郵便局・ゆうちょ銀行」を選択した場合

The screenshot shows the same software interface as above, but with the '郵便局・ゆうちょ銀行' radio button selected. The fields are:

- 金融機関区分: Radio buttons for '銀行等' and '郵便局・ゆうちょ銀行' (selected).
- 郵便局名: A text input field.
- 貯金記号番号: A text input field.

[郵便局名]

- 郵便局名を全角 15 文字以内で入力します。

[貯金記号番号]

- 貯金の記号番号を半角 5 桁+8 桁以内で入力します。

2.1.2.6 [作成税理士情報] タブ

[作成税理士情報] タブの詳細について説明します。



[付記名称]

- 作成税理士が社員税理士または補助税理士の場合に、税理士法人名または税理士事務所名を、全角 30 文字以内で入力します。

[フリガナ]

- 作成税理士が社員税理士または補助税理士の場合に、税理士法人名あるいは税理士事務所名のフリガナを、半角 60 文字以内で入力します。
- 付記名称に入力すると自動で表示されます。修正も可能です。

[税理士名]

- 税理士の氏名を全角 15 文字以内で入力します。

[フリガナ]

- 税理士名のフリガナを、半角 30 文字以内で入力します。
- 税理士名に入力すると自動で表示されます。修正も可能です。

[事務所郵便番号]

- 上 3 桁+下 4 桁で入力します。郵便番号入力後 [検索] ボタンをクリックすると、所在地欄に該当住所が表示されます。

[事務所所在地]

- 税理士の事務所所在地の住所を全角 40 文字以内で入力します。

[電話番号]

- 税理士の電話番号を半角で入力します。

[税理士法第 30 条の書面提出有]

- 税理士法第 30 条の書面提出有の場合にチェックをつけます。

[税理士法第 33 条の 2 の書面提出有]

- 税理士法第 33 条の 2 の書面提出有の場合にチェックをつけます。

2.1.3 消費税基本情報の設定項目（法人の場合）

『決算業務』 > 『消費税基本情報』

法人の場合の消費税基本情報の設定項目について説明します。

2.1.3.1 [基本情報] タブ

[基本情報] タブの詳細について説明します。

個人と同じ設定項目については、個人の設定内容を参照してください。



[基本情報] タブについて → 「2.1.2.1 [基本情報] タブ」参照

[法人番号]

- 法人番号を半角数字 13 桁で入力します。
- 法人番号を検索する場合は、「国税庁法人番号公表サイト」のリンクをクリックします。検索した法人番号は、コピーなどにより入力します。
- [法人番号] 欄は、会計期間の終了が平成 28 年 1 月 1 日以降の法人事業者の場合に表示されます。

2.1.3.2 [申告情報] タブ

個人の [申告情報] タブの詳細と同様です。



[申告情報] タブについて → 「2.1.2.4 [申告情報] タブ」参照

2.1.3.3 「還付金融機関等」タブ

個人の「還付金融機関等」タブの詳細と同様です。

 [「還付金融機関等」タブについて](#)→

「2.1.2.5 「還付金融機関等」タブ」参照

2.1.3.4 「作成税理士情報」タブ

個人の「作成税理士情報」タブの詳細と同様です。

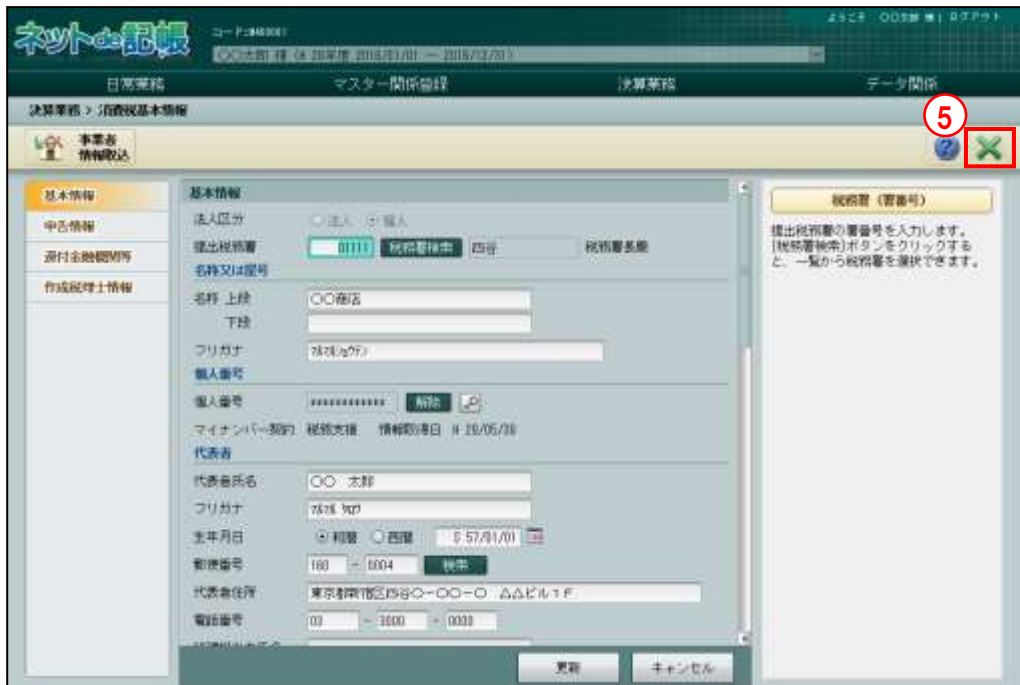
 [「作成税理士情報」タブについて](#)→

「2.1.2.6 「作成税理士情報」タブ」参照

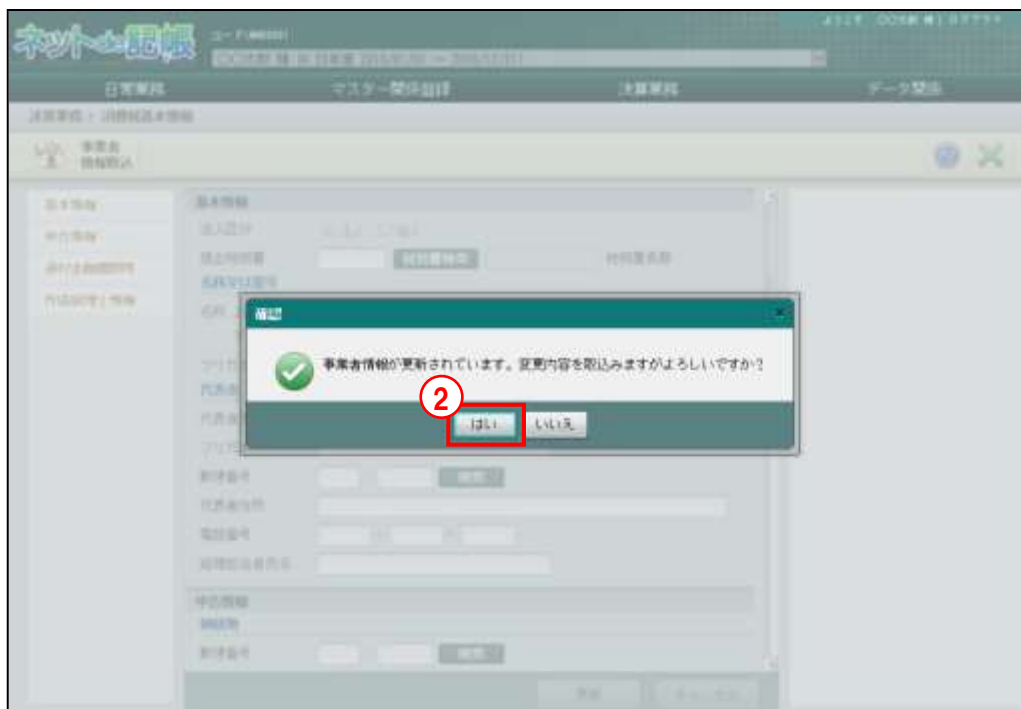
2.1.4 事業者情報を取り込む

『決算業務』 > 『消費税基本情報』 > 『事業者情報取込』

商工会在事業者情報の内容を変更した場合に、変更した内容を取り込む手順について説明します。



手順 ① 『消費税基本情報』を起動すると、次の確認メッセージが表示されます。



② [はい] ボタンをクリックします。

手順 [いいえ] ボタンをクリックした場合→

「2.1.4.1 取り込み確認メッセージで [いいえ] を選択した場合」参照

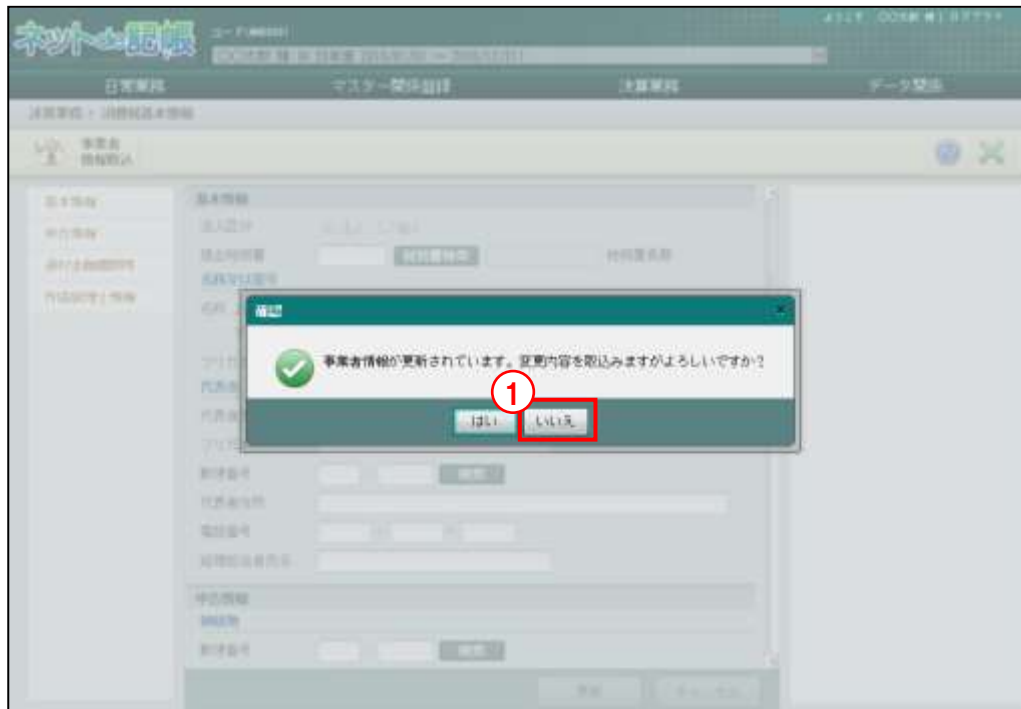
- ③事業者情報の各タブで取り込み内容を確認します。商工会が変更した項目は、チェックがついた状態で初期表示されます。

The screenshot shows a software window titled "事業者情報取込" (Business Information Import) with a timestamp of 2016/07/08 16:25. On the left, there are two tabs: "基本情報" (Basic Information) and "申告情報" (Declaration Information). The "基本情報" tab is selected. The main area contains several form fields with checkboxes and input boxes. A red circle with the number "3" highlights the "個人番号" (Individual Number) field, which has a checked checkbox. Another red circle with the number "4" highlights the "取込む" (Import) button at the bottom right of the window.

- ④ [取込む] ボタンをクリックします。
⑤ [×] ボタンをクリックして、操作を終了します。

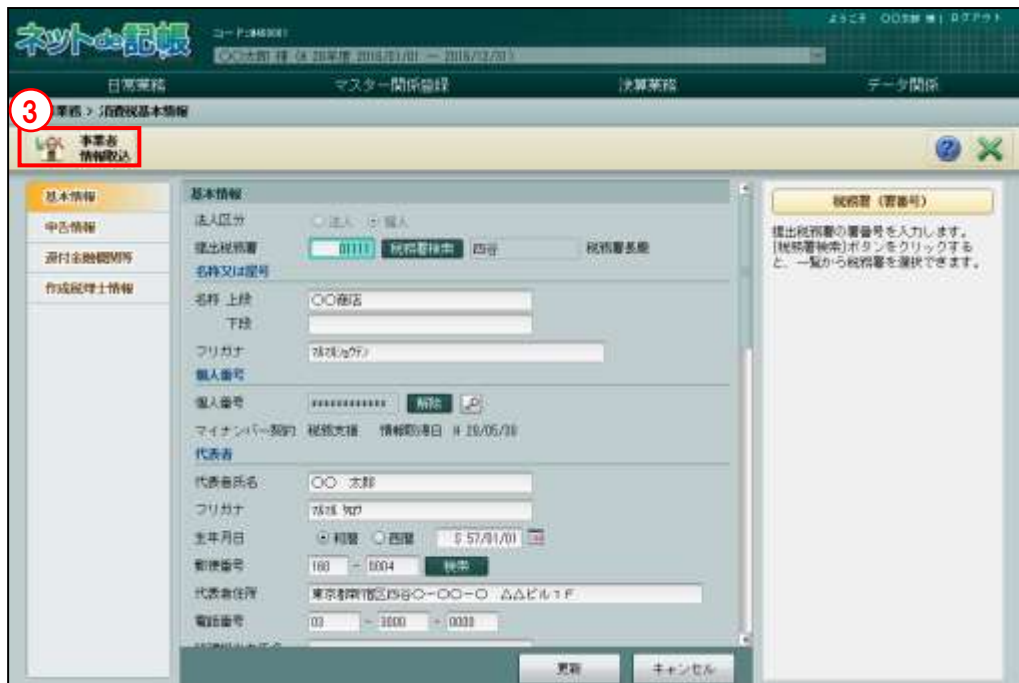
2.1.4.1 取り込み確認メッセージで [いいえ] を選択した場合

取り込み確認のメッセージで [いいえ] を選択した後に、事業者情報の取り込みを行う手順について説明します。



①取り込み確認のメッセージで [いいえ] ボタンをクリックします。

②《消費税基本情報》画面が表示されます。



③ [事業者情報取込] ボタンをクリックします。

④《事業者情報取込》画面の各タブで取り込み内容を確認します。

⑤ [取込む] ボタンをクリックします。

2.1.4.2 事業者情報取込の詳細説明（個人の場合）

個人の場合の [基本情報] タブ、[申告情報] タブの詳細について説明します。

● [基本情報] タブ

[法人区分]

- 法人区分が表示されます。変更することはできません。

[提出税務署]

- [税務署検索] ボタンをクリックし、《役所検索エクスペローラー》を表示します。提出先の税務署を《役所検索エクスペローラー》から選択します。

利用頻度の高いボタン➡

「概要・基本操作 2.8.2 役所検索エクスペローラー」参照


[名称又は屋号]


- 名称または屋号を全角 15 文字以内で入力します。

[名称又は屋号カナ]

- 名称または屋号のフリガナを半角 40 文字以内で入力します。

〔個人番号〕

- 〔個人番号〕欄は、会計期間の開始が平成 28 年 1 月 1 日以降の個人事業者の場合に表示されます。
- 特定個人情報を扱うための条件を満たしているか、個人番号が連携されているかにより、〔個人番号〕および  ボタンの表示状態が異なります。

 ボタン

- 個人番号のマスク状態を切り替えます。

 [個人番号を表示できるユーザーについて](#)→

「1.7.2 『ネット de 記帳』の個人番号の操作」参照

特定個人情報を扱うための条件と個人番号欄の表示状態

事業者のマイナンバー契約区分	ログインユーザーのマイナンバー連携権限	ログイン端末	個人番号欄の表示状態
税務支援	あり	登録済み端末	<p>●個人番号が連携されていない状態 個人番号は、表示されません。 ボタンの操作はできません。</p>  <p style="text-align: right;">操作不可</p> <p>●個人番号が連携された状態 個人番号は、マスク状態で表示されます。  ボタンが操作できます。</p>  <p style="text-align: right;">操作可能</p> <p>マスク状態で  ボタンをクリックすると個人番号が表示されます。再度クリックするとマスク状態に切り替わります。</p>  <p style="text-align: right;">操作可能</p>
税務支援	あり	登録済み端末以外	<p>●個人番号が連携されていない状態 個人番号は、表示されません。 ボタンの操作はできません。</p>  <p style="text-align: right;">操作不可</p>
税務支援	なし	登録済み端末	<p>●個人番号が連携された状態 個人番号は、マスク状態で表示されます。 ボタンの操作はできません。</p>  <p style="text-align: right;">操作不可</p>
税務支援以外	-	-	<p>●個人番号が連携されていない状態 個人番号は、表示されません。 ボタンの操作はできません。</p> 

[代表者氏名]

- 代表者の氏名を全角 15 文字以内で入力します。

[代表者氏名カナ]

- 代表者氏名のフリガナを半角 30 文字以内で入力します。

[生年月日]

- 和暦または西暦を選択し、代表者の生年月日を入力します。
- [生年月日] 欄は、会計期間の開始が平成 28 年 1 月 1 日以降の個人事業者の場合に表示されます。

[代表者郵便番号]

- 上 3 桁+下 4 桁（半角）で入力します。郵便番号入力後 [検索] ボタンをクリックすると、代表者住所欄に該当住所が表示されます。

[代表者住所]

- 代表者の住所を全角 40 文字以内で入力します。

[代表者電話番号]

- 代表者の電話番号を半角で入力します。

[経理担当者氏名]

- 経理担当者の氏名を全角 15 文字以内で入力します。

● [申告情報] タブ

[納税地郵便番号]

- 上3桁+下4桁(半角)で入力します。郵便番号入力後 [検索] ボタンをクリックすると、納税地欄に該当住所が表示されます。

[納税地]

- 納税地の住所を全角30文字以内で入力します。

[納税地フリガナ]

- 納税地の住所のフリガナを半角60文字以内で入力します。

[納税地電話番号]

- 納税地の電話番号を半角で入力します。

[整理番号]

- 半角8文字以内で入力します。

2.1.4.3 事業者情報取込の詳細説明（法人の場合）

法人の場合の「基本情報」タブ、「申告情報」タブの詳細について説明します。
個人と同じ設定項目については、個人の設定内容を参照してください。

● 「基本情報」タブ



「基本情報」タブについて→

「2.1.4.2 事業者情報取込の詳細説明（個人の場合）」参照

「法人番号」

- 「法人番号」欄は、会計期間の終了が平成 28 年 1 月 1 日以降の法人事業者の場合に表示されます。
- 法人番号を半角数字 13 桁で入力します。
- 法人番号を検索する場合は、「国税庁法人番号公表サイト」のリンクをクリックします。検索した法人番号は、コピーなどにより入力します。

● [申告情報] タブ

個人の [申告情報] タブの詳細と同様です。



[\[申告情報\] タブについて](#)

「2.1.4.2 事業者情報取込の詳細説明（個人の場合）」参照



3

消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

3 消費税申告書を作成する

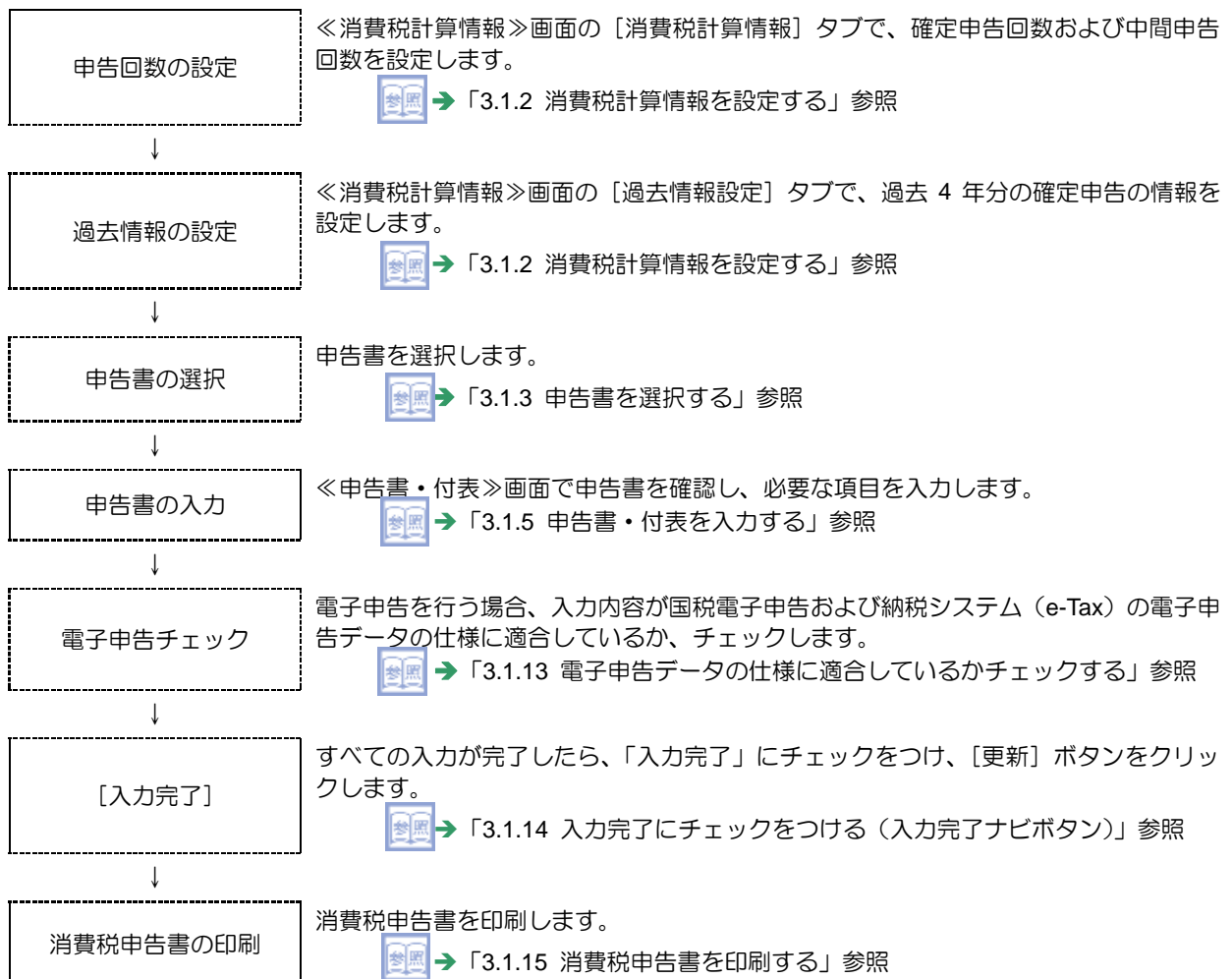
「原則課税」または「簡易課税」を選択して申告書を作成します。中間申告が必要な場合は、予定申告による中間申告書を作成することができます。

3.1 消費税申告書

申告書の作成に必要な情報を設定します。作成した申告書および付表は消費税申告書として出力することができます。

3.1.1 消費税申告書作成の流れ

消費税申告書作成から印刷までの流れは次のとおりです。





3.1.2 消費税計算情報を設定する

『決算業務』 > 『消費税計算情報』

消費税計算情報および過去情報の設定手順について説明します。



- 手順**
- ① [消費税計算情報] ナビボタンをクリックします。
 - ② [消費税計算情報] タブまたは [過去情報設定] タブを選択します。
 → 「3.1.2.1 [消費税計算情報] タブ」参照
 → 「3.1.2.2 [過去情報設定] タブ」参照
 - ③必要に応じて、入力エリアの内容を設定します。
 - ④ [×] ボタンをクリックし、操作を終了します。

3.1.2.1 [消費税計算情報] タブ

『決算業務』 > 『消費税計算情報』 > 『消費税計算情報』

[消費税計算情報] タブの詳細について説明します。

The screenshot shows the '消費税計算情報' (Consumption Tax Calculation Information) tab selected. The interface includes a navigation bar with '決算業務' (Final Accounting) and '消費税計算情報' (Consumption Tax Calculation Information). Below the navigation bar, there are several sections for configuring tax calculation settings:

- 消費税区分** (Consumption Tax District): Radio buttons for 免税 (Exemption), 原則課税 (Standard Taxation), and 簡易課税 (Simplified Taxation).
- 税処理区分** (Tax Treatment District): Radio buttons for 税込処理 (Tax Inclusive) and 税抜処理 (Tax Exclusive).
- 外税売上の税額計算区分** (Tax Calculation District for Foreign Sales): Radio buttons for 期間方式 (Period Method) and 積上方式 (Accumulation Method).
- 仕入の税額計算区分** (Tax Calculation District for Purchases): Radio buttons for 期間方式 (Period Method) and 積上方式 (Accumulation Method).
- 控除税額計算区分** (Tax Calculation District for Deductions): Radio buttons for 個別対応方式 (Individual Response Method) and 一括比率配分方式 (Batch Ratio Allocation Method).
- 税額算出率** (Tax Rate): Input fields for (分子) (Numerator) and (分母) (Denominator).
- 簡便法計算区分** (Simplified Method Calculation District): A checkbox for 簡便課税の場合に簡便法の計算をする (Calculate using the simplified method in the case of simplified taxation).
- 確定申告回数** (Final Return Frequency): Radio buttons for 年1回 (1 year), 年4回 (3か月) (4 times a year, 3 months), and 年12回 (1か月) (12 times a year, 1 month).
- 中間申告回数** (Intermediate Return Frequency): Radio buttons for なし (None), 年1回 (6か月) (1 time a year, 6 months), 年3回 (3か月) (3 times a year, 3 months), and 年11回 (1か月) (11 times a year, 1 month).
- 任意** (Optional): Radio button for 年1回 (1 year).

[消費税区分]

- 免税・原則課税・簡易課税が表示されます。変更することはできません。
- 消費税区分を変更する場合は、『マスター関係登録』 > 『事業者基本情報』で行います。

[税処理区分]

- 税込処理・税抜処理が表示されます。変更することはできません。
- 税処理区分を変更する場合は、『マスター関係登録』 > 『事業者基本情報』で行います。

[外税売上の税額計算区分]

- 売上科目を外税入力した場合の消費税額の計算方法を選択します。

期間方式

入力した売上科目の金額を仮受消費税の金額から、その課税期間における税込金額を求め課税標準額と消費税額を計算します。

積上方式

入力した売上科目の金額と仮受消費税の金額を、取引ごとに積み上げ計算を行い、課税標準額と消費税額を計算します。

積上方式は、「課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用」を受ける場合に選択します。

[仕入の税額計算区分]

- 仕入控除税額の計算区分を選択します。

期間方式

課税期間における仕入取引が税込で集計され、控除対象仕入税額が算出されます。

積上方式 1

内税入力の場合は「期間方式」で計算され、消費税額が税込金額 $\times 6.3 \div 108$ （または $\times 4 \div 105$ ）で算出されます。外税入力の場合は、取引ごとの仮払消費税額が積み上げ計算され、消費税額が金額 $\times 63 \div 80$ （または $\times 4 \div 5$ ）で算出されます。

積上方式 2

内税入力の場合は、消費税額が取引ごとに計算された仮払消費税の総額 $\times 63 \div 80$ （または $\times 4 \div 5$ ）で算出されます。外税入力の場合は、取引ごとの仮払消費税額が積み上げ計算され、消費税額が総額 $\times 63 \div 80$ （または $\times 4 \div 5$ ）で算出されます。

[控除税額の計算区分]

- 「個別対応方式」「一括比例配分方式」から選択します。

[税務署長承認課税割合（分子／分母）]

- 分子、分母とも 12 桁以内で入力します。
- 「控除税額の計算方法」で「個別対応方式」を選択し、課税売上割合の代わりに税務署長承認課税割合を使用する場合に、その計算データを登録します。所轄税務署長に課税割合を認められた場合のみ入力します。

[簡便法計算区分]

- 簡易課税で簡便法の計算をする場合にチェックをつけます。
- 『商工会業務』>『事業者情報登録』>『事業者登録』>「事業者区分」で「個人」を選択し、『マスター関係登録』>『事業者基本情報』> [消費税情報] タブの「消費税区分」で「簡易課税」を選択している場合のみ表示されます。



→ 「3.1.5.3 簡便法の計算について」参照

[確定申告回数]

- 「年 1 回」「年 4 回（3 か月）」「年 12 回（1 か月）」から選択します。

[中間申告回数]

- 「なし」「年 1 回（6 か月）」「年 3 回（3 か月）」「年 11 回（1 か月）」から選択します。
- 確定申告回数が「年 1 回」の場合のみ設定することができます。
- 「なし」以外を選択した場合は、[申告書選択] ナビボタンで「中間申告書」が表示されます。

[任意（年 1 回）]

- 任意で中間申告をする場合に選択します。「中間申告回数」で「なし」を選択した場合のみチェックをつけることができます。
- 任意（年 1 回）にチェックをつけた場合は、[自動設定] ボタンは使用できません。



任意の中間申告制度

任意の中間申告制度とは、前課税期間の消費税額（地方消費税額を含まない）が 48 万円以下でも中間申告書を提出できる制度です。

任意の中間申告制度は個人の場合、平成 27 年 1 月 1 日以降に開始する課税期間より適用されます。法人の場合は、平成 26 年 4 月 1 日以降に開始する課税期間より適用されます。

3.1.2.2 [過去情報設定] タブ

『決算業務』 > 『消費税計算情報』 > 『過去情報設定』

[過去情報設定] タブの詳細について説明します。過去情報には、過去4年分の確定申告の金額が表示されます。

『消費税申告書』を初めて使用する場合は、前々期および前期の過去情報を入力します。

次年度以降は『決算更新』を実行すると、今期の金額が前期欄に前期の金額が前々期欄にと繰り越されるため、入力の必要はありません。

今期の確定申告の金額は、「入力完了」にチェックをつけて[更新] ボタンをクリックすると反映されます。

課税期間	今期		前々期		前々期		前々期	
	自 H 28.01.01	至 H 28.12.31	自 H 27.01.01	至 H 27.12.31	自 H 26.01.01	至 H 26.12.31	自 H 25.01.01	至 H 25.12.31
消費税込計								
課税売上高 (課税売上割合の分子)	上期		28,000,000		25,000,000		25,000,000	
※消費税込申告書の15	年間		51,000,000		50,000,000		50,000,000	
非課税資産の輸出等の金額								
基礎税額の課税売上高								
課税売上高 - 非課税資産の輸出等の金額			51,000,000		50,000,000		50,000,000	
資産の譲渡等の対価の額 (課税売上割合分母)								
※原則課税の消費税申告書16								
納税負債税額								
納税負債税額 (市国県分)								

【今期について】
今期の確定申告の金額は、入力完了画面で入力完了状態にすることで反映されます。

[課税期間]

- ・会計期間が表示されます。

[消費税計算]

- ・「なし」「簡易課税」「原則課税」「免税」から選択します。
- ・今期欄には[消費税計算情報] タブの「消費税区分」が表示されます。

[課税売上高 (課税売上割合の分子) 上期] (前期)

- ・上期 (課税期間の開始から6か月間) の課税売上高を入力します。

[課税売上高 (課税売上割合の分子) 年間] (前々期・前期)

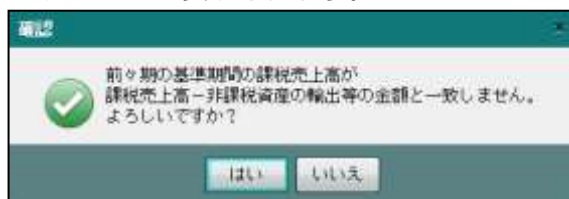
- ・前々期、前期の消費税申告書 (一般用) における⑮「課税資産の譲渡等の対価の額」または、前々期、前期の消費税申告書 (簡易課税用) における⑮「この課税期間の課税売上高」の金額を入力します。

[非課税資産の輸出等の金額]

- ・「非課税資産の輸出等の金額」を入力します。

[基準期間の課税売上高] (前々期・前期)

- 「基準期間の課税売上高」には、「課税売上高（課税売上割合の分子）年間」から「非課税資産の輸出等の金額」を差し引いた金額を入力します。
- 「課税売上高（課税売上割合の分子）年間」または、「非課税資産の輸出等の金額」を入力すると、「基準期間の課税売上高」を自動で計算します。
ただし、課税期間が1年に満たない場合は自動計算されません。
- 「基準期間の課税売上高」の金額が自動計算の結果と一致していない場合は、次の確認メッセージが表示されます。



- 前々期の「基準期間の課税売上高」は、当期の消費税申告書（一般用）の「基準期間の課税売上高」または、消費税申告書（簡易課税用）の⑯「基準期間の課税売上高」に印刷されます。

[資産の譲渡等の対価の額] (前々期・前期)

- 前々期および前期の消費税申告書（一般用）における⑯「資産の譲渡等の対価の額」を入力します。
- 「簡易課税」を選択している場合、登録する必要はありません。

[納税消費税額] (前期)

- 前期の納税消費税額を入力します。

[納税消費税額（内国税分）] (前期)

- 前期の納税消費税額のうち、国税分を入力します。
- 当期の中間申告書の「前課税期間の消費税額」として使用されます。

3.1.2.3 中間申告回数を自動設定する

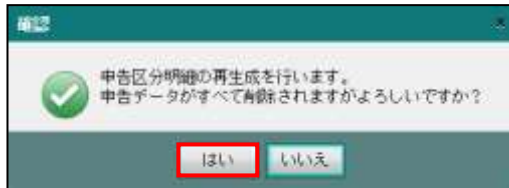
『決算業務』 > 『消費税計算情報』 > 『自動設定』

前期の国税納付額に応じて中間申告回数を自動で設定する手順について説明します。



① [自動設定] ボタンをクリックします。

②次の確認メッセージが表示されます。[はい] ボタンをクリックします。

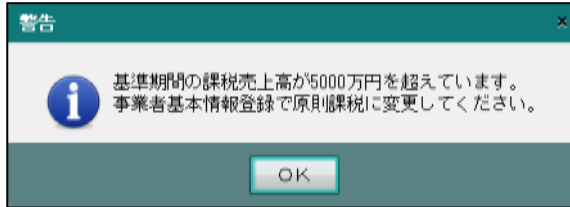


③前期の国税納付額に応じて、「中間申告回数」が設定されます。

3.1.2.4 前々期の「基準期間の課税売上高」が5千万円を超えている場合

「簡易課税」を選択している場合、前々期の「基準期間の課税売上高」が5千万円を超えていると、ナビボタンの切り替え時、タブの切り替え時または [×] ボタンをクリックした時に次の警告メッセージが表示されます。

『マスター関係登録』>『事業者基本情報』の「消費税区分」を「原則課税」に変更します。



法人で前々期の課税期間が1年に満たない場合は、5千万円を超えているか判定されないため、年換算して判断してください。

3.1.3 申告書を選択する

『決算業務』 > 『消費税申告書』 > 『申告書選択』

中間申告書または確定申告書の作成手順について説明します。



① [申告書選択] ナビボタンをクリックします。

② 作成または確認を行う申告書を選択します。

③ [選択] ボタンをクリックします。



→ 「3.1.3.1 「個人番号」未連携のメッセージが表示された場合」参照



→ 「3.1.3.2 「法人番号」未登録のメッセージが表示された場合」参照

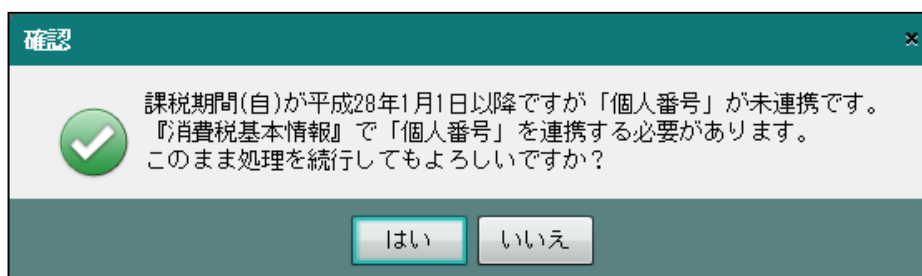
④ <<申告書・付表>>画面が表示されます。続けて、申告書の入力を行います。



→ 「3.1.5 申告書・付表を入力する」参照

3.1.3.1 「個人番号」未連携のメッセージが表示された場合

≪申告書選択≫画面で [選択] ボタンをクリックしたとき、『マイナンバー保管』を利用して
いる事業者の個人番号が未連携の場合に表示されるメッセージについて説明します。



●消費税申告書に個人番号を出力する場合

- 確認メッセージで [いいえ] ボタンをクリックします。≪申告書選択≫画面に戻ります。
- 『決算業務』 > 『消費税基本情報』で個人番号を連携します。連携後、消費税申告書に個人番号を出力することができます。

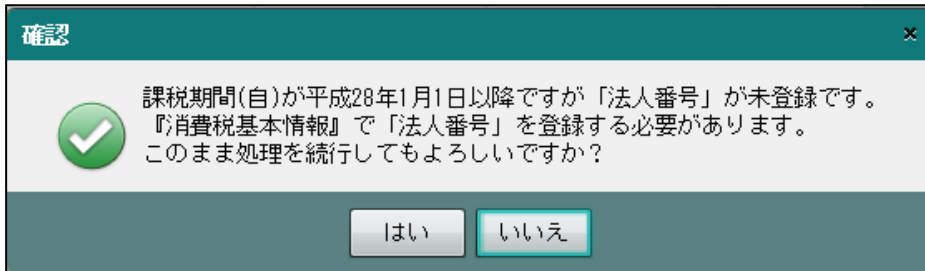
 [個人番号の連携について](#) → 「2.1.2.1 [基本情報] タブ」参照

●消費税申告書に個人番号を出力しない場合

- 確認メッセージで [はい] ボタンをクリックします。≪申告書・付表≫画面が表示されます。
- 個人番号を連携しない場合、消費税申告書に個人番号を出力することはできません。

3.1.3.2 「法人番号」未登録のメッセージが表示された場合

≪申告書選択≫画面で [選択] ボタンをクリックしたとき、課税期間の開始が平成 28 年 1 月 1 日以降の法人事業者で法人番号が未登録の場合に表示されるメッセージについて説明します。



●消費税申告書に法人番号を出力する場合

- 確認メッセージで [いいえ] ボタンをクリックします。≪申告書選択≫画面に戻ります。
- 『決算業務』 > 『消費税基本情報』で法人番号を登録します。登録後、消費税申告書に法人番号を出力することができます。



[法人番号の登録について](#) → 「2.1.3.1 [基本情報] タブ」参照

●消費税申告書に法人番号を出力しない場合

- 確認メッセージで [はい] ボタンをクリックします。≪申告書・付表≫画面が表示されます。
- 法人番号を登録しない場合、消費税申告書に法人番号を出力することはできません。

3.1.4 仕訳データの集計期間を短縮する

『決算業務』 > 『消費税申告書』 > 『申告書選択』 > 『集計期間変更』

仕訳データの集計期間を短縮する手順について説明します。この処理を行うと、申告書の課税期間が指定された集計終了月に変更されます。

「入力完了」済みの場合、集計期間は短縮できません。

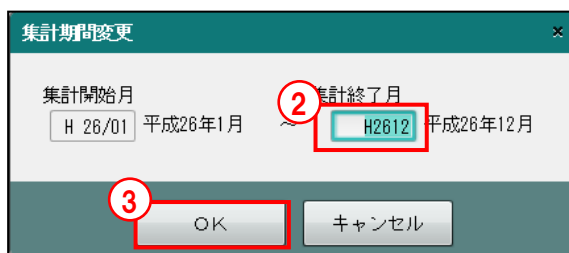


① [集計期間変更] ボタンをクリックします。



→ 「3.1.4.1 集計期間変更時にメッセージが表示された場合」参照

② 集計終了月を変更します。



③ [OK] ボタンをクリックします。



→ 「3.1.4.1 集計期間変更時にメッセージが表示された場合」参照

④ 確定申告書の集計終了月が、指定された集計終了月に変更されます。



集計終了月に決算月を指定した場合について

中間申告を採用している場合、集計終了月に中間決算の月度を指定すると、中間決算月（81～83月）を含めて集計されます。

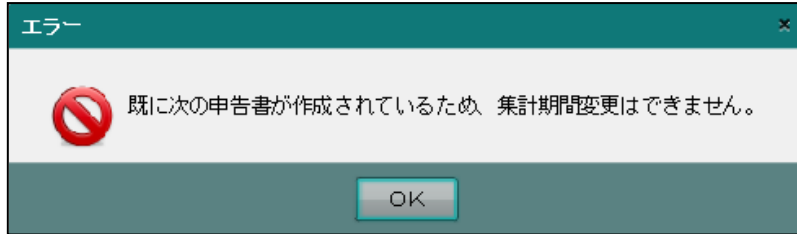
集計終了月に決算の月度を指定すると、決算月（91～93月）を含めて集計されます。

3.1.4.1 集計期間変更時にメッセージが表示された場合

集計期間の変更を行う際に表示されるエラーメッセージについて説明します。

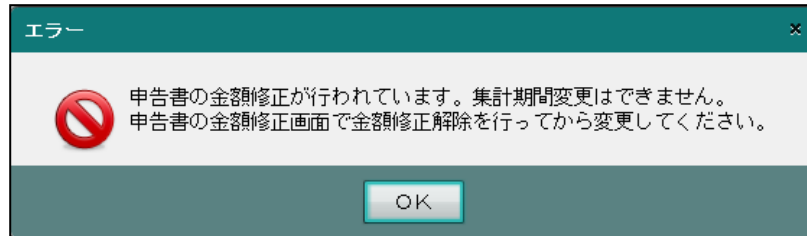
●すでに次の申告書が作成されている場合

- [集計期間変更] ボタンをクリックしたとき、次のエラーメッセージが表示されます。
- 申告書が作成された後に、前の申告書の集計期間を変更することはできません。



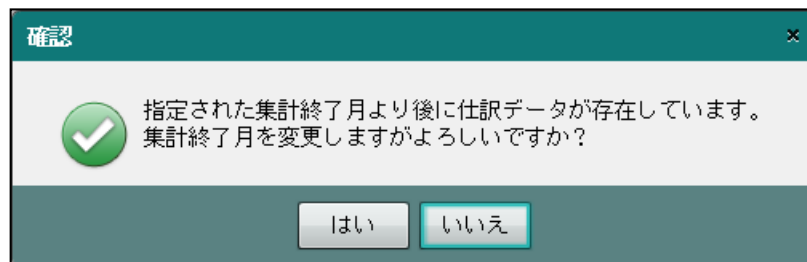
●集計期間を短縮する申告書で金額修正がされている場合

- [集計期間変更] ボタンをクリックしたとき、次のエラーメッセージが表示されます。
- 『金額修正解除』を行ってから、再度集計期間の変更を行います。



●集計終了月より後に仕訳データがある場合

- 集計期間変更で [OK] ボタンをクリックしたとき、次のエラーメッセージが表示されます。
- [はい] ボタンをクリックすると、集計終了月が変更されます。
- [いいえ] ボタンをクリックすると、集計終了月は変更されません。

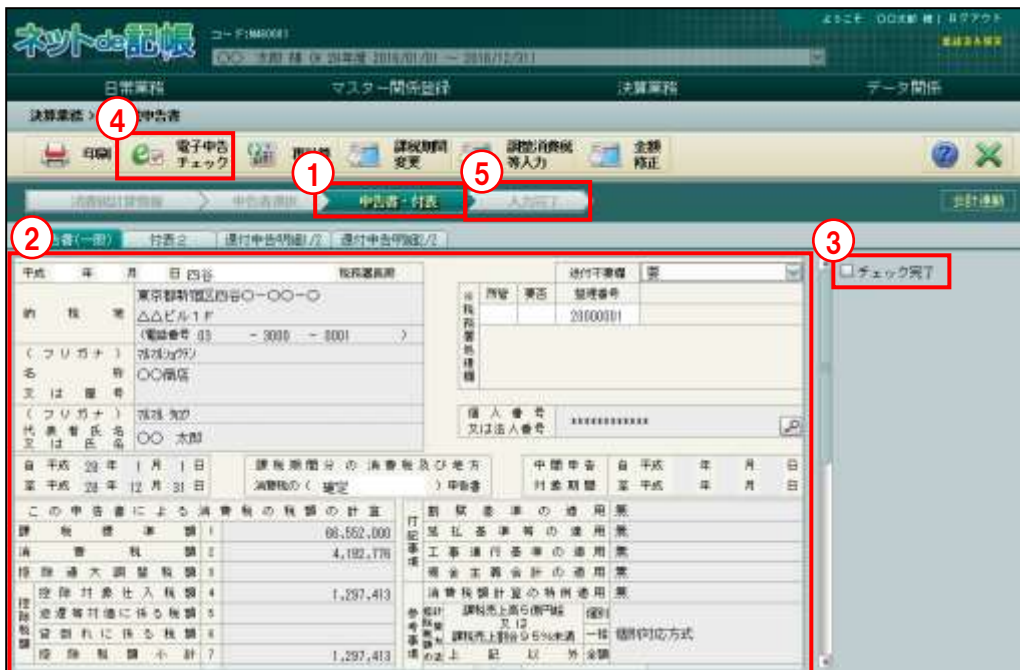


3.1.5 申告書・付表を入力する

『決算業務』 > 『消費税申告書』 > 『申告書・付表』

≪申告書・付表≫画面では、各タブの内容を確認し、必要に応じて変更します。申告書を入力する手順について説明します。タブの切り替え時または [X] ボタンをクリックした時、入力した内容で更新されます。

原則課税の場合



① ≪申告書選択≫画面の [選択] ボタンをクリックすると、≪申告書・付表≫画面が表示されます。



メッセージが表示された場合→

「3.1.5.2 再計算が必要な場合に表示されるメッセージ」参照



簡便法の計算をする場合→ 「3.1.5.3 簡便法の計算について」参照

② 必要に応じて、[申告書（一般）]、[付表2] [還付申告明細 1/2]、[還付申告明細 1/2] の各タブで該当箇所を入力します。

③ 各タブですべての項目の入力が完了したら「チェック完了」にチェックをつけます。チェックをつけた後も入力を行うことができます。

④ [電子申告チェック] ボタンをクリックし、入力内容が国税電子申告および納税システム（e-Tax）の電子申告データの仕様に適合しているかチェックします。



電子申告データのチェックについて→

「3.1.13 電子申告データの仕様に適合しているかチェックする」参照

⑤ [入力完了] ナビボタンをクリックし、≪入力完了≫画面を表示します。続けて、入力完了処理を行います。




入力完了を行う→


「3.1.14 入力完了にチェックをつける（入力完了ナビボタン）」参照

3.1.5.1 詳細説明

《申告書・付表》画面の詳細について説明します。

[個人番号]

- 個人番号は、会計期間の開始が平成 28 年 1 月 1 日以降の個人事業者の場合に表示されます。
- 特定個人情報を扱うための条件を満たしているか、個人番号が連携されているかにより、[個人番号] および  ボタンの表示状態が異なります。


 ボタン

- 個人番号のマスク状態を切り替えます。

 [個人番号を表示できるユーザーについて](#)→

「1.7.2 『ネット de 記帳』の個人番号の操作」参照

特定個人情報を扱うための条件と個人番号欄の表示状態

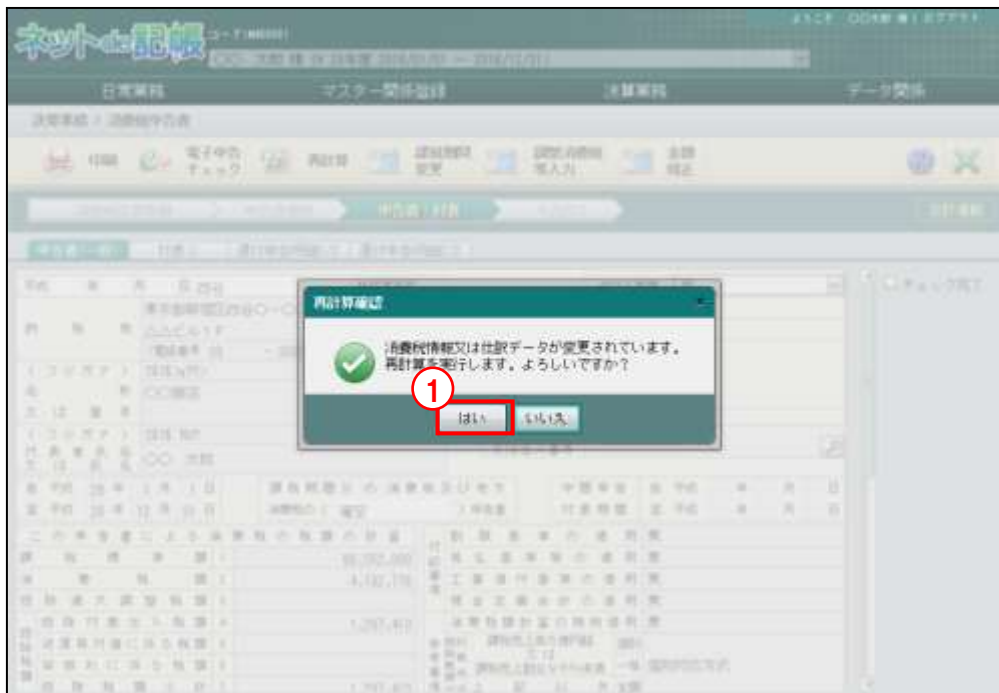
事業者のマイナンバー契約区分	ログインユーザーのマイナンバー連携権限	ログイン端末	個人番号欄の表示状態
税務支援	あり	登録済み端末	<ul style="list-style-type: none"> ●個人番号が連携されていない状態 個人番号は、表示されません。 ボタンの操作はできません。  操作不可 ●個人番号が連携された状態 個人番号は、マスク状態で表示されます。 ボタンが操作できます。  操作可能 <p>マスク状態で  ボタンをクリックすると個人番号が表示されます。再度クリックするとマスク状態に切り替わります。</p> <p> 操作可能</p>
税務支援	あり	登録済み端末以外	<ul style="list-style-type: none"> ●個人番号が連携されていない状態 個人番号は、表示されません。 ボタンの操作はできません。  操作不可
税務支援	なし	登録済み端末	<ul style="list-style-type: none"> ●個人番号が連携された状態 個人番号は、マスク状態で表示されます。 ボタンの操作はできません。  操作不可
税務支援以外	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ●個人番号が連携されていない状態 個人番号は、表示されません。 ボタンの操作はできません。 

3.1.5.2 再計算が必要な場合に表示されるメッセージ

《申告書・付表》ナビボタンをクリックしたときに表示される、再計算の確認メッセージについて説明します。

●再計算のメッセージが表示される項目

- ・『消費税基本情報』の設定内容を変更した場合
- ・仕訳帳などで仕訳を変更した場合
- ・[消費税計算情報] タブで区分等を変更した場合
- ・[過去情報設定] タブで前期・前々期の「基準期間の課税売上高」「資産の譲渡等の対価の額（課税売上割合分母）」を変更した場合

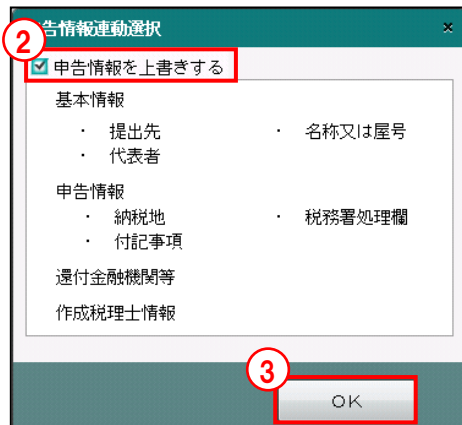


①再計算の確認メッセージが表示されます。[はい] ボタンをクリックします。



【いいえ】を選択した場合→「3.1.6 申告書を再計算する」参照

②《申告情報連動選択》画面が表示されます。「申告情報を上書きする」にチェックが付いていない場合は、チェックをつけます。



③ [OK] ボタンをクリックします。

④再計算処理が実行され、申告情報が上書きされます。



→「3.1.6 申告書を再計算する」参照

3.1.5.3 簡便法の計算について

[消費税計算情報] タブ> 「簡便法計算区分」にチェックをつけている場合、申告書の作成時および再計算処理の実行時に簡便法計算の判定が行われます。

次の場合は、消費税率 5%（税率 4%適用分）の簡便法の計算は行われません。

- ・消費税率 5%の貸倒回収額がある場合
- ・消費税率 5%の売上対価の返還等がある場合で、各種事業に係る消費税額からそれぞれの事業の売上対価の返還等に係る消費税額を控除しきれない場合

次の場合は、消費税率 8%（税率 6.3%適用分）の簡便法の計算は行われません。

- ・消費税率 8%の貸倒回収額がある場合
- ・消費税率 8%の売上対価の返還等がある場合で、各種事業に係る消費税額からそれぞれの事業の売上対価の返還等に係る消費税額を控除しきれない場合

簡便法の計算が行われる場合は、≪申告書・付表≫画面に次の「簡便法計算」ラベルが表示されます。

- ・消費税率 5%と 8%で簡便法の計算ができる



- ・消費税率 8%（税率 6.3%適用分）のみ簡便法の計算ができる

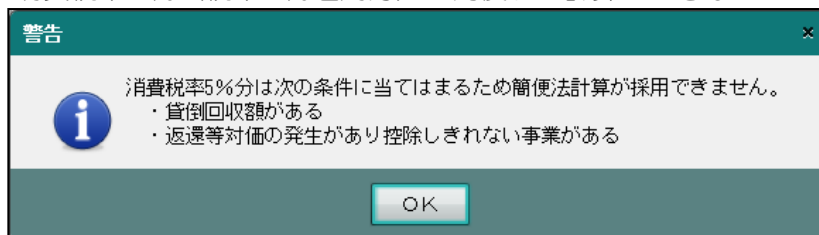


- ・消費税率 5%（税率 4%適用分）のみ簡便法の計算ができる

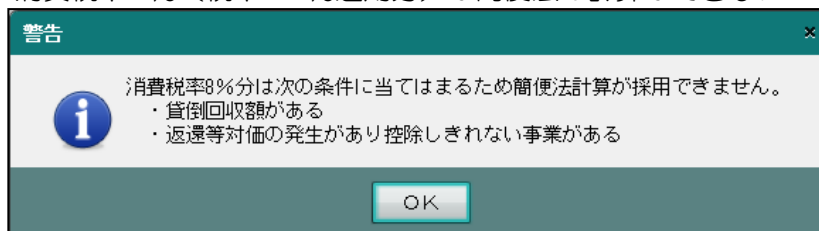


簡便法の計算が行われない場合は、申告書の作成時および再計算処理の実行時に以下のメッセージが表示されます。

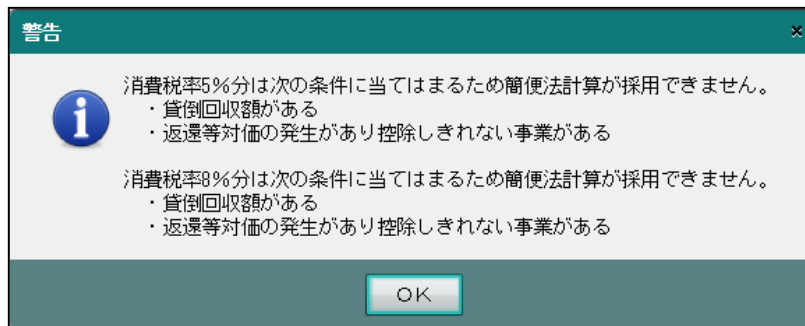
- ・消費税率 5%（税率 4%適用分）が簡便法の計算ができない



- ・消費税率 8%（税率 6.3%適用分）が簡便法の計算ができない

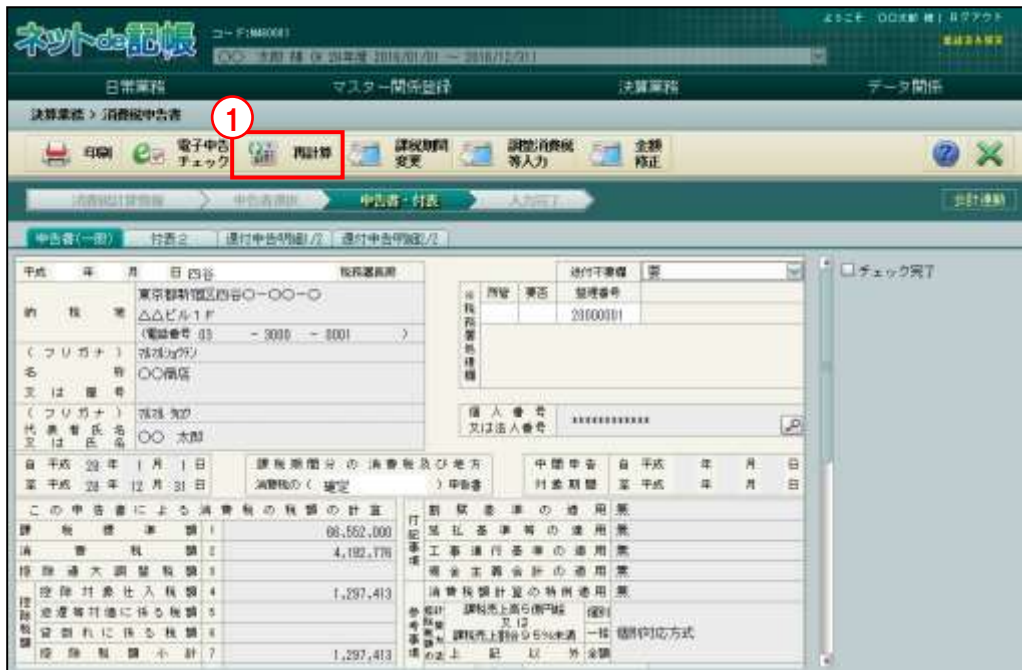


- 消費税率 5%と 8%の両方で簡便法の計算ができない

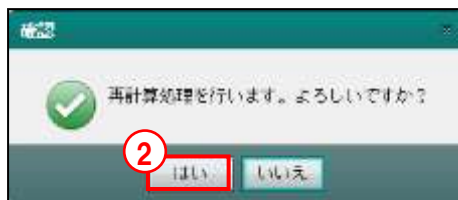


3.1.6 申告書を再計算する

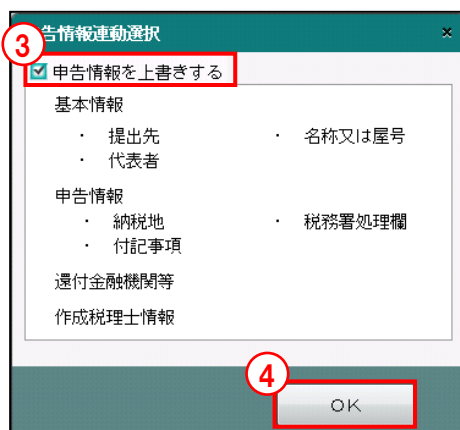
『決算業務』 > 『消費税申告書』 > 『申告書・付表』 > 『再計算』
申告書を再計算する手順について説明します。



- ① [再計算] ボタンをクリックします。
- ② 次のメッセージが表示されます。[はい] ボタンをクリックします。



- ③ ≪申告情報連動選択≫画面が表示されます。「申告情報を上書きする」にチェックが付いていない場合は、チェックをつけます。



- ④ [OK] ボタンをクリックします。
- ⑤ 再計算処理が実行され、申告情報が上書きされます。

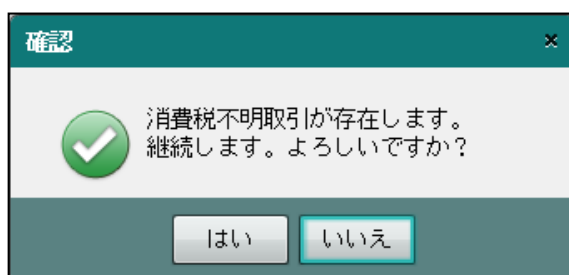


→ 「3.1.6.1 申告書の再計算時にメッセージが表示された場合」参照
簡便法の計算をする場合 → 「3.1.5.3 簡便法の計算について」参照

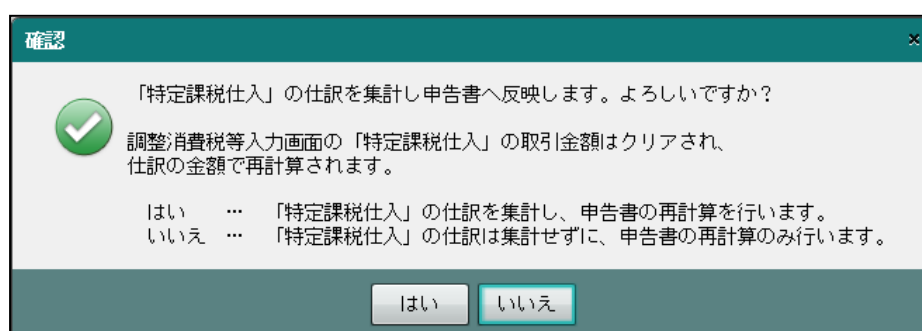
3.1.6.1 申告書の再計算時にメッセージが表示された場合

申告書の再計算時に表示されるエラーメッセージについて説明します。

- 仕訳データに消費税コード「99：不明」の仕訳がある場合
 - ・再計算時に、次のエラーメッセージが表示されます。
 - ・[はい] ボタンをクリックすると、消費税コード「99：不明」の仕訳を除いて再計算が行われます。
 - ・[いいえ] ボタンをクリックすると再計算は行われません。仕訳を確認し消費税コードを修正してください。



- 特定課税仕入用の固定摘要が設定されている場合
 - ・再計算時に、次のエラーメッセージが表示されます。
 - ・[はい] ボタンをクリックすると、特定課税仕入の仕訳が集計され申告書に反映されます。
 - ・[いいえ] ボタンをクリックすると、特定課税仕入の仕訳は集計されません。



特定課税仕入用の固定摘要設定について→

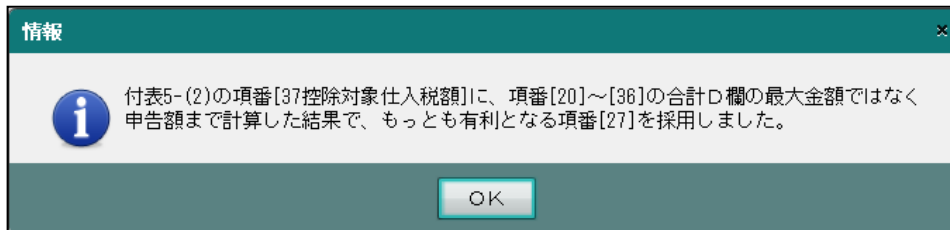
「事業者機能 I. マスター関係登録編 5.1.5 特定課税仕入用の固定摘要を設定する」参照

3.1.6.2 付表 5- (2) の計算について

通常、付表 5- (2) の「(37) 控除対象仕入税額」には、2 種類以上の事業を営む事業者で特例計算を採用する場合は項番 (20) ～ (36) の合計 D 欄の金額が最も大きい計算式を採用します。

しかし、合計 D 欄の金額が同額で複数ある場合は、申告書の「(26) 消費税及び地方消費税の合計税額」がもっとも有利となる計算式を採用します。

もっとも有利な計算式を採用した場合は、再計算処理の実行後または金額修正の [更新] ボタン押下時に、次のメッセージが表示されます。



3.1.7 課税期間を変更する

『決算業務』 > 『消費税申告書』 > 『申告書・付表』 > 『課税期間変更』

課税期間を変更する手順を説明します。中間申告書の場合は使用できません。

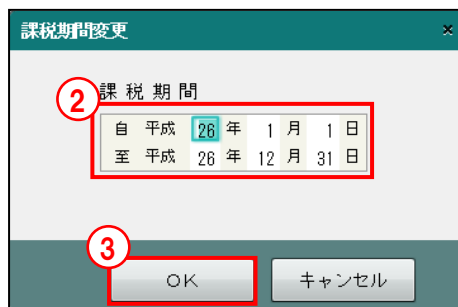


① [課税期間変更] ボタンをクリックします。



→ 「3.1.7.1 課税期間変更時にエラーが発生した場合」参照

② 課税期間を変更します。課税期間は集計期間の範囲内で変更します。課税期間は集計期間と異なる月数に変更できません。



③ [OK] ボタンをクリックします。

④ 再計算処理が実行されます。



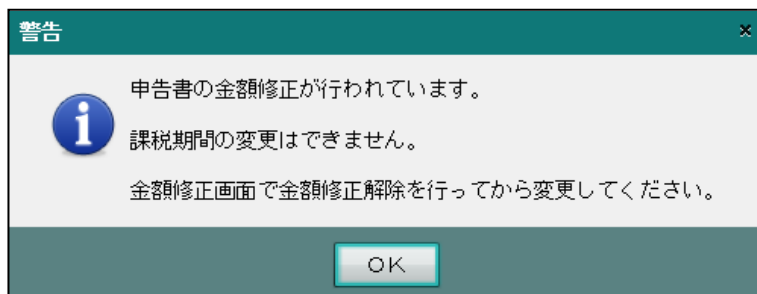
→ 「3.1.6 申告書を再計算する」参照

3.1.7.1 課税期間変更時にエラーが発生した場合

課税期間の変更を行う際に表示されるエラーメッセージについて説明します。

●課税期間を変更する申告書で金額修正がされている場合

- [課税期間変更] ボタンをクリックしたとき、次のエラーメッセージが表示されます。
- 『金額修正解除』を行ってから、再度課税期間の変更を行います。




3.1.8 調整消費税等を入力する

『決算業務』 > 『消費税申告書』 > 『申告書・付表』 > 『調整消費税等入力』

調整消費税等を入力する手順を説明します。≪調整消費税等入力≫画面では、中間納付税額、特定課税仕入、棚卸調整消費税、課税売上割合変動、固定資産転用を入力します。中間申告書の場合は使用できません。

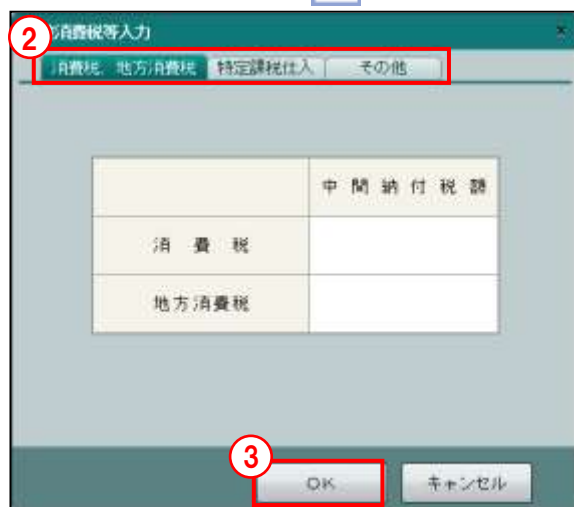


手順 ① [調整消費税等入力] ボタンをクリックします。

 → 「3.1.8.2 調整消費税等の入力でエラーが発生した場合」参照

②各タブを選択し金額を入力します。[特定課税仕入] タブ、[その他] タブは、「原則課税」を選択している場合に表示されます。

 各タブの設定項目 → 「3.1.8.1 詳細説明」参照



③ [OK] ボタンをクリックします。

④再計算処理が実行されます。

 → 「3.1.6 申告書を再計算する」参照

3.1.8.1 詳細説明

≪調整消費税等入力≫画面の詳細について説明します。

● [消費税、地方消費税] タブ

	中間納付税額
消費税	
地方消費税	

[中間納付税額]

- ・確定申告の際に、すでに納付済みの中間納付税額を入力します。
- ・中間申告書を作成している場合は、中間申告書の納付税額が自動で連動されます。

● 特定課税仕入

	取引金額
課税売上対応分	
共通売上対応分	
特定課税仕入 非課税売上対応分	
課税対応控除分	
共通対応控除分	
非課税対応控除分	

[特定課税仕入]

- ・特定課税仕入の取引金額を入力します。

[会計連動] ボタン

- ・『マスター関係登録』 > 『固定摘要登録』で特定課税仕入用の固定摘要が設定されている場合、[会計連動] ボタンは使用可能になります。
- ・[会計連動] ボタンをクリックし、特定課税仕入用の固定摘要が登録されている仕訳を集計します。

特定課税仕入用の固定摘要設定について➔

「事業者機能 I. マスター関係登録編 5.1.5 特定課税仕入用の固定摘要を設定する」参照

●その他

		5% 内税	8% 内税
棚卸調整消費税	課税売上対応分		
	共通売上対応分		
	非課税売上対応分		
課税売上割合変動			
固定資産転用			

[棚卸調整消費税]

- ・付表 2 および 2- (2) で「納付義務の免除を受けない（受ける）こととなった場合における、消費税額の調整（加算又は減算）額」に該当する金額を入力します。
- ・課税売上割合が 95%未満になる場合には、課税・課税非課税共通・非課税の各売上に
対応する金額に区分し、入力する必要があります。

[課税売上割合変動]

- ・付表 2 および 2- (2) で、控除調整の「課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整（加算又は減算）額」に該当する金額を入力します。

[固定資産転用]

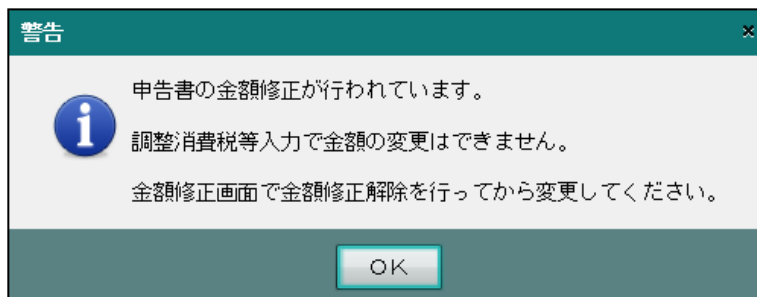
- ・付表 2 および 2- (2) で、控除調整の「調整対象固定資産を課税業務用（非課税業務用）に転用した場合の調整（加算又は減算）額」に該当する金額を入力します。

3.1.8.2 調整消費税等の入力でエラーが発生した場合

調整消費税等の入力を行う際に表示されるエラーメッセージについて説明します。

●調整消費税等を入力する申告書で金額修正がされている場合

- [調整消費税等入力] ボタンをクリックしたとき、次のエラーメッセージが表示されます。
- 『金額修正解除』を行ってから、再度調整消費税等の入力を行います。



3.1.9 金額修正を行う

『決算業務』 > 『消費税申告書』 > 『申告書・付表』 > 『金額修正』

申告書の金額を修正する手順について説明します。

金額修正は、消費税率 3%には対応していません。課税期間が平成 24 年 4 月 1 日以降開始の申告書で使用できます。課税期間の終了が平成 26 年 4 月 1 日より前の申告書は、消費税率 5%の「金額修正」画面が表示されます。



金額を修正する場合の注意点

- ・消費税申告書は仕訳帳などで入力した仕訳データを元に作成されます。消費税申告書を修正する場合は、仕訳帳などで仕訳を修正します。
- ・「金額修正」画面で直接金額を修正する場合は、申告内容を十分に確認のうえ行ってください。



① [金額修正] ボタンをクリックします。

②申告書および付表の金額を修正します。



金額を修正した項目は、背景色がオレンジ色（強制入力の色）で表示されます。

納税義務の変更による消費税額の調整	13	600,000
-------------------	----	---------

金額の修正により再計算された項目は、背景色が紫色（自動計算結果の色）で表示されます。

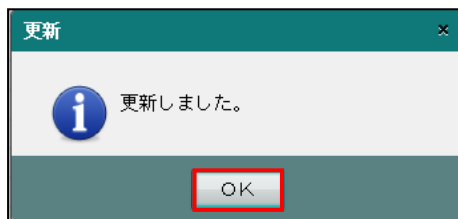
課税仕入れ等の税額の合計額	14	1,897,413
---------------	----	-----------

③ [更新] ボタンをクリックします。



「3.1.9.5 更新時のエラーメッセージ・警告メッセージ」参照

④次の確認メッセージが表示されます。[OK] ボタンをクリックします。



⑤ [戻る] ボタンをクリックします。

⑥<<申告書・付表>>画面の右上に「金額修正」と表示されます。



3.1.9.1 「原則課税」の金額修正の詳細説明

原則課税の場合は、「消費税申告書（一般用）」および「付表 2」を修正できます。

消費税率 5%の発生がある場合は、「付表 2-（2）」および「付表 1」を修正できます。

●原則課税

- ・申告書および付表は同時にスクロールします。
- ・「控除税額の計算方法」の確認および「基準期間の課税売上高」が入力できます。
- ・「付表 2」の「④課税資産の譲渡等の対価の額」および「⑦資産の譲渡等の対価の額」の計算結果がマイナスの場合は、「0（ゼロ）」と表示されます。
- ・課税売上割合が 95%未満で「特定課税仕入を入力する」にチェックを付けると、特定課税仕入が入力できます。



→ 「3.1.9.3 特定課税仕入を入力する」参照

- ・申告書（一般）の「1 内訳」および「5 内訳」に入力された金額は「別表」に表示されます。

申告書(一般)	項目	金額	付表2	項目	金額
課税標準額	1	86,552,000	課税売上額(税抜き)	1	86,552,445
① 課税資産の譲渡等の対価の額	1-1		免税売上額	2	
② 特定課税仕入の支払対価の額	1-2		非課税資産の輸出等の金額	3	
消費税額	2	4,302,776	課税資産の譲渡等の対価の額	4	86,552,445
控除税額	3		課税資産の譲渡等の対価の額(4)	5	86,552,445
控除対象仕入税額	4	1,897,413	非課税売上額	6	
控除除外税額	5		資産の譲渡等の対価の額	7	86,552,445
⑤ 売上の譲渡等対価に係る税額	5-1		課税売上割合	8	100.00%
⑥ 特定課税仕入の必要に係る税額	5-2		課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	9	22,241,391
控除額	6		課税仕入れに係る消費税額	10	1,297,413
控除税額合計	7	1,897,413	特定課税仕入れに係る支払対価の額	11	
控除不足還付税額	8		特定課税仕入れに係る消費税額	12	
還付税額	9	2,295,330	課税標準に係る消費税額	13	
中間的付戻額	10		納税義務の変更による消費税額の調整	14	400,000
納付税額	11	2,295,330	課税仕入れ等の税額の合計額	15	1,897,413
中間的付還付税額	12		課税売上割合が95%以上の場合	16	1,897,413
控除不足税額	13		14のうち、課税売上10%未満のもの	17	
還付付戻税額	14		14のうち、課税・非課税売上共通して課するもの	18	
課税資産の譲渡等の対価の額	15	86,552,445	18のうち、課税方式により控除する税額	19	
資産の譲渡等の対価の額	16	86,552,445	一律比率区分方式により控除する税額	20	
この申告書による売上消費税の税額の計算			課税売上割合が95%未満の場合の調整額	21	
控除不足還付税額	17		固定資産を転用した場合の調整額	22	
還付税額	18	2,295,330	控除対象仕入税額	23	1,897,413
還付額	19		控除除外税額	24	
納付税額	20	819,330	留保額に係る消費税額	25	
中間的付戻金調整額	21				
納付課税調整額	22	819,330			
中間的付還付課税調整額	23				
控除不足調整額	24				
還付課税調整額	25				
消費税及び地方消費税の合計	26	2,814,000			
控除税額の計算方法	金額				
基準期間の課税売上高		50,000 千円			

●原則課税（消費税率 5%の発生がある場合）

- ・申告書および付表は別々にスクロールします。
- ・「付表 2- (2)」の「④課税資産の譲渡等の対価の額 (D)」および「⑦資産の譲渡等の対価の額 (D)」の計算結果がマイナスの場合は、「0 (ゼロ)」と表示されます。

《付表 2-(2)》

項 目	4%適用分 (B)	8.3%適用分 (C)	合計 (D)
課税売上額	15,412,877	51,576,870	66,979,747
免税売上額			
非課税資産の輸出等の金額			
課税資産の譲渡等の対価の額			66,979,747
課税資産の譲渡等の対価の額 (A)			66,979,747
非課税売上額			500,000
資産の譲渡等の対価の額			67,479,747
課税売上割合			1,106,518
課税仕入れに係る支払対価の額	3,272,481	18,968,000	22,240,481
課税仕入れに係る消費税額	124,866	1,106,518	1,231,384
特定課税仕入れに係る支払対価の額			
特定課税仕入れに係る消費税額			
課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	124,866	1,106,518	1,231,384
課税売上割合が90%以上の場合 14のうち、課税売上のみを要する	124,866	1,106,518	1,231,384
14のうち、課税売上と非課税売上共通 (課税仕入れ方式により控除する税額)			
一括比例配分方式により控除する税額			
課税売上割合変動時の課税資産調整額			
固定資産を転用した場合の調整額			
控除対象仕入れ税額	124,866	1,106,518	1,231,384
控除不足調整税額			
留付税額			

《付表 1》

項 目	4%適用分 (B)	8.3%適用分 (C)	合計 (D)
課税標準額	15,412,877	51,576,870	66,979,747
課税資産の譲渡等の対価の額			
特定課税仕入れに係る支払対価の額			
消費税額	616,000	3,240,288	3,856,288
控除不足調整税額			
控除対象仕入れ税額	124,866	1,106,518	1,231,384
譲渡等対価に係る税額			
売上の譲渡等対価に係る税額			
留付に係る税額			
留付税額合計	124,866	1,106,518	1,231,384
留引税額	481,414	2,142,770	2,624,184
合計課引税額			2,624,184
(地方消費税)控除不足調整税額			
(地方消費税)控除不足調整税額	481,414	2,142,770	2,624,184
地方消費税の課税標準となる消費税額			2,624,184
還付額			
納税額	122,663	579,207	701,870
合計課引調整額			701,870


3.1.9.2 「簡易課税」の金額修正の詳細説明

簡易課税の場合は、「消費税申告書（簡易用）」および「付表5」を修正できます。

消費税率5%の発生がある場合は、「付表5-（2）」および「付表4」を修正できます。

●簡易課税

- 申告書および付表は同時にスクロールします。
- 「1種類の事業の専業者に変更する」または「2種類以上の事業を営む事業者に変更する」にチェックをつけると、営む事業を変更することができます。

 → 「3.1.9.4 営む事業を変更する」参照

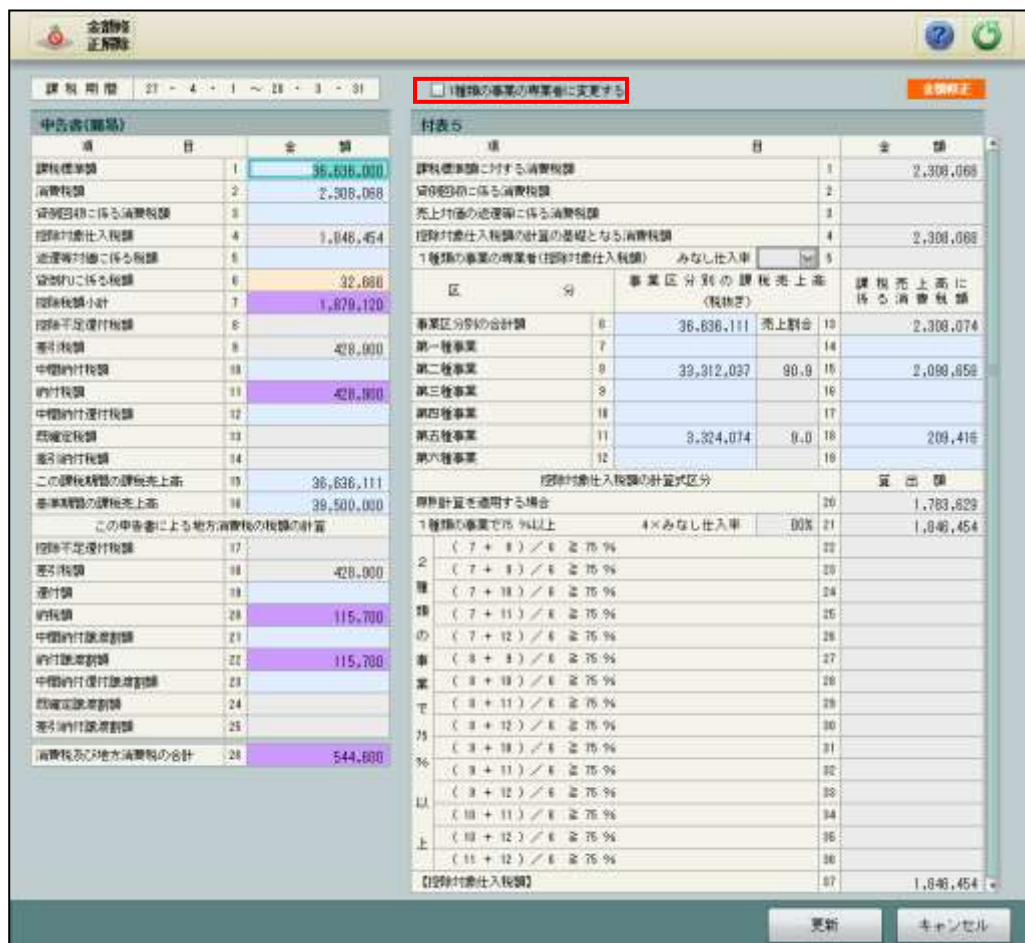
「1種類の事業の専業者に変更する」のチェックボックスが表示される条件

第一種事業から第六種事業（または第五種事業）のうち2種類以上の事業を営む場合に表示されます。

「2種類以上の事業を営む事業者に変更する」のチェックボックスが表示される条件

第一種事業から第六種事業（または第五種事業）のうち1種類の事業だけを営む場合に表示されます。

- 「付表5」の「④控除対象仕入税額計算の基礎となる消費税額」の計算結果がマイナスの場合は、「0（ゼロ）」と表示されます。
- 課税期間の開始が平成27年3月31日以前は、「第六種事業（不動産業）」がありません。



The screenshot displays the tax software interface for simplified taxation. The main table on the left lists various tax items and their amounts. The 'Table 5' section on the right provides a detailed breakdown of sales and taxes by business type. A red box highlights the checkbox '1種類の事業の専業者に変更する' (Change to sole operator of one business type).

課税期間	27 - 4 - 1 ~ 28 - 3 - 31
申告書(簡易)	
課税標準額	36,636,000
消費税額	2,308,068
控除対象仕入に係る消費税額	
控除対象仕入税額	1,046,454
油運等対象に係る税額	
油運等に係る税額	32,680
控除税額小計	1,079,134
控除不足還付税額	
還付税額	428,000
中間納付税額	
納付税額	428,000
中間納付還付税額	
控除定税額	
還付還付税額	
この課税期間の課税売上高	36,636,111
事業期間の課税売上高	39,500,000
この申告書による地方消費税の税額の計算	
控除不足還付税額	
還付税額	428,000
還付額	
納付税額	115,700
中間納付還付税額	
納付還付税額	115,700
中間納付還付還付税額	
控除定還付税額	
還付還付還付税額	
消費税及び地方消費税の合計	544,600

課税標準額に対する消費税額	1	金額
課税標準額に対する消費税額	1	2,308,068
貸付取引に係る消費税額	2	
売上付添の処理等に係る消費税額	3	
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額	4	2,308,068
1種類の事業の専業者(控除対象仕入税額) みなし仕入率	5	
区分	事業区分別の課税売上高(税抜き)	課税売上高に係る消費税額
事業区分別の合計額	36,636,111 売上割合	2,308,074
第一種事業	7	14
第二種事業	8	39,312,037 90.9
第三種事業	9	16
第四種事業	10	17
第五種事業	11	3,324,074 9.0
第六種事業	12	18
控除対象仕入税額の計算区分		算出額
原則計算を適用する場合	20	1,783,829
1種類の事業で75%以上 4×みなし仕入率 00%	21	1,846,454
① (7+8) / 6 ≧ 75%	22	
② (7+9) / 6 ≧ 75%	23	
③ (7+10) / 6 ≧ 75%	24	
④ (7+11) / 6 ≧ 75%	25	
⑤ (7+12) / 6 ≧ 75%	26	
⑥ (8+8) / 6 ≧ 75%	27	
⑦ (8+9) / 6 ≧ 75%	28	
⑧ (8+10) / 6 ≧ 75%	29	
⑨ (8+11) / 6 ≧ 75%	30	
⑩ (8+12) / 6 ≧ 75%	31	
⑪ (9+8) / 6 ≧ 75%	32	
⑫ (9+9) / 6 ≧ 75%	33	
⑬ (9+10) / 6 ≧ 75%	34	
⑭ (9+11) / 6 ≧ 75%	35	
⑮ (9+12) / 6 ≧ 75%	36	
⑯ (10+8) / 6 ≧ 75%	37	1,846,454

●簡易課税（消費税率 5%の発生がある場合）

- ・申告書および付表は別々にスクロールします。
- ・「付表 5- (2)」の「④控除対象仕入税額計算の基礎となる消費税額 (D)」の計算結果がマイナスの場合は、「0 (ゼロ)」と表示されます。
- ・課税期間の開始が平成 27 年 3 月 31 日以前は、「第六種事業 (不動産業)」がありません。

《付表 5-(2)》

課税期間 27 - 4 - 1 ~ 28 - 3 - 31

申告書(簡易) 付表5-(2) および 付表5-4

項目	金額
課税標準額	39,108,000
消費税額	2,406,848
控除対象に係る消費税額	
控除対象仕入税額	1,895,445
進運等并進に係る税額	
控除対象に係る税額	
控除対象小計	1,895,445
控除不足還付税額	
還付税額	471,500
中間納付税額	
納付税額	471,500
中間納付還付税額	
控除不足税額	
還付還付税額	
この課税期間の課税売上高	39,108,796
各事業期間の課税売上高	39,500,000
この申告書による地方消費税の税額の計算	
控除不足還付税額	
還付税額	471,500
還付額	
納付税額	127,000
中間納付還付税額	
納付還付税額	
中間納付還付還付税額	
控除不足還付税額	
還付還付還付税額	
消費税及び地方消費税の合計	508,500

付表5-(2) 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

項目	4%適用分 (B)	6.3%適用分 (C)	合計 (D)
課税標準額に対する消費税額	98,800	2,308,068	2,406,868
留付税額に係る消費税額			
売上并進の進運等に係る消費税額			
控除対象仕入税額の消費税額	88,880	2,308,068	2,406,948

II 1種類の事業の専業者の場合の控除対象仕入税額

項目	4%適用分 (B)	6.3%適用分 (C)	合計 (D)
4×みなし仕入率			

III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 事業区分別の課税売上高(取扱量)の明細

項目	割合	4%適用分 (B)	6.3%適用分 (C)	合計 (D)
事業区分別の合計額		2,472,685	30,838,111	33,310,796
第一種事業	6.9	2,472,685		2,472,685
第二種事業	85.1		33,312,037	33,312,037
第三種事業				
第四種事業				
第五種事業	8.4		3,324,074	3,324,074
第六種事業				

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項目	4%適用分 (B)	6.3%適用分 (C)	合計 (D)
事業区分別の合計額	98,807	2,308,074	2,406,881
第一種事業	98,807		98,807
第二種事業		2,098,858	2,098,858
第三種事業			
第四種事業			
第五種事業		209,416	209,416
第六種事業			

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

イ 標準計算を採用する場合

項目	4%適用分 (B)	6.3%適用分 (C)	合計 (D)
4×みなし仕入率	88,881	1,783,829	1,872,710

ロ 特例計算を採用する場合

(イ) 1種類の事業で75%以上

項目	4%適用分 (B)	6.3%適用分 (C)	合計 (D)
4×みなし仕入率	79,104	1,040,454	1,825,558

(ロ) 2種類の事業で75%以上

項目	4%適用分 (B)	6.3%適用分 (C)	合計 (D)
(D + 80) / 80 ≧ 75%	88,891	1,848,454	1,937,345
(D + 80) / 60 ≧ 75%			
(D + 100) / 60 ≧ 75%			
(D + 110) / 60 ≧ 75%			
(D + 120) / 60 ≧ 75%			
(D + 80) / 60 ≧ 75%			
(D + 100) / 60 ≧ 75%			
(D + 110) / 60 ≧ 75%	48,439	1,783,829	1,832,268
(D + 120) / 60 ≧ 75%			
(D + 160) / 60 ≧ 75%			
(D + 110) / 60 ≧ 75%			
(D + 120) / 60 ≧ 75%			
(D + 160) / 60 ≧ 75%			
(D + 110) / 60 ≧ 75%			
(D + 120) / 60 ≧ 75%			
(D + 160) / 60 ≧ 75%			
(D + 110) / 60 ≧ 75%			
(D + 120) / 60 ≧ 75%			
(D + 160) / 60 ≧ 75%			

ハ) 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

項目	4%適用分 (B)	6.3%適用分 (C)	合計 (D)
27～38のうちから選択した金額	88,891	1,848,454	1,937,345

更新 キャンセル

《付表 4》

申告書(欄外)		付表5-(2) および 付表4			
項 目	金 額	4%適用分 (B)	8.9%適用分 (C)	合計 (D)	
課税標準額	39,108,000	2,472,000	36,636,000	39,108,000	
消費税額	2,406,948	98,880	2,308,068	2,406,948	
貸倒引当に係る消費税額					
控除対象仕入税額	1,935,445	88,891	1,846,454	1,935,445	
遊覧券付図に係る税額					
留保引当に係る税額					
控除税額小計	1,935,445	88,891	1,846,454	1,935,445	
控除不足還付税額					
還付税額	471,500			471,500	
中間納付税額					
納付税額	471,500			471,500	
中間納付還付税額					
控除不足税額					
還付納付税額					
この課税期間の課税売上高	39,108,796				
基準期間の課税売上高	39,500,000				
この申告書による地方消費税の税額の計算					
控除不足還付税額					
課税標準額		2,472	124,562	127,034	
合計差引請求額				127,034	

3.1.9.3 特定課税仕入を入力する

《金額修正》画面で、特定課税仕入を入力する手順について説明します。



- ①課税売上割合が95%未満の場合に、「特定課税仕入を入力する」にチェックをつけます。
- ②「付表2」の10～11欄、「申告書(一般)」の「1の内訳」欄および「5の内訳」欄が入力できるようになります。

消費税率5%の発生がある場合は、「付表2-(2)」の10～11欄、「付表1」の「1の内訳」欄および「5の内訳」欄が入力できるようになります。



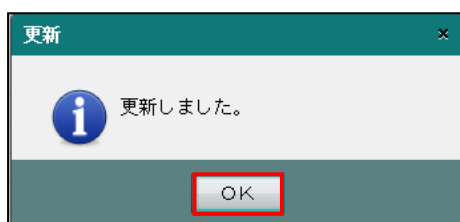
- ③必要に応じて、金額を入力します。
- 「申告書(一般)」および「付表1」の「1内訳」の1-1欄および1-2欄には、「別表」の「課税標準額の内訳」②欄および③欄の金額を入力します。「5内訳」の5-1欄および5-2欄には、「別表」の「返還等対価に係る税額の内訳」⑤欄および⑥欄の金額を入力します。
- 「付表2」および「付表2-(2)」の10欄には、課税期間中の特定課税仕入に係る支払対価の額から特定課税仕入に係る対価の返還等の金額を控除した後の金額を入力します。

④ [更新] ボタンをクリックします。



「3.1.9.5 更新時のエラーメッセージ・警告メッセージ」参照

⑤ 次の確認メッセージが表示されます。[OK] ボタンをクリックします。



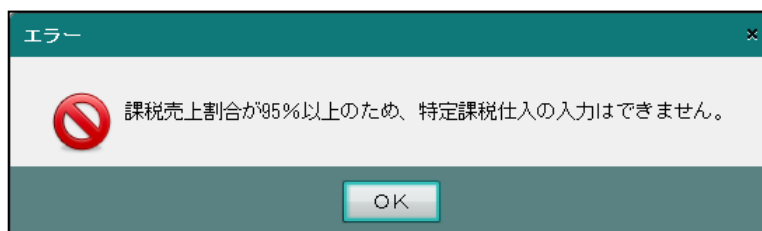
⑥ [戻る] ボタンをクリックします。

⑦ ≪申告書・付表≫画面の右上に「金額修正」と表示されます。



特定課税仕入の入力注意

課税売上割合が 95%以上で「特定課税仕入を入力する」チェックをつけると、次のエラーメッセージが表示され特定課税仕入は入力できません。

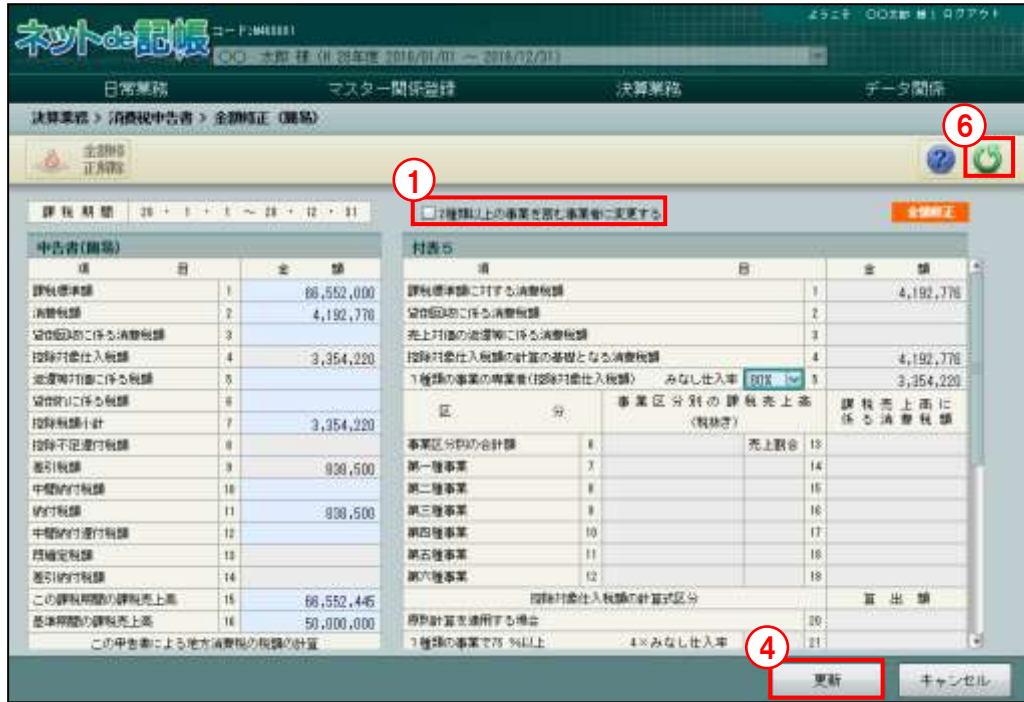


3.1.9.4 営む事業を変更する

《金額修正》画面で、簡易課税の営む事業を変更する手順について説明します。

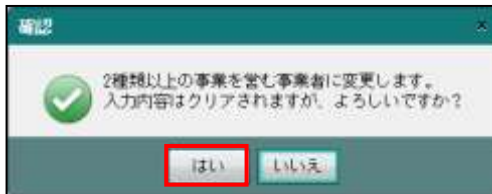
1種類の事業の専業者を2種類以上の事業を営む事業者に、または2種類以上の事業を営む事業者を1種類の事業の専業者に変更することができます。「付表5-(2)」も同様です。

(1) 1種類の事業の専業者を、2種類以上の事業を営む事業者へ変更する場合

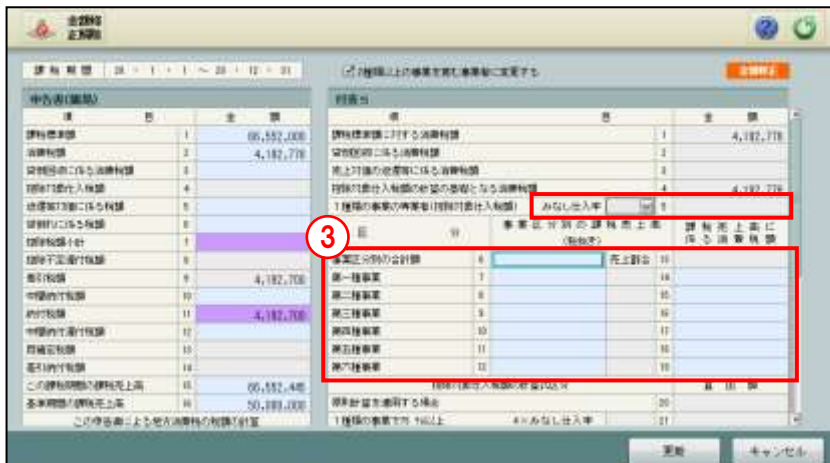


① 「2種類以上の事業を営む事業者に変更する」にチェックをつけます。

② 次の確認メッセージが表示されます。[はい] ボタンをクリックします。



③ 5 欄の金額と「みなし仕入率」はクリアされ、空欄になります。必要に応じて、6~19 欄に金額を入力します。

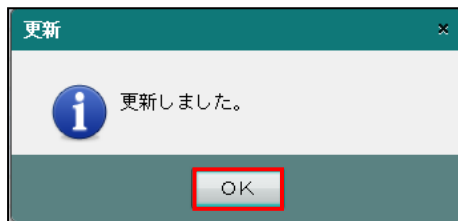


④ [更新] ボタンをクリックします。

 [更新時のメッセージと対処方法](#)→

「3.1.9.5 更新時のエラーメッセージ・警告メッセージ」参照

⑤ 次の確認メッセージが表示されます。[OK] ボタンをクリックします。



⑥ [戻る] ボタンをクリックします。

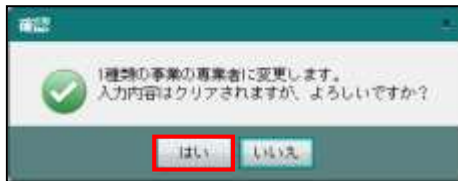
⑦ ≪申告書・付表≫画面の右上に「金額修正」と表示されます。



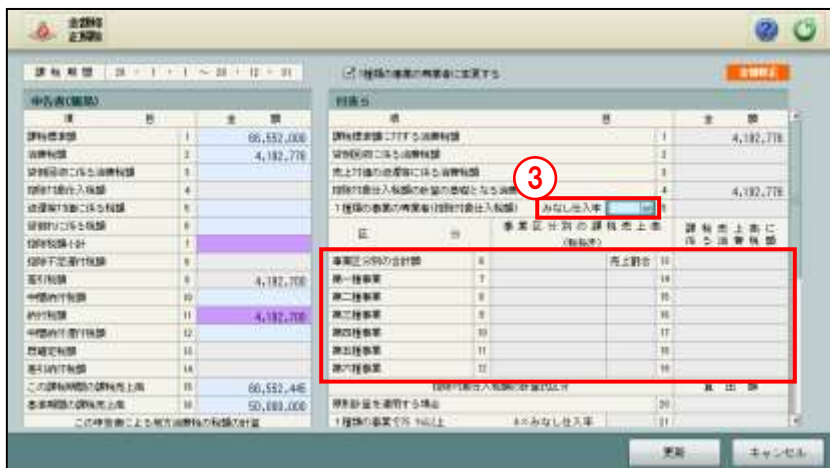
(2) 2種類以上の事業を営む事業者を、1種類の事業の専業者へ変更する場合



- ① 「1種類の事業の専業者に変更する」にチェックをつけます。
② 次の確認メッセージが表示されます。[はい] ボタンをクリックします。



- ③ 6～37 欄の金額はクリアされ空欄になります。5 欄の「みなし仕入率」を入力します。



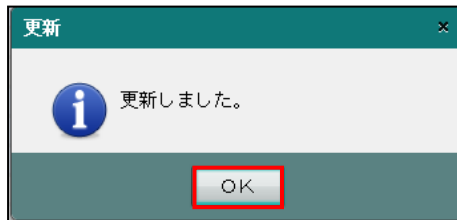
- ④ [更新] ボタンをクリックします。



更新時のメッセージと対処方法→

「3.1.9.5 更新時のエラーメッセージ・警告メッセージ」参照

⑤次の確認メッセージが表示されます。[OK] ボタンをクリックします。



⑥ [戻る] ボタンをクリックします。

⑦<<申告書・付表>>画面の右上に「金額修正」と表示されます。

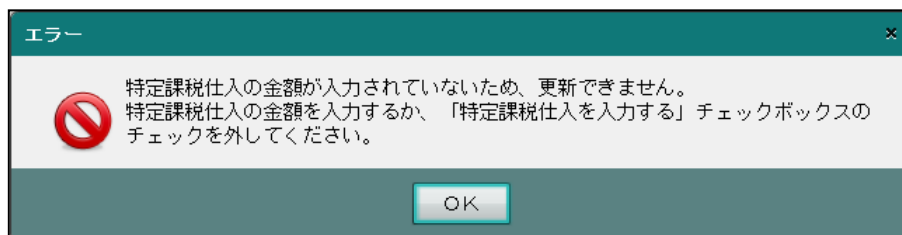


3.1.9.5 更新時のエラーメッセージ・警告メッセージ

≪金額修正≫画面で[更新] ボタンをクリックした際にメッセージが表示される場合があります。メッセージには「エラー」と「警告」があります。メッセージの内容と対処方法は次のとおりです。

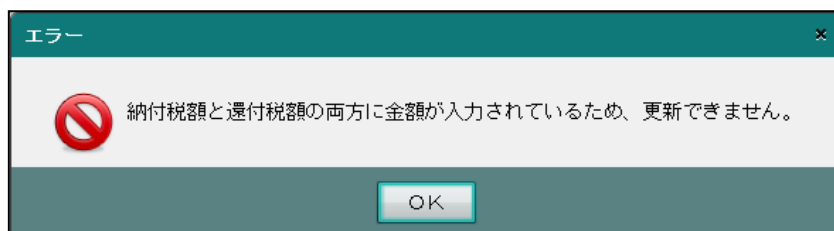
●エラーメッセージ

- (1) 「特定課税仕入を入力する」チェックがついていて、特定課税仕入が未入力の場合
「申告書」の「1-2 特定課税仕入に係る支払対価の額」、「5-2 特定課税仕入の返還に係る税額」、「附表 2」の「⑩特定課税仕入れに係る支払対価の額」がすべて入力されていない、または「附表 1」の「1-2 特定課税仕入に係る支払対価の額」、「5-2 特定課税仕入の返還に係る税額」、「附表 2- (2)」の「⑩特定課税仕入れに係る支払対価の額」がすべて入力されていない場合は、次のエラーメッセージが表示されます。



[対処方法]

- 「申告書」の「1-2 特定課税仕入に係る支払対価の額」、「5-2 特定課税仕入の返還に係る税額」、「附表 2」の「⑩特定課税仕入れに係る支払対価の額」の金額を必要に応じて入力します。
 - 「附表 1」の「1-2 特定課税仕入に係る支払対価の額」「5-2 特定課税仕入の返還に係る税額」、「附表 2- (2)」の「⑩特定課税仕入れに係る支払対価の額」の金額を必要に応じて入力します。
 - 「特定課税仕入を入力する」チェックをはずします。
- (2) 申告書で納付税額および還付税額が入力されている場合
「申告書」の「⑪納付税額」と「⑧控除不足還付税額」または「⑫中間納付還付税額」に金額が入力されている場合、「⑫納付譲渡割額」と「⑬還付額」または「⑭中間納付還付譲渡割額」に金額が入力されている場合は、次のエラーメッセージが表示されます。

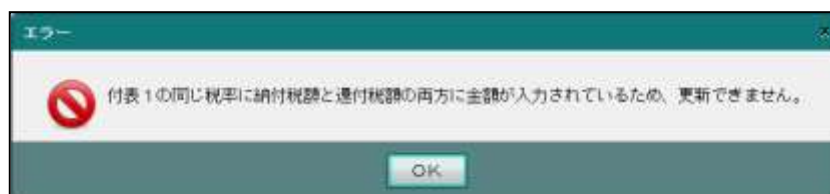


[対処方法]

- 納付税額または還付税額のどちらか一方に金額を入力します。

(3) 付表 1 で納付税額および還付税額が入力されている場合

「付表 1」の「⑧控除不足還付税額」と「⑨差引税額」の同一税率に金額が入力されているまたは、「付表 1」の「⑭還付額」と「⑮納税額」の同一税率に金額が入力されている場合は、次のエラーメッセージが表示されます。

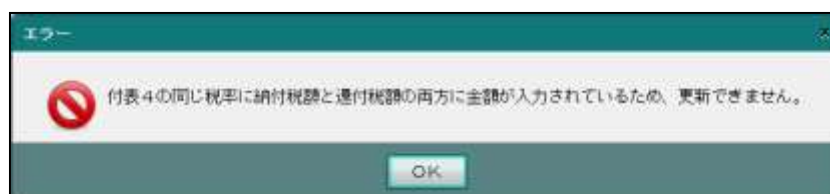


[対処方法]

- 4%適用分の「⑧控除不足還付税額」か「⑨差引税額」のどちらか一方に金額を入力します。
- 6.3%適用分の「⑧控除不足還付税額」か「⑨差引税額」のどちらか一方に金額を入力します。
- 4%適用分の「⑭還付額」か「⑮納税額」のどちらか一方に金額を入力します。
- 6.3%適用分の「⑭還付額」か「⑮納税額」のどちらか一方に金額を入力します。

(4) 付表 4 で納付税額および還付税額が入力されている場合

「付表 4」の「⑧控除不足還付税額」と「⑨差引税額」の同一税率に金額が入力されているまたは、「付表 4」の「⑭還付額」と「⑮納税額」の同一税率に金額が入力されている場合は、次のエラーメッセージが表示されます。



[対処方法]

- 4%適用分の「⑧控除不足還付税額」か「⑨差引税額」のどちらか一方に金額を入力します。
- 6.3%適用分の「⑧控除不足還付税額」か「⑨差引税額」のどちらか一方に金額を入力します。
- 4%適用分の「⑭還付額」か「⑮納税額」のどちらか一方に金額を入力します。
- 6.3%適用分の「⑭還付額」か「⑮納税額」のどちらか一方に金額を入力します。

(5) 1種類の事業の事業者の場合

1種類の事業の事業者で「付表5」および「付表5-(2)」の5欄の「みなし仕入率」が未入力の場合は、次のエラーメッセージが表示されます。

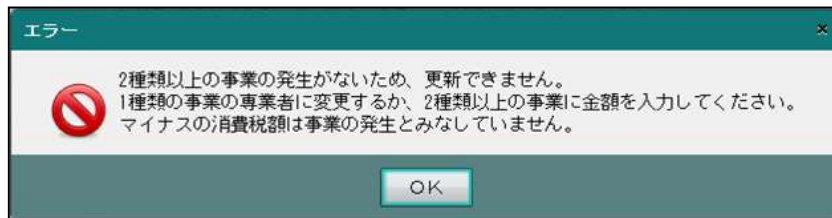


[対処方法]

- ・「みなし仕入率」を入力します。

(6) 2種類以上の事業を営む事業者の場合

2種類以上の事業を営む事業者で「付表5」および「付表5-(2)」の「事業区分別の課税売上高に係る消費税額」14~19欄の2種類以上の事業に金額が入力されていない場合は、次のエラーメッセージが表示されます。



[対処方法]

- ・1種類の事業の事業者とするまたは、2種類以上の事業に消費税額を入力します。
- ・「付表5-(2)」は、「事業区分別の課税売上高(税抜き)」がプラスでも消費税額がマイナスとなる場合があります。マイナスの消費税額は、事業の発生とみなされないため、1種類の事業の事業者へ変更します。

付表5-(2) および 付表4 付表5-(2)				
I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額				
項目		4%適用分(B)	6.3%適用分(C)	合計(D)
課税標準額に対する消費税額	1	46,440	163,296	209,736
貸倒回収に係る消費税額	2			
売上対価の返還等に係る消費税額	3			
控除対象仕入税額の消費税額	4	46,440	163,296	209,736
II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額				
項目		4%適用分(B)	6.3%適用分(C)	合計(D)
4×みなし仕入率	5			
III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額				
(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細				
項目		4%適用分(B)	6.3%適用分(C)	合計(D)
事業区分別の合計額	6	1,161,903	2,222,221	3,384,124
第一種事業	7			
第二種事業	8	952,380	2,407,406	3,359,786
第三種事業	9			
第四種事業	10	209,523	-185,185	24,338
第五種事業	11			
第六種事業	12			
(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細				
事業区分別の合計額		4%適用分(B)	6.3%適用分(C)	合計(D)
第一種事業	13	46,475	151,666	188,141
第二種事業	14			
第三種事業	15	38,095	151,666	189,761
第四種事業	16			
第四種事業	17	8,380	-11,666	-3,286
第五種事業	18			
第六種事業	19			

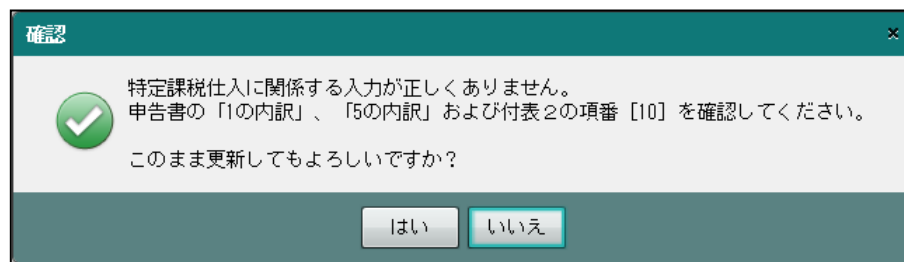
第四種事業の発生はありません。

●警告メッセージ

- (1)「特定課税仕入を入力する」チェックがついていて、特定課税仕入の入力不足がある場合

「申告書」の「1-2 特定課税仕入に係る支払対価の額」か「5-2 特定課税仕入の返還に係る税額」が入力されていて、「付表 2」の「⑩特定課税仕入れに係る支払対価の額」が入力されていない場合、またはその逆の場合は、次の確認メッセージが表示されます。

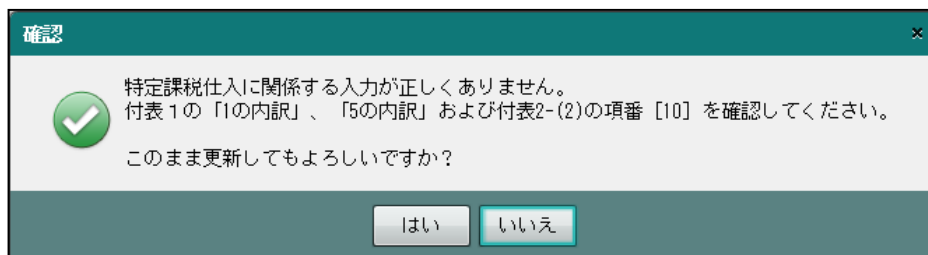
「申告書」の「①課税標準額」が入力されていて「1の内訳」がすべて入力されていない、または「⑤返還等対価に係る税額」が入力されていて「5の内訳」がすべて入力されていない場合も、次の確認メッセージが表示されます。



●消費税率 5%の発生がある場合

「付表 1」の「1-2 特定課税仕入に係る支払対価の額 (C)」か「5-2 特定課税仕入の返還に係る税額 (C)」が入力されていて、「付表 2- (2)」の「⑩特定課税仕入れに係る支払対価の額 (C)」が入力されていない場合、またはその逆の場合は、次の確認メッセージが表示されます。

「付表 1」の「①課税標準額 (B)、(C)」が入力されていて「1の内訳 (B)、(C)」がすべて入力されていない、または「⑤返還等対価に係る税額 (B)、(C)」が入力されていて「5の内訳 (B)、(C)」がすべて入力されていない場合も、次の確認メッセージが表示されます。

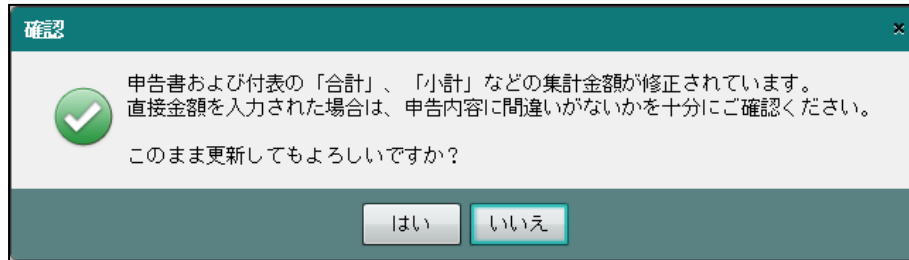


[対処方法]

- 必要に応じて、「特定課税仕入」に関する入力値を修正します。

(2) 集計金額が修正されている場合

申告書および付表の集計金額が修正されている場合は、次の確認メッセージが表示されます。



確認メッセージの「合計」および「小計」に該当する項目は、次の表の「チェック対象項目」です。「チェック対象項目」で強制入力されている項目が1つでもある場合に上記確認メッセージが表示されます。

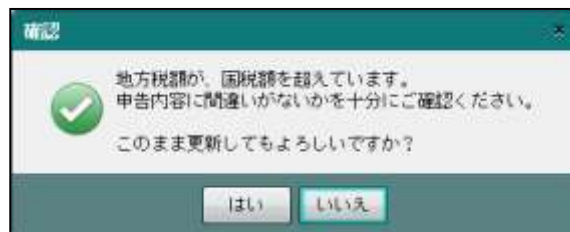
申告書	チェック対象項目
申告書（一般用）	⑦控除税額小計
申告書（簡易課税用）	⑯消費税及び地方消費税の合計
付表 1	⑦控除税額小計（B）、（C）
付表 2-（2）	⑫課税仕入れ等の税額の合計額（B）、（C） ⑳控除対象仕入税額（B）、（C） ㉑控除過大調整税額（B）、（C）
付表 2	⑫課税仕入れ等の税額の合計額 ⑳控除対象仕入税額 ㉑控除過大調整税額
付表 4	⑦控除税額小計（B）、（C）
付表 5-（2）	⑥事業区分別の合計額（B）、（C）
付表 5	⑥事業区分別の合計額

[対処方法]

- 必要に応じて、金額修正の解除を行います。

(3) 地方税額が国税額を超えている場合

納付は「⑳納付譲渡割額」>「⑪納付税額」、還付は「⑲還付額」+「㉓中間納付還付譲渡割額」>「⑧控除不足還付税額」+「⑫中間納付還付税額」の場合は、次の確認メッセージが表示されます。



[対処方法]

- 必要に応じて、地方税額が国税額を超えない値に修正します。

3.1.9.6 旧税率の金額修正

課税期間の終了が平成 26 年 4 月 1 日より前の申告書は、消費税率 5%の《金額修正》画面が表示されます。

《原則課税(消費税率 5%)》

項目	金額	項目	金額
課税標準額 1	131,476,811	課税売上額(税別) 1	143,388,476
消費税額 2	6,019,843	売上控除額 2	4,000,000
控除対象課税額 3		非課税売上の輸出等の金額 3	
控除対象仕入税額 4	4,509,852	課税標準の課税等の付随の額 4	147,888,476
控除対象仕入税額 5	283,423	課税標準の課税等の付随の額(4の金額) 5	147,888,476
控除額に係る税額 6	30,000	非課税売上額 6	
控除額小計 7	4,823,273	家産の課税等の付随の額 7	147,888,476
控除対象課税額 8		課税売上割合 8	100.00%
差引税額 9	1,196,568	課税仕入れに係る支払ひ控除の額(税込み) 9	110,368,000
中間納付税額 10		課税仕入れに係る消費税額 10	4,509,852
納付税額 11	1,196,568	納税義務に係る消費税額 11	
中間納付税額 12		納税義務の変更による消費税額の調整 12	
控除率 13		課税仕入れ等の税額の合計額 13	4,509,852
差引納付税額 14		課税売上割合が 95%以上の場合 14	4,509,852
課税標準の課税等の付随の額 15	147,380,476	そのうち、課税売上上のみ算入するもの 15	
家産の課税等の付随の額 16	147,380,476	そのうち、課税・非課税売上併せて算入するもの 16	
この申告書による地方消費税の税額の計算 17		原則対応方式により控除する税額 17	
控除対象課税額 17		一律比例配分方式により控除する税額 18	
差引税額 18	1,196,568	課税売上割合変動時の国家歳入調整額 19	
納付税額 19		国家歳入を転用した場合の調整額 19	
納付税額 20	280,183	控除対象仕入税額 20	4,509,852
中間納付税額 21		控除率に係る消費税額 21	
納付税額 22	280,183	原則課税に係る消費税額 22	
中間納付税額 23			
納付税額 24			
差引納付税額 25			
消費税及び地方消費税の合計 26	1,476,751		

《簡易課税(消費税率 5%)》

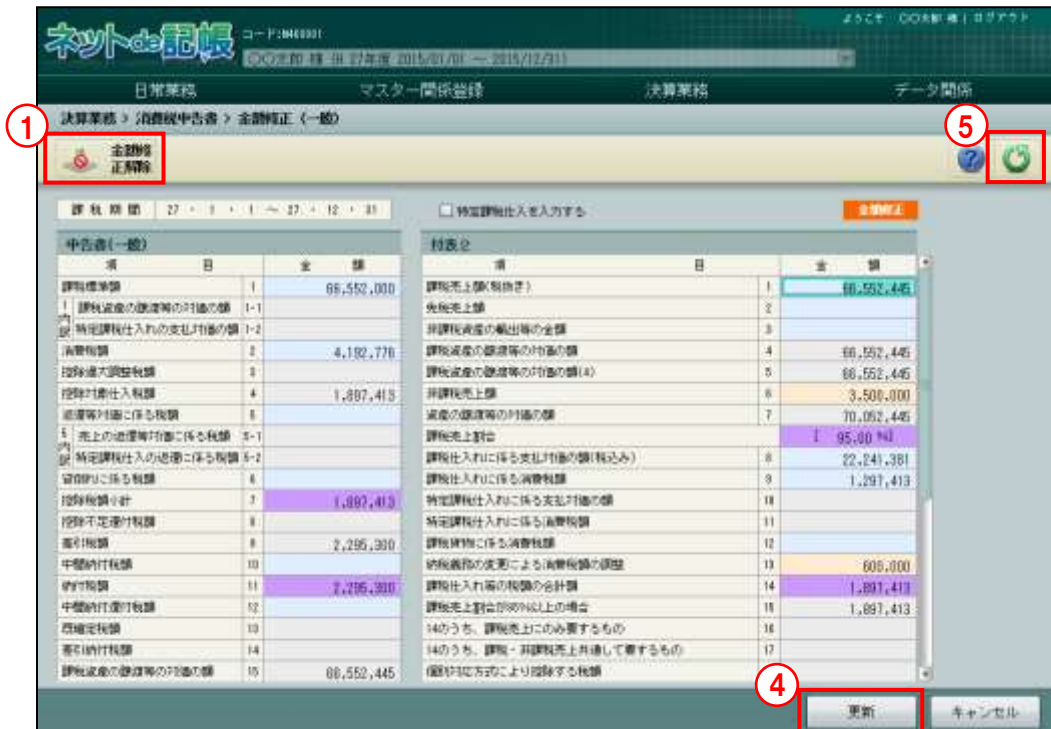
項目	金額	項目	金額
課税標準額 1	27,885,930	課税標準額に於ける消費税額 1	1,587,430
消費税額 2	1,587,430	受取戻付に係る消費税額 2	
控除対象課税額 3		売上控除の控除等に係る消費税額 3	
控除対象仕入税額 4	1,285,930	控除対象仕入税額計算の各税となる消費税額 4	1,587,430
控除対象仕入税額 5		1種類の事業の場合(控除対象仕入税額)のみ仕入率 5	
控除額に係る税額 6	28,930	事業区分別の課税売上高(税別) 6	
控除額小計 7	1,285,930	事業区分別の課税売上高(税別) 6	
控除対象課税額 8		事業区分別の合計額 8	27,885,714
差引税額 9	271,430	第一種事業 9	
中間納付税額 10		第二種事業 10	34,269,666
納付税額 11	271,430	第三種事業 11	
中間納付税額 12		第四種事業 12	
控除率 13		第五種事業 13	3,419,047
差引納付税額 14		控除対象仕入税額の計算式区分 14	
この課税期間の課税売上率 15	30,185,714	原則計算を適用する場合は 15	1,184,812
基本期間の課税売上率 16	46,269,666	1種類の事業で 75%以上 4×みなし仕入率 16	1,285,930
この申告書による地方消費税の税額の計算 17		(7+8) / 8 25%	19
控除対象課税額 17		(7+8) / 8 25%	20
差引税額 18	271,430	(7+10) / 8 25%	21
納付税額 19		(7+10) / 8 25%	22
納付税額 20	87,930	(7+11) / 8 25%	23
中間納付税額 21		(8+11) / 8 25%	24
納付税額 22	87,930	(8+12) / 8 25%	25
中間納付税額 23		(8+13) / 8 25%	26
納付税額 24		(8+14) / 8 25%	27
差引納付税額 25		(10+14) / 8 25%	28
消費税及び地方消費税の合計 26	359,360	[控除対象仕入税額] 1	1,285,930

[簡易課税の営む事業の変更 (消費税率 5%)]

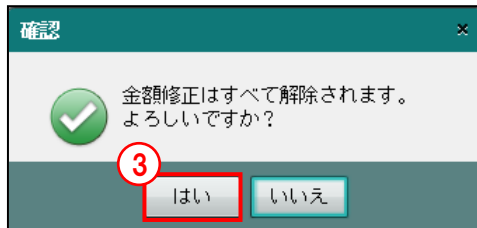
- 1種類の事業の事業者の場合、「付表 5」の 7~17 の金額を入力すると、2種類以上の事業を営む事業者として申告書が作成されます。
- 2種類以上の事業を営む事業者の場合、「付表 5」の 7~17 の金額をすべて削除しても、1種類の事業の事業者のみなし仕入率を入力することができないため「付表 5」の「⑤ 控除対象仕入税額」が計算されず、申告書が正しく作成されません。

3.1.10 金額修正を解除する

『決算業務』 > 『消費税申告書』 > 『申告書・付表』 > 『金額修正』 > 『金額修正解除』
金額修正を解除する手順について説明します。



- 手順**
- ① [金額修正解除] ボタンをクリックします。
 - ② 次のメッセージが表示されます。



- ③ [はい] ボタンをクリックします。修正前の金額に戻ります。
- ④ [更新] ボタンをクリックします。
- ⑤ [戻る] ボタンをクリックし、《申告書・付表》画面に戻ります。
- ⑥ 再計算処理が自動実行され、金額修正が解除されます。

3.1.11 申告書・付表の入力項目

確定申告書の消費税区分ごとの入力画面、および中間申告書の入力画面について説明します。

3.1.11.1 「原則課税」の申告書・付表の入力項目

原則課税の場合に [申告書・付表] ナビボタンに表示されるタブの内容は、次のとおりです。

[申告書（一般）] タブ

- ・申告書（一般）で入力した内容は、消費税及び地方消費税の申告書（一般用）に反映されます。

項目	金額
課税標準額	68,877,800
課税標準額の総額	4,351,351
控除対象仕入税額	1,458,501
控除対象仕入税額の総額	1,458,501
課税標準額	1,208,300

[別表] タブ

- ・特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書に反映されます。
- ・課税売上割合が95%未満で特定課税仕入れの取引金額がある場合に表示されます。

項目	金額
課税標準額の総額	68,952,445
控除対象仕入れの総額	2,525,310

[付表1] タブ

- 旧・新税率別、消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕に反映されます。

区	名	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率8.1%適用分 C	合計D (A+B+C)
課税売上額	1		15,307,830	71,508,000	86,815,830
1の内訳					
1	課税資産の譲渡等の付値の額				
2	特定課税仕入れに係る免税付値の額				
消費税額	2		619,280	3,258,540	3,877,820
3	地方消費税額				
課税売上仕入税額	4			1,297,413	1,297,413
5の内訳					
5	経過措置対象となる税額				
6	特定課税仕入れの処理に係る税額				
6	貸倒れに係る税額				
7	課税売上額合計			1,297,413	1,297,413

[付表2] タブ

- 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表に反映されます。

区	名	金額
課税売上額(税抜き)	1	86,815,830
免税売上額	2	
非課税資産の輸出等の金額	3	
課税資産の譲渡等の付値の額	4	86,815,830
課税資産の譲渡等の付値の額	5	86,815,830
非課税売上額	6	4,083,000
資産の譲渡等の付値の額	7	30,639,740
課税売上割合	8	[84.309%]
課税仕入れに係る免税付値の額(税込み)	9	22,241,081
課税仕入れに係る消費税額	10	1,297,413
特定課税仕入れに係る免税付値の額	11	2,525,010
特定課税仕入れに係る消費税額	12	158,084
納税義務の発生による消費税額の調整	13	
課税仕入れ等の税額の合計額	14	1,455,527
課税売上割合9%以下かつ、課税売上割合が9%以上の場合	15	
1%の割合、課税売上割合にのみ適用するもの	16	1,455,527
1%の割合、課税売上割合にのみ適用するもの	17	

[付表2-(2)] タブ

- 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕に反映されます。

区	名	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率8.1%適用分 C	合計D (A+B+C)
課税売上額(税抜き)	1		15,307,830	61,508,000	86,815,830
2	免税売上額				
3	非課税資産の輸出等の金額				
4	課税資産の譲渡等の付値の額				86,815,830
5	課税資産の譲渡等の付値の額				86,815,830
6	非課税売上額				4,083,000
7	資産の譲渡等の付値の額				30,639,740
8	課税売上割合				[84.309%]
9	課税仕入れに係る免税付値の額(税込み)			22,241,081	22,241,081
10	課税仕入れに係る消費税額			1,297,413	1,297,413
11	特定課税仕入れに係る免税付値の額				
12	特定課税仕入れに係る消費税額				
13	納税義務の発生による消費税額の調整				
14	課税仕入れ等の税額の合計額			1,297,413	1,297,413

[還付申告明細 1/2] タブ

- 消費税の還付申告に関する明細書に反映されます。

[還付申告明細 2/2] タブ

- 消費税の還付申告に関する明細書に反映されます。

3.1.11.2 「簡易課税」の申告書・付表の入力項目

簡易課税の場合に [申告書・付表] ナビボタンに表示されるタブの内容は、次のとおりです。

[申告書 (簡易)] タブ

- 消費税及び地方消費税の申告書 (簡易課税用) に反映されます。



[付表 4] タブ

- 旧・新税率別、消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕に反映されます。



[付表 5] タブ

- 控除対象仕入税額の計算表に反映されます。
- 課税期間の開始が平成 27 年 4 月 1 日以降の場合は、「課税売上高に係る計算」に「第一種事業 (卸売業)」から「第六種事業 (不動産業)」まで表示されます。



- 課税期間の開始が平成 27 年 3 月 31 日以前の場合は、「課税売上高に係る計算」に「第一種事業（卸売業）」から「第五種事業（サービス業等）」まで表示されます。

課税期間	27.01.01 ~ 27.12.31	長名別26件	△△ 次郎
課税標準額に対する消費税額	1		1,671,453
控除対象仕入税額等に係る消費税額	2		
売上控除の繰越額に係る消費税額	3		
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額	4		1,671,453
1種類の事業の事業者の割合4×みなし仕入率	5		1,504,307
課税標準額	6		
第一種事業(卸売業)	7		
第二種事業(小売業)	8		
第三種事業(製造業等)	9		
第四種事業(その他)	10		
第五種事業(サービス業等)	11		
控除対象仕入税額の計算式区分			算出額
算出式を適用する場合	12		
1種類の事業が35%以上4×みなし仕入率	13		

[付表 5- (2) 1/2] タブ

- 付表 5- (2) 控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕に反映されます。
- 課税期間の開始が平成 27 年 4 月 1 日以降の場合は、「課税売上高に係る計算」に「第一種事業（卸売業）」から「第六種事業（不動産業）」まで表示されます。

課税期間	27.01.01 ~ 27.12.31	長名別26件	△△ 次郎
I 控除対象仕入税額/計算の基礎となる消費税額			
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率1%適用分 C
課税標準額に対する消費税額		510,648	1,671,453
控除対象仕入税額等に係る消費税額			
売上控除の繰越額に係る消費税額			
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額		510,648	1,671,453
合計D (A+B+C)			2,181,833
II 1種類の事業の事業者の割合4×みなし仕入率			
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率1%適用分 C
4×みなし仕入率		467,678	1,504,307
合計D (A+B+C)			1,971,833
III 2種類以上の事業を業種別事業者の構成の控除対象仕入税額			
(1) 事業区分別の課税売上高(税率3%)内訳			
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率1%適用分 C
事業区分別の合計額			
第一種事業(卸売業)	3		
第二種事業(小売業)	4		
第三種事業(製造業等)	5		
第四種事業(その他)	6		
第五種事業(サービス業等)	7		
第六種事業(不動産業)	8		
合計D (A+B+C)			売上割合
(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額内訳			

- 課税期間の開始が平成 27 年 3 月 31 日以前の場合は、「課税売上高に係る計算」に「第一種事業（卸売業）」から「第五種事業（サービス業等）」まで表示されます。

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率8.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
課税対象仕入税額の計算				
課税対象仕入税額		519,648	1,547,395	2,067,043
控除対象仕入税額の計算				
控除対象仕入税額		487,878	1,392,335	1,880,213
事業区分別の合計額				
第一種事業 (卸売業)				
第二種事業 (小売業)				
第三種事業 (製造業等)				
第四種事業 (不動産業)				
第五種事業 (サービス業等)				

[付表 5- (2) 2/2] タブ

- 付表 5- (2) 控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕に反映されます。

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率8.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
控除対象仕入税額の計算式				
第一種及び第二種事業				
第三種事業				
第四種及び第五種事業				

3.1.11.3 中間申告書の申告書・付表の入力項目

中間申告の場合に [申告書・付表] ナビボタンに表示されるタブの内容は、次のとおりです。

[申告書 (第 26 号様式)] タブ

- 第 26 号様式の消費税及び地方消費税の中間申告書に反映されます。

項目	金額
納付すべき消費税額	272,890
納付すべき地方消費税額	29,890
合計納付税額	302,780

※平成26年4月1日以降に開始する課税期間のため、「納付すべき地方消費税」は「納付すべき消費税」に同率の付率を乗じて計算しています。

[納付すべき地方消費税]

- 平成 26 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間の中間申告書は、「納付すべき消費税額(国税分)」に 63 分の 17 を乗じた金額が表示されます。
- 平成 26 年 3 月 31 日以前に開始する課税期間の中間申告書は、「納付すべき消費税額(国税分)」に 100 分の 25 を乗じた金額が表示されます。

3.1.12 消費税申告書の記載方法、計算方法について

国税庁より申告書の記載方法、簡易課税の計算方法について指示がありました。

簡易課税で、課税売上高より売上対価の返還が大きい場合、貸倒回収に係る消費税額がある場合、および売上対価の返還等に係る消費税額がある場合のシステムの計算方法について、などを説明します。

なお、国税庁からの指示により消費税申告書はマイナス金額をゼロに置き換えて記載しますが、『ネット de 記帳』ではマイナス金額を表示し計算結果を確認できます。

消費税申告書の印刷で、《印刷条件設定》画面で「申告用として印刷する（マイナス金額は0円とする）」にチェックをつけると、マイナス金額をゼロに置き換えて印刷します。

また、電子申告データはマイナス金額をゼロに置き換えて作成します。



申告用として印刷する（マイナス金額は0円とする）→

「[申告用として印刷する（マイナス金額は0円とする)]」参照

3.1.12.1 付表 5- (2)

課税期間の開始が平成 27 年 3 月 31 日以前の簡易課税には、「第六種事業（不動産業）」はありません。

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額				
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
課税標準額に対する消費税額	1	40,000	630,000	670,000
貸倒回収に係る消費税額	2	2,812		2,812
売上対価の返還等に係る消費税額	3		4,819	4,819
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額	4	42,812	625,181	667,993
E 1種課税の事業者の事業者の場合の控除対象仕入税額				
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
4×みなし仕入率 90%	5	38,550	562,862	601,413

(5) (4) ×みなし仕入率

- A～D 欄は、それぞれの(4)控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額にみなし仕入率を掛けて計算されます。

(例)

$$(5) D \text{ 欄} = (4) D \text{ 欄} \times \text{みなし仕入率}$$

$$(5) D \text{ 欄} = 667,993 \times 90\% = 601,413$$

- 計算結果がマイナス金額の場合は、マイナスのまま表示されます。
- D 欄は、(4) D 欄×みなし仕入率で計算されます。

三 二種類以上の事業を営む事業者の場合の課税対象仕入税額 (1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細					
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率8.3%適用分 C	合計D (A+B+C)	
事業区分別の合計額	6	670,000	-30,800,000	31,470,000	売上 割合
第一種事業 (卸売業)	7	950,000	-700,000	250,000	0.7
第二種事業 (小売業)	8	1,000,000		1,000,000	3.1
第三種事業 (製造業等)	9		31,000,000	31,000,000	100.0
第四種事業 (その他)	10		-3,400,000	-3,400,000	
第五種事業 (サービス業等)	11		20,000	20,000	0
第六種事業 (不動産業)	12		100,000	600,000	1.9

(6) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の合計

- A～C 欄は、(7)～(12)のマイナス金額を含めて合計額が計算されます。
- D 欄は、マイナス金額を含めて A 欄+B 欄+C 欄で計算されます。
- 計算結果がマイナス金額の場合は、マイナスのまま表示されます。

(7～12) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

- D 欄は、マイナス金額を含めて A 欄+B 欄+C 欄で計算されます。
- 計算結果がマイナス金額の場合は、マイナスのまま表示されます。

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細					
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率8.3%適用分 C	合計D (A+B+C)	
事業区分別の合計額	13	162,800	1,964,500	2,107,300	
第一種事業 (卸売業)	14		38,000	-6,100	
第二種事業 (小売業)	15		40,000	40,000	
第三種事業 (製造業等)	16		80,000	1,953,000	
第四種事業 (その他)	17		-136,000	-136,000	
第五種事業 (サービス業等)	18		800	800	
第六種事業 (不動産業)	19		4,000	31,500	

(13) 事業区分別の合計

- A～C 欄は、(14)～(19)のマイナス金額を含めずに合計額が計算されます。
- D 欄は、(14) D 欄～(19) D 欄のマイナス金額を含めずに合計額が計算されます。
- マイナス金額を含めないため、結果がマイナスになることはありません。

(14～19) 第一種事業(卸売業)～第六種事業(不動産業)

- D 欄は、マイナス金額を含めて A 欄+B 欄+C 欄で計算されます。
- 計算結果がマイナス金額の場合は、マイナスのまま表示されます。

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

(1) 控除対象仕入税額の計算区分の明細				
イ 原則計算を適用する場合				
控除対象仕入税額の計算区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率8.3%適用分 C	合計D (A+B+C)
4 × みなし仕入率 (14×90%+15×90%+16×90%+17×80%+18×90%+19×40%)	20	64,640	617,400	678,048
ロ 特別計算を適用する場合				

- (20) の (例) の元となる金額

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額					
項目		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率8.3%適用分 C	合計D (A+B+C)
課税標準額に対する消費税額	1		80,000	756,000	836,000
貸倒回収に係る消費税額	2		800		800
売上対価の返還等に係る消費税額	3				
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額	4		80,800	756,000	836,800

(中略)

(2) (1)の事業区分別戻税売上高に係る消費税額の明細					
項目		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率8.3%適用分 C	合計D (A+B+C)
事業区分別の合計額	13		120,000	756,000	836,000
第一種事業 (卸売業)	14		-40,000	126,000	86,000
第二種事業 (小売業)	15		120,000	630,000	750,000
第三種事業 (製造業等)	16				
第四種事業 (その他)	17				
第五種事業 (サービス業等)	18				
第六種事業 (不動産業)	19				

- (20) 原則計算を適用する場合

- A～C 欄は、(14) A 欄～(19) C 欄にマイナス金額がある場合、マイナス金額が「0 (ゼロ)」として計算されます。

(例)

(20) B 欄 = (4) B 欄 × みなし仕入率
 (13) B 欄 : 120,000 円
 (14) B 欄 : 0 円 (-40,000 円)
 (15) B 欄 : 120,000 円

(20) B 欄 = 80,800 × ((0 × 90% + 120,000 × 80% (切捨て)) ÷ 120,000 (切捨て)) = 64,640

- D 欄は、貸倒回収に係る消費税額があるまたは課税売上高より売上対価の返還が大きい事業がある場合は、D 欄をもとに計算され、それ以外の場合は A 欄 + B 欄 + C 欄で計算されます。

(例) 貸倒回収に係る消費税額があるまたは、課税売上高より売上対価の返還が大きい事業がある場合

(20) D 欄 = (4) D 欄 × みなし仕入率
 (13) D 欄 : 836,000 円
 (14) D 欄 : 86,000 円
 (15) D 欄 : 750,000 円

(20) D 欄 = 836,800 × ((86,000 × 90% (切捨て) + 750,000 × 80% (切捨て)) ÷ 836,000) (切捨て) = 678,048

(例) 貸倒回収に係る消費税額がない、課税売上高より売上対価の返還が小さい場合

(20) D 欄 = (20) A 欄 + (20) B 欄 + (20) C 欄
 (20) A 欄 : 0 円
 (20) B 欄 : 64,640 円
 (20) C 欄 : 617,400 円

(20) D 欄 = 0 + 64,640 + 617,400 = 682,040

《(1)》2種類の事業で75%以上		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計D (A+B+C)
控除対象仕入税額の計算式区分					
第一種及び第二種事業 (70+80)/80 ≥ 75%	$4 \times \frac{14 \times 80 \text{円} + (13 - 14) \times 60 \text{円}}{13}$		64,640	693,000	757,640
第一種及び第三種事業 (70+80)/80 ≥ 75%	$4 \times \frac{14 \times 80 \text{円} + (13 - 14) \times 70 \text{円}}{13}$				
第一種及び第四種事業 (70+100)/80 ≥ 75%	$4 \times \frac{14 \times 80 \text{円} + (13 - 14) \times 60 \text{円}}{13}$				
第一種及び第五種事業 (70+110)/80 ≥ 75%	$4 \times \frac{14 \times 80 \text{円} + (13 - 14) \times 60 \text{円}}{13}$				
第一種及び第六種事業 (70+120)/80 ≥ 75%	$4 \times \frac{14 \times 80 \text{円} + (13 - 14) \times 40 \text{円}}{13}$				
第二種及び第三種事業 (80+80)/80 ≥ 75%	$4 \times \frac{15 \times 80 \text{円} + (13 - 15) \times 70 \text{円}}{13}$				
第二種及び第四種事業 (80+100)/80 ≥ 75%	$4 \times \frac{15 \times 80 \text{円} + (13 - 15) \times 60 \text{円}}{13}$		64,640	693,000	762,640
第二種及び第五種事業 (80+110)/80 ≥ 75%	$4 \times \frac{15 \times 80 \text{円} + (13 - 15) \times 60 \text{円}}{13}$				
第二種及び第六種事業 (80+120)/80 ≥ 75%	$4 \times \frac{15 \times 80 \text{円} + (13 - 15) \times 40 \text{円}}{13}$				
第三種及び第四種事業 (90+100)/80 ≥ 75%	$4 \times \frac{16 \times 70 \text{円} + (13 - 16) \times 60 \text{円}}{13}$				
第三種及び第五種事業 (90+110)/80 ≥ 75%	$4 \times \frac{16 \times 70 \text{円} + (13 - 16) \times 60 \text{円}}{13}$				
第三種及び第六種事業 (90+120)/80 ≥ 75%	$4 \times \frac{16 \times 70 \text{円} + (13 - 16) \times 40 \text{円}}{13}$				
第四種及び第五種事業 (100+110)/80 ≥ 75%	$4 \times \frac{17 \times 60 \text{円} + (13 - 17) \times 60 \text{円}}{13}$				
第四種及び第六種事業 (100+120)/80 ≥ 75%	$4 \times \frac{17 \times 60 \text{円} + (13 - 17) \times 40 \text{円}}{13}$				
第五種及び第六種事業 (110+120)/80 ≥ 75%	$4 \times \frac{18 \times 50 \text{円} + (13 - 18) \times 40 \text{円}}{13}$				

・(22)の(例)の元となる金額

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計D (A+B+C)
課税標準額に 対する消費税額	1	80,000	850,500	930,500
貸倒回収に 係る消費税額	2	800		800
売上引当の建替費 に係る消費税額	3			
控除対象仕入税額の計算 の差額となる消費税額	4	80,800	850,500	931,300

(中略)

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計D (A+B+C)
事業区分別の合計額	13	120,000	850,500	970,500
第一種事業 (卸売業)	14	-40,000	126,000	86,000
第二種事業 (小売業)	15	120,000	630,000	750,000
第三種事業 (製造業等)	16			
第四種事業 (その他)	17		94,500	94,500
第五種事業 (サービス業等)	18			
第六種事業 (不動産業)	19			

(22~36) 2種類の事業で75%以上

- ・A~C欄は、(14)A欄~(19)C欄にマイナス金額がある場合、マイナス金額が「0(ゼロ)」として計算されます。

(例)

$$(22) \text{ B欄} = (4) \text{ B欄} \times ((14) \text{ B欄} \times 90\% + ((13) \text{ B欄} - (14) \text{ B欄}) \times 80\%) \div (13) \text{ B欄}$$

$$(13) \text{ B欄} : 120,000 \text{円}$$

$$(14) \text{ B欄} : 0 \text{円} (-40,000 \text{円})$$

$$(22) \text{ B欄} = 80,800 \times (0 \times 90\% + (120,000 - 0) \times 80\% (\text{切捨て})) \div 120,000 (\text{切捨て}) = 64,640$$

- D 欄は、貸倒回収に係る消費税額があるまたは課税売上高より売上対価の返還が大きい事業がある場合は、D 欄をもとに計算され、それ以外の場合は A 欄+B 欄+C 欄で計算されます。

(例) 貸倒回収に係る消費税額がある、または課税売上高より売上対価の返還が大きい事業がある場合

$$(22) \text{ D 欄} = (4) \text{ D 欄} \times ((14) \text{ D 欄} \times 90\% + ((13) \text{ D 欄} - (14) \text{ D 欄}) \times 80\%) \div (13) \text{ D 欄}$$

$$(13) \text{ D 欄} : 930,500 \text{ 円}$$

$$(14) \text{ D 欄} : 86,000 \text{ 円}$$

$$(22) \text{ D 欄} = 931,300 \times (86,000 \times 90\% (\text{切捨て}) + (930,500 - 86,000) \times 80\% (\text{切捨て})) \div 930,500 (\text{切捨て}) = 753,647$$

(例) 貸倒回収に係る消費税額がない、課税売上高より売上対価の返還が小さい場合

$$(22) \text{ D 欄} = (22) \text{ A 欄} + (22) \text{ B 欄} + (22) \text{ C 欄}$$

$$(22) \text{ A 欄} : 0 \text{ 円}$$

$$(22) \text{ B 欄} : 64,640 \text{ 円}$$

$$(22) \text{ C 欄} : 693,000 \text{ 円}$$

$$(22) \text{ D 欄} = 0 + 64,640 + 693,000 = 757,640$$

3.1.12.2 付表 4

控	控除対象仕入税額	4		-36,000	587,000	551,000
除	逆還等付還に係る税額	5				
税	留割れに係る税額	6		20,000		20,000
額	控除税額小計	7		20,000	587,000	551,000

(7) 控除税額小計

- ・ A～C 欄は、(4) 控除対象仕入税額がマイナス金額の場合、マイナス金額が「0 (ゼロ)」として計算されます。
- ・ D 欄は、(4) D 欄 + (5) D 欄 + (6) D 欄で計算されます。

区	分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率8.1%適用分 C	合計 D (A+B+C)
課	税標準額	1	-1,000,000	10,000,000	9,000,000
消	費税額	2	-40,000	830,000	590,000
	買戻回増に係る消費税額	3			
控	除対象仕入税額	4	-36,000	587,000	551,000
除	逆還等付還に係る税額	5			
税	留割れに係る税額	6	20,000		20,000
額	控除税額小計	7	20,000	587,000	551,000
	控除不足還付税額	8	60,000		
	差引税額	9		63,500	39,000
	合計差引税額	10			39,000

(8) 控除不足還付税額

- ・ D 欄は、(7) D 欄 - (2) D 欄 - (3) D 欄で計算されます。
- ・ 結果がマイナスの場合は表示されません。

(9) 差引税額

- ・ D 欄は、(2) D 欄 + (3) D 欄 - (7) D 欄で計算されます。
- ・ 結果がマイナスの場合は表示されません。

3.1.12.3 付表 5

課税期間の開始が平成 27 年 3 月 31 日以前の簡易課税には、「第六種事業（不動産業）」はありません。

区 分	事業区分別の合計額	事業区分別の課税売上高（税抜き）		右の課税売上高に係る消費税額	
		売上割合%			
事業区分別の合計額	6	1,000,000	売上割合%	13	84,500
第一種事業（卸売業）	7	1,000,000	67.5	14	63,000
第二種事業（小売業）	8			15	
第三種事業（製造業等）	9	500,000	33.1	16	31,500
第四種事業（その他）	10	-20,000		17	-1,260
第五種事業（サービス業等）	11			18	
第六種事業（不動産業）	12			19	

(6) 事業区分別の課税売上高（税抜き）の合計

- ・ (7) ~ (12) のマイナスの金額を含めて合計額が計算されます。

(13) 事業区分別の合計

- ・ (14) ~ (19) のマイナス金額を含めずに合計額が計算されます。
- ・ マイナス金額を含めないため、結果がマイナスになることはありません。



マイナス金額を“0”として画面に表示する項目

国税庁からの指示により、消費税申告書はマイナス金額をゼロに置き換えて記載しますが、『ネットde記帳』ではマイナス金額を表示し計算結果を確認することができます。ただし、次の項目は『ネットde記帳』でもマイナス金額をゼロに置き換えて表示します。

●原則課税

《付表 2》

項目	金額	
課税売上額(販売額)	1	-2,000,000
免税売上額	2	
非課税資産の譲渡等の金額	3	
課税資産の譲渡等の対価の額	4	0
課税資産の譲渡等の対価の額	5	-2,000,000
非課税売上額	6	
資産の譲渡等の対価の額	7	0
課税売上割合	[%]	

- (4) 課税資産の譲渡等の対価の額
- (7) 資産の譲渡等の対価の額

《付表 2-(2)》

項目	税率3%適用分			税率4%適用分			税率8.3%適用分			合計 D (A+B+C)
	A	B	C	A	B	C	A	B	C	
課税売上額(販売額)	1				-5,000,000	2,000,000				-3,000,000
免税売上額	2									
非課税資産の譲渡等の金額	3									
課税資産の譲渡等の対価の額	4									0
課税資産の譲渡等の対価の額	5									-3,000,000
非課税売上額	6									
資産の譲渡等の対価の額	7									0
課税売上割合	[%]									

- (4) 課税資産の譲渡等の対価の額 D 欄
- (7) 資産の譲渡等の対価の額 D 欄

●簡易課税

《付表 5》

項目	金額	
課税標準額に対する消費税額	1	31,500
控除対象仕入税額に係る消費税額	2	
売上対価の返還等に係る消費税額	3	80,000
控除対象仕入税額計算の基礎となる消費税額	4	0
1種類の事業者の事業者の場合のみ4×みなし仕入率	5	

- (4) 控除対象仕入税額計算の基礎となる消費税額

《付表 5-(2)》

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額					
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率8.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)	
課税標準額に対する消費税額	1		40,000	63,000	103,000
控除対象仕入税額に 係る消費税額	2				
売上対価の返還等 に係る消費税額	3			126,000	126,000
控除対象仕入税額の計算 の基礎となる消費税額	4		40,000	-63,000	0
II 1種類の事業者の事業者の場合の控除対象仕入税額					
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率8.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)	
4×みなし仕入率	5				

- (4) 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額 D 欄

- ・ D 欄が「0 (ゼロ)」の場合は、計算の基礎となる消費税額がないため、控除対象仕入税額の計算は行われません。

3.1.13 電子申告データの仕様に適合しているかチェックする

『決算業務』 > 『消費税申告書』 > 『申告書・付表』 > 『電子申告チェック』

入力内容が国税電子申告および納税システム (e-Tax) の電子申告データの仕様に適合しているかをチェックする手順について説明します。チェックには、2つの方法があります。

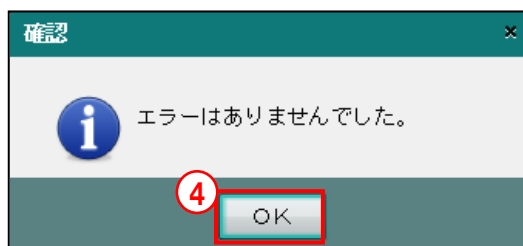
●アプリケーションツールバーの [電子申告チェック] ボタンをクリックする



- 手順**
- ① [電子申告チェック] ボタンをクリックします。
 - ② [チェック開始] ボタンをクリックします。



- ③エラーが無い場合、次の確認メッセージが表示されます。



確認 エラーがある場合→

「3.1.13.2 電子申告エラーチェックでエラーがある場合の処理」参照

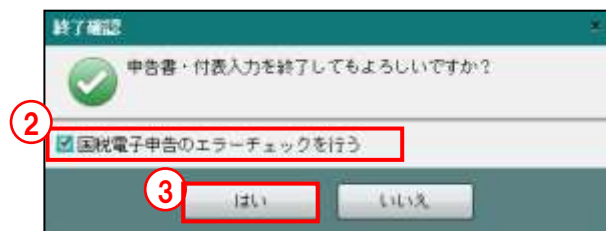
- ④ [OK] ボタンをクリックします。

●《終了確認》メッセージで確認する



① [×] ボタンをクリックします。

②《終了確認》メッセージで、[国税電子申告のエラーチェックを行う] にチェックをつけます。



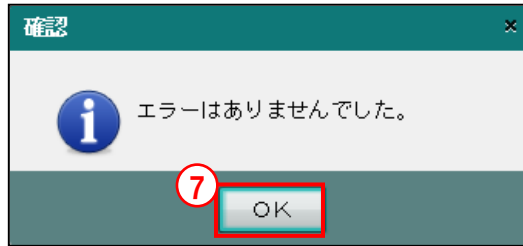
③ [はい] ボタンをクリックします。

④《国税電子申告エラーチェック》画面が表示されます。



⑤ [チェック開始] ボタンをクリックします。

⑥エラーが無い場合、次の確認メッセージが表示されます。



 エラーがある場合→

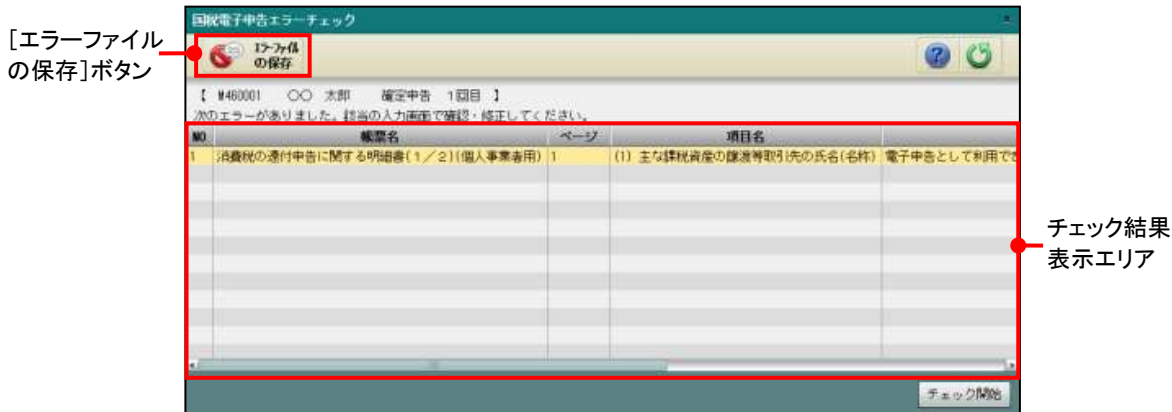
「3.1.13.2 電子申告エラーチェックでエラーがある場合の処理」参照

⑦ [OK] ボタンをクリックします。

3.1.13.1 国税電子申告エラーチェックで表示されるメッセージ

《国税電子申告エラーチェック》画面でチェック処理を行った際、メッセージが表示される場合があります。メッセージの原因および対処方法は、次のとおりです。

「警告」の場合は、文字色が「黒」で表示されます。申告書を修正しない場合は、電子申告データの抽出を行うと、チェック結果表示エリアの「項目内容（変更後）」の値で電子申告データが作成されます。



[アプリケーションツールバー]

[エラーファイルの保存] ボタン

- ・エラー内容を CSV に出力します。

[チェック結果表示エリア]

[NO]

- ・連番付番された NO が表示されます。

[帳票名]

- ・対象となる帳票名が表示されます。

[ページ]

- ・対象となるページが表示されます。

[項目名]

- ・対象となる項目名が表示されます。

[エラー内容]

- ・メッセージの原因および電子申告データとして抽出された結果などが表示されます。

[項目内容（変更前）]

- ・エラーチェック時点で入力されている内容が表示されます。

[項目内容（変更後）]

- ・電子申告データとして抽出した後に変換される内容が表示されます。

エラー内容	項目内容（変更前）	項目内容（変更後）
い文字が含まれているため変更されます。	(株) アイ	(株) アイフ

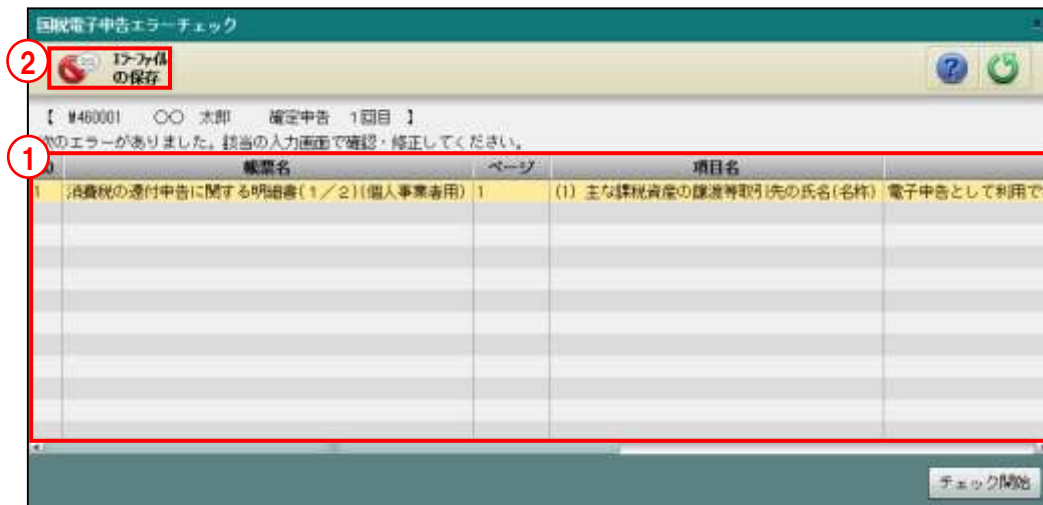
●警告メッセージ

申告書を修正しない場合は、チェック結果表示エリアの「項目内容（変更後）」の値で電子申告データが作成されます。

メッセージ	原因	対処方法
電子申告で有効な桁数（〇〇桁）を超えているため切り捨てられます。	抽出可能な桁数（＝文字数）を超えて内容が入力されています。	必要に応じて、入力内容を修正します。
電子申告として利用できない文字が含まれているため変更されません。	使用不可である半角カタカナ文字、半角スペースおよび特殊文字が入力されています。	必要に応じて、入力内容を修正します。

3.1.13.2 電子申告エラーチェックでエラーがある場合の処理

電子申告エラーチェックでエラーがある場合の処理手順について説明します。



① 国税電子申告エラーチェックでエラーがある場合、《国税電子申告エラーチェック》画面のチェック結果表示エリアにエラーの詳細が表示されます。



→ 「3.1.13.1 国税電子申告エラーチェックで表示されるメッセージ」

参照

- ② エラーの内容をファイルに保存する場合は、[エラーファイルの保存] をクリックします。
- ③ [保存] ボタンをクリックして、CSV ファイルを任意の場所に保存します。
- ④ 必要に応じて、エラーとなっている該当画面に戻り、入力内容を確認または修正します。

3.1.14 入力完了にチェックをつける（入力完了ナビボタン）

『決算業務』 > 『消費税申告書』 > 『入力完了』

すべての申告書および付表の入力が完了したら「入力完了」にチェックをつけます。

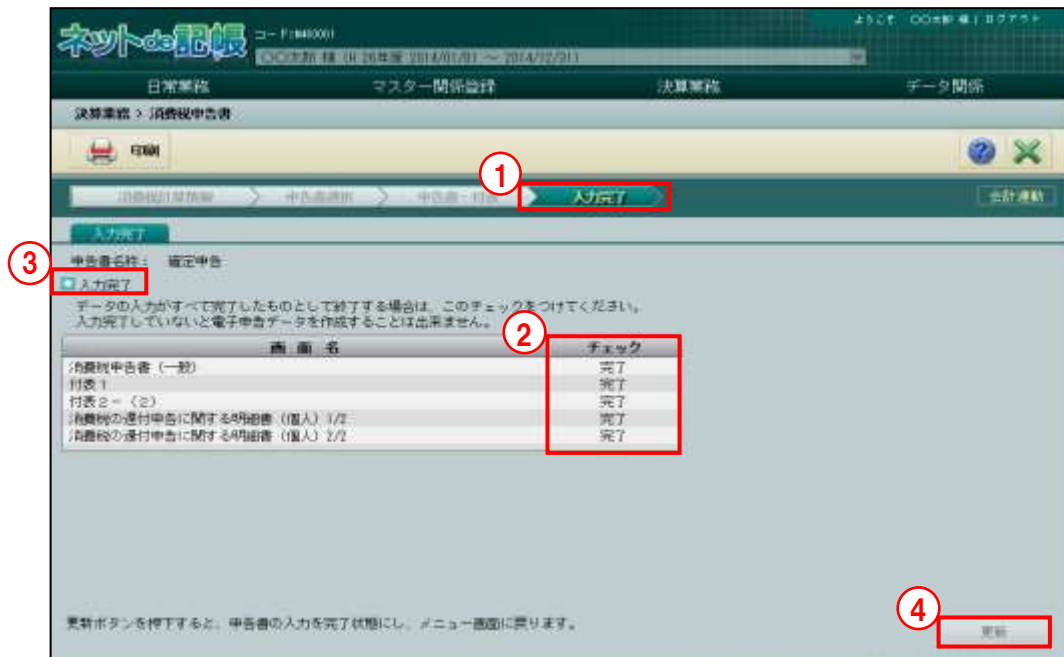
電子申告データを作成する場合は、必ず「入力完了」にチェックをつけます。



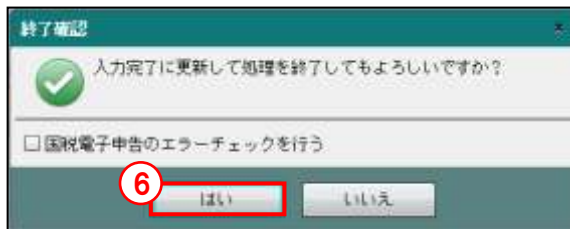
参照モードについて→「3.1.14.2 申告書の参照モード表示」参照

入力完了の解除について→

「3.1.14.3 入力完了チェックを解除する」参照



- ① [入力完了] ナビボタンをクリックします。
- ② チェック欄がすべて「完了」になっていることを確認します。
- ③ [入力完了] にチェックをつけます。
- ④ [更新] ボタンをクリックします。
- ⑤ 次の終了確認メッセージが表示されます。



終了確認メッセージで国税電子申告エラーチェックを行う場合→

「3.1.13 電子申告データの仕様に適合しているかチェックする」参照



中間申告書の終了確認メッセージについて→

「3.1.14.1 中間申告書の電子申告データ作成について」参照

- ⑥ [はい] ボタンをクリックします。

- ⑦ 『消費税申告書』が終了します。

3.1.14.1 中間申告書の電子申告データ作成について

中間申告書の入力完了時に、電子申告データを任意の中間申告書として作成できるか、通常
の中間申告書として作成できるか判定し、作成できる中間申告書に自動で切り替えて電子申
告データが作成されます。判定した結果は終了確認メッセージに表示されます。

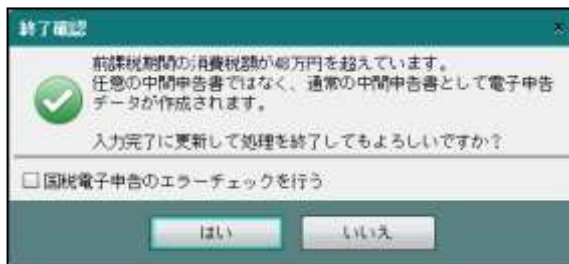
任意の中間申告書を作成する場合は、[消費税計算情報] タブの「中間申告回数」で「任意（年
1回）」を選択します。

 [任意の中間申告書を作成する→](#)

「3.1.2.1 [消費税計算情報] タブ」参照

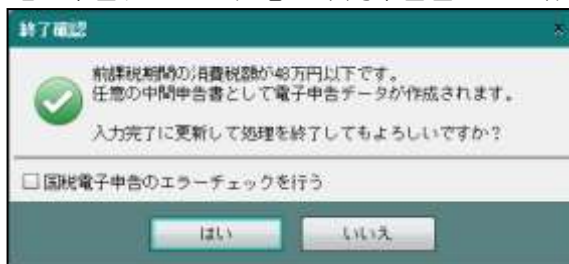
[前課税期間の消費税額が48万円を超えているため任意の中間申告書を作成できない場合]

- 電子申告データが通常の間申申告書として作成されます。



[前課税期間の消費税額が48万円以下のため通常の間申申告書を作成できない場合]

- 電子申告データが任意の間申申告書として作成されます。




月数換算（分母）が12か月未満の場合

月数換算（分母）が12か月未満の場合は、「前課税期間の消費税額」を年換算して判定
されます。

3.1.14.2 申告書の参照モード表示

「入力完了」にチェックをつけた後に、申告書を参照モードで表示する手順について説明します。参照モードの場合、決算書を修正することはできません。

 [入力完了を解除する](#) → 「3.1.14.3 入力完了チェックを解除する」参照



- 手順**
- ①入力完了済の申告書は《申告書選択》画面の「完了」に「O」が表示されます。
 - ②入力完了済の申告書を選択します。
 - ③ [選択] ボタンをクリックします。
 - ④次の確認メッセージが表示されます。[はい] ボタンをクリックします。



 [\[いいえ\] を選択した場合](#) →

「3.1.14.3 入力完了チェックを解除する」参照

- ⑤《申告書・付表》画面が参照モードで表示されます。画面右上に「参照」が表示されます。



「参照」と表示されます。

3.1.14.3 入力完了チェックを解除する

申告書の「入力完了」を解除して、参照モードから入力モードに変更する手順について説明します。



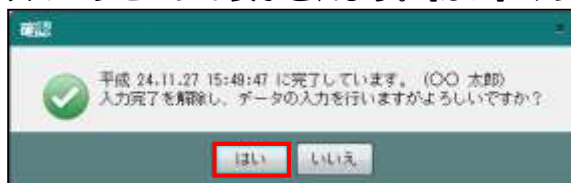
- 手順**
- ①入力完了済の申告書は《申告書選択》画面の「完了」に「○」が表示されます。
 - ②入力完了済の申告書を選択します。
 - ③ [選択] ボタンをクリックします。
 - ④次のメッセージが表示されます。[いいえ] ボタンをクリックします。



 [はい] を選択した場合の画面表示について➔

「3.1.14.2 申告書の参照モード表示」参照

- ⑤次のメッセージが表示されます。[はい] ボタンをクリックします。



- ⑥「入力完了」が解除され、《申告書・付表》画面が「入力モード」で表示されます。

3.1.15 消費税申告書を印刷する

『決算業務』 > 『消費税申告書』 > 『印刷』

消費税申告書の印刷について説明します。印刷できる帳票は、次のとおりです。

	帳票名称	消費税区分		表示	印刷	
		原則課税	簡易課税			
申告書・ 付表	消費税及び地方消費税の中間申告書	○	○	○	○	
	消費税申告書（一般）	○	—	○	○	
	特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書（別表）	○	—	○	○	
	消費税申告書（簡易課税）	—	○	○	○	
	付表 2	○	—	○	○	
	付表 5	—	○	○	○	
	複 数 税 率	付表 1	○	—	○	○
		付表 2- (2)	○	—	○	○
		付表 4	—	○	○	○
		付表 5- (2)	—	○	○	○
		消費税の還付申告に関する明細書（法人） 1/2、 2/2	○	—	○	○
		消費税の還付申告に関する明細書（個人） 1/2、 2/2	○	—	○	○



消費税申告書（一般・簡易課税）の様式について

『ネット de 記帳』では、国税庁ホームページに掲載されている消費税申告書（個人用・法人用共通の様式）を採用しています。

3.1.15.1 消費税申告書出力の詳細説明

申告書および付表を出力する手順について説明します。



① [印刷] ボタンをクリックします。

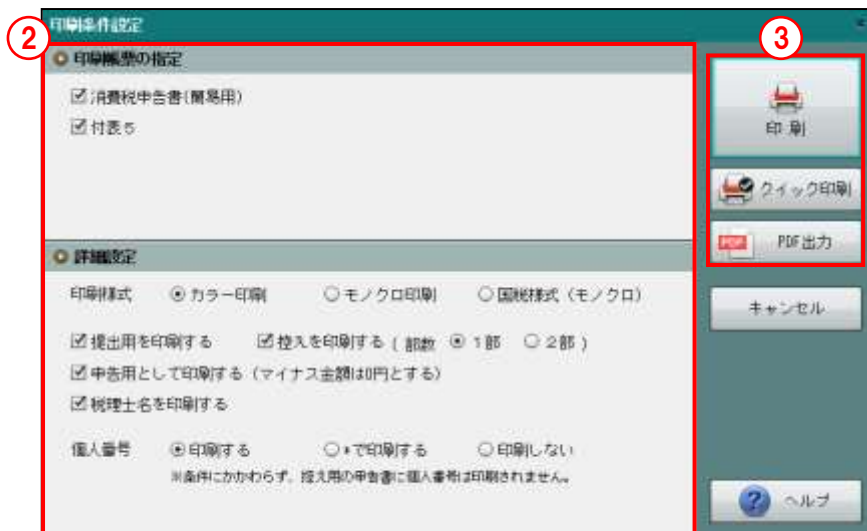


→ 「3.1.3.1 「個人番号」未連携のメッセージが表示された場合」参照

→ 「3.1.3.2 「法人番号」未登録のメッセージが表示された場合」参照

② ≪印刷条件設定≫画面で、印刷帳票の指定、詳細設定を選択します。

③ [印刷] ボタンをクリックします。PDF ファイルに出力する場合は、[PDF 出力] ボタンをクリックします。



3.1.15.2 「原則課税」の印刷条件設定

原則課税の場合の印刷条件設定の詳細について説明します。



●印刷帳票の指定

- 印刷する帳票にチェックをつけ、印刷しない帳票はチェックをはずします。
- 印刷可能な帳票にはあらかじめチェックがついています。
- 「特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書」は別表の提出がない場合は表示されません。

●詳細設定

[印刷様式]

- 「カラー印刷」「モノクロ印刷」「国税様式(モノクロ)」から選択します。

[提出用を印刷する]

- 提出用の申告書を印刷する場合はチェックをつけます。

[控えを印刷する]

- 控え用の申告書を印刷しない場合はチェックをはずします。
- 控え用の申告書を印刷する場合は、印刷部数を「1部」「2部」から選択します。

[申告用として印刷する(マイナス金額は0円とする)]

- 原則課税の場合は、チェックをはずすことができません。

[税理士名を印刷する]

- 税理士名を印刷しない場合はチェックをはずします。





[還付申告明細 2/2 に氏名または名称を印刷する]

- 還付申告明細 2/2 に氏名または名称を印刷しない場合はチェックをはずします。
- 還付申告明細を印刷する場合はチェックが自動でつきます。


[個人番号]

- ・ [個人番号] 欄は、課税期間の開始が平成 28 年 1 月 1 日以降の個人事業者の場合に表示されます。
- ・ 「印刷する」「*で印刷する」「印刷しない」から選択します。
- ・ 特定個人情報を扱うための条件を満たしているかにより、[個人番号] 欄の表示状態が異なります。

特定個人情報を扱うための条件と個人番号欄の表示状態

事業者のマイナンバー契約区分	ログインユーザーのマイナンバー連携権限	ログイン端末	個人番号欄の表示状態
税務支援	あり	登録済み端末	「印刷する」「*で印刷する」「印刷しない」が選択できます。  選択可能
税務支援	あり	登録済み端末以外	「*で印刷する」「印刷しない」が選択できます。  選択可能
税務支援	なし	登録済み端末	「印刷しない」が選択されています。  選択済み
税務支援以外	-	-	「印刷しない」が選択されています。  選択済み

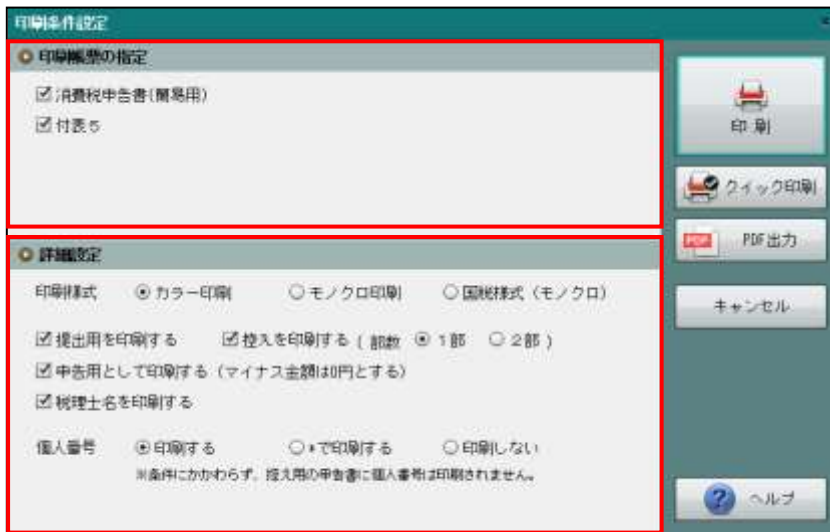
印刷条件ごとの個人番号の印刷イメージ

印刷条件	内容	個人番号欄の印刷イメージ
印刷する	個人番号を印刷します。	
で印刷する	個人番号をアスタリスク () で印刷します。	
印刷しない	個人番号は印刷しません。	

控え用の申告書は、「印刷する」または「*で印刷する」を指定した場合でも個人番号は印刷されません。

3.1.15.3 「簡易課税」の印刷条件設定

簡易課税の場合の印刷条件設定の詳細について説明します。



●印刷帳票の指定

- 印刷する帳票にチェックをつけ、印刷しない帳票はチェックをはずします。
- 印刷可能な帳票にはあらかじめチェックがついています。

●詳細設定

[印刷様式]

- 「カラー印刷」「モノクロ印刷」「国税様式 (モノクロ)」から選択します。

[提出用を印刷する]

- 提出用の申告書を印刷する場合はチェックをつけます。

[控え用を印刷する]

- 控え用の申告書を印刷しない場合はチェックをはずします。
- 控え用の申告書を印刷する場合は、印刷部数を「1部」「2部」から選択します。

[申告用として印刷する (マイナス金額は0円とする)]

- チェックをつけて出力すると、マイナス金額を「0 (ゼロ)」に置き換えて申告することができます。例えば、付表5- (2) のB欄がマイナス金額の場合、画面にはマイナスで表示されますが、チェックをつけて出力するとB欄 (4) と (5) の項目が「0 (ゼロ)」で印刷されます。

 マイナス金額を0円に置き換える項目➔

「●マイナスを「0 (ゼロ)」に置き換える項目」参照

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額		
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B
課税標準額に対する消費税額	1	-40,000
貸倒回収に係る消費税額	2	
売上対価の返還等に係る消費税額	3	
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額	4	-40,000
II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額		
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B
4 × みなし仕入率 30%	5	-36,000



I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額		
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B
課税標準額に対する消費税額 ①	(円)×①(A欄)	(円)×①(B欄)
貸倒回収に係る消費税額 ②	(円)×②(A欄)	(円)×②(B欄)
売上対価の返還等に係る消費税額 ③	(円)×③(A欄)	(円)×③(B欄)
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額 (① + ② - ③) ④		0
II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額		
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B
④ × みなし仕入率 (30% × 30% + 20% × 30% + 30% × 40%) ⑤	(円)×⑤(A欄)	(円)×⑤(B欄)
		0

マイナス金額が「0(ゼロ)」に置き換わります。

- ・ マイナス金額をそのまま印刷する場合はチェックをはずします。

[税理士名を印刷する]

- ・ 税理士名を印刷しない場合はチェックをはずします。

[付表 5- (2) 2/2 に氏名または名称を印刷する]

- ・ 付表 5- (2) 2/2 に氏名または名称を印刷しない場合はチェックをはずします。

[個人番号]

- ・ [個人番号] 欄は、課税期間の開始が平成 28 年 1 月 1 日以降の個人事業者の場合に表示されます。
- ・ 「印刷する」「*で印刷する」「印刷しない」から選択します。
- ・ 印刷条件設定については、原則課税の印刷条件設定の説明と同様です。



[【個人番号】欄の印刷条件設定→](#)

「3.1.15.2 「原則課税」の印刷条件設定」参照

(2) 付表 4

課税期間の開始が平成 27 年 4 月 1 日以降の場合

第28-60号様式

付表 4 旧・新税率別、消費税額計算表
兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

〔経過措置対象課税資産の課税等を含む課税期間用〕

期 品

課 税 期 間		28・1・1 ～ 28・12・31		氏名又は 名称	〇〇 太郎
区 分		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合 計 D (A+B+C)
		円	円	円	円
課税標準額	①	000	-247,000	36,800,000	36,553,000
消費税額	②		-9,880	2,318,400	2,308,520
貸倒回収に係る消費税額	③				
控 除 税 額	控除対象仕入税額 (注)④A欄の本数)			0	1,854,720
	返還等対価に係る税額				
	貸倒れに係る税額				
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)			1,854,720	1,846,816
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑦		9,880		
差引税額 (⑧+③-⑦)	⑧			463,680	461,704
合計差引税額 (⑧-③)	⑨				461,704
税 務 上 の 課 税 額	控除不足還付税額		9,880		9,880
	差引税額			463,680	463,680
	合計差引税額 (⑩+⑪)				453,800
譲 渡 割 額	還付税額		2,470		2,470
	納税額			125,120	125,120
合計差引譲渡割額 (⑫-⑬)	⑭				122,650

(H27.4.1以後開始課税期間用)

(3) 付表5-(2) 1/2

課税期間の開始が平成27年4月1日以降の場合

第28-77号様式

付表5-(2) 控除対象仕入税額等の計算表 [経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用] 簡 易

課税期間	28-1-1~28-12-31	氏名又は名称	〇〇 太郎	
------	-----------------	--------	-------	--

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

項 目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合 計 D (A+B+C)
課税標準額に対する消費税額 ①		-9,880	2,318,400	2,308,520
貸倒回収に係る消費税額 ②				
売上対価の返還等に係る消費税額 ③				
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額 (①+②-③) ④		0	2,318,400	2,308,520

II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額

項 目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合 計 D (A+B+C)
④ × みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%・40%) ⑤				

III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

項 目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合 計 D (A+B+C)
事業区分別の合計額 ⑥		-247,619	36,800,925	36,553,306
第一種事業 (卸売業) ⑦				10.7
第二種事業 (小売業) ⑧		-647,619	33,312,037	32,664,418
第三種事業 (製造業等) ⑨				
第四種事業 (その他) ⑩		342,857	3,324,074	3,666,931
第五種事業 (サービス業等) ⑪		57,142	164,814	221,956
第六種事業 (不動産業) ⑫				

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項 目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合 計 D (A+B+C)
事業区分別の合計額 ⑬		15,999	2,318,457	2,308,552
第一種事業 (卸売業) ⑭				
第二種事業 (小売業) ⑮		0	2,098,658	2,072,754
第三種事業 (製造業等) ⑯				
第四種事業 (その他) ⑰		13,714	209,416	223,130
第五種事業 (サービス業等) ⑱		2,285	10,383	12,668
第六種事業 (不動産業) ⑲				

注 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 課税売上げにつき商品を受け又は貸付し、譲渡した金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しない方法で記載している場合には、⑥から⑫の欄には売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記入する。

(1/2)

[H27.4.15(後開始課税期間用)]

(4) 付表 5- (2) 2/2

課税期間の開始が平成 27 年 4 月 1 日以降の場合

○○ 太郎

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細
イ 原則計算を適用する場合

控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
①のみ分した入庫 $\frac{① \times 100 + ② \times 100 + ③ \times 100 + ④ \times 100 + ⑤ \times 100 + ⑥ \times 100 + ⑦ \times 100}{⑧}$	円	円	円 1,809,766	円 1,798,394

ロ 特例計算を適用する場合
(イ) 1種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱ ①のみ分した入庫 (60% (70% + 60% + 50% + 40%))	円	円	円 1,854,720	円 1,846,814

(ロ) 2種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
第一種及び第二種事業 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱	円	円	円	円
第一種及び第三種事業 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱	円	円	円	円
第一種及び第四種事業 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱	円	円	円	円
第一種及び第五種事業 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱	円	円	円	円
第一種及び第六種事業 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱	円	円	円	円
第二種及び第七種事業 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱	円	円	円	円
第三種及び第八種事業 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱	円	円	円 1,810,805	円 1,799,656
第二種及び第九種事業 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱	円	円	円 1,788,825	円 1,776,077
第二種及び第十種事業 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱	円	円	円	円
第三種及び第十一種事業 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱	円	円	円	円
第三種及び第十二種事業 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱	円	円	円	円
第三種及び第十三種事業 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱	円	円	円	円
第四種及び第十四種事業 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱	円	円	円	円
第四種及び第十五種事業 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱	円	円	円	円
第五種及び第十六種事業 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱	円	円	円	円

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
選択可能な計算式区分(①～⑱)の内から選択した金額	円 0円	円 0円	円 1,854,720	円 1,846,814

※書 金額の計算については、1月当分の繰越を切り替える。
(2/2)

(H27.4.1以後の特例適用期)

(5) 付表 5

課税期間の開始が平成 27 年 4 月 1 日以降の場合

付表 5 控除対象仕入税額の計算表		期 間	
課税期間 28・1・1～28・12・31		氏名又は名称 ○○ 太郎	
項 目	金 額		
課税標準額に対する消費税額（申告書②欄の金額）	①	2,297,673 円	
貸倒回収に係る消費税額（申告書③欄の金額）	②		
売上対価の高還元等に係る消費税額（申告書④欄の金額）	③		
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額（①+②-③）	④	2,297,673	
1 種類の事業の事業者の場合〔控除対象仕入税額〕 ④×みなし仕入率（90%・80%・70%・60%・50%・40%）	⑤	※申告書⑤欄～	
区 分	事業区分別の課税売上高（税抜き）	売上割合	左の課税売上高に係る消費税額
課税売上高に係る消費税額の計算	事業区分別の合計額 ⑥	円	円
	36,471,296	⑦	2,308,074
第一種事業（卸 売 業）	⑧	%	
第二種事業（小 売 業）	⑨	91.3	2,098,658
第三種事業（製 造 業 等）	⑩		
第四種事業（そ の 他）	⑪	9.1	209,416
第五種事業（サービス業等）	⑫		0
第六種事業（不動産業）	⑬		
控 除 対 象 仕 入 税 額 の 計 算 式 区 分	算 出 額		
原則計算を適用する場合 ④×みなし仕入率（⑧90%+⑨80%+⑩70%+⑪60%+⑫50%+⑬40%）/⑥			⑭ 1,796,442 円
1 種類の事業で75%以上 ⑦・⑧・⑨・⑩・⑪・⑫・⑬/⑥ ≥ 75% ④×みなし仕入率（90%・80%・70%・60%・50%・40%）			⑮ 1,838,138
⑧+⑨/⑥ ≥ 75%	④×〔⑧×90%+〔⑨-⑧〕×80%〕/⑥	⑯	
⑦+⑧/⑥ ≥ 75%	④×〔⑦×90%+〔⑧-⑦〕×70%〕/⑥	⑰	
⑦+⑨/⑥ ≥ 75%	④×〔⑦×90%+〔⑨-⑦〕×60%〕/⑥	⑱	
⑦+⑩/⑥ ≥ 75%	④×〔⑦×90%+〔⑩-⑦〕×50%〕/⑥	㉑	
⑦+⑪/⑥ ≥ 75%	④×〔⑦×90%+〔⑪-⑦〕×40%〕/⑥	㉓	
⑧+⑨/⑥ ≥ 75%	④×〔⑧×80%+〔⑨-⑧〕×70%〕/⑥	㉕	
⑧+⑩/⑥ ≥ 75%	④×〔⑧×80%+〔⑩-⑧〕×60%〕/⑥	㉗	
⑧+⑪/⑥ ≥ 75%	④×〔⑧×80%+〔⑪-⑧〕×50%〕/⑥	㉙	
⑨+⑩/⑥ ≥ 75%	④×〔⑨×70%+〔⑩-⑨〕×60%〕/⑥	㉛	
⑨+⑪/⑥ ≥ 75%	④×〔⑨×70%+〔⑪-⑨〕×40%〕/⑥	㉝	
⑩+⑪/⑥ ≥ 75%	④×〔⑩×60%+〔⑪-⑩〕×50%〕/⑥	㉟	
⑩+⑫/⑥ ≥ 75%	④×〔⑩×60%+〔⑫-⑩〕×40%〕/⑥	㊱	
⑪+⑫/⑥ ≥ 75%	④×〔⑪×50%+〔⑫-⑪〕×40%〕/⑥	㊳	
【控除対象仕入税額】 〔選択可能な計算方式による⑯～㊳の内から選択した金額〕			⑲ 1,838,138

注 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 課税上げにつき返金を受け又は繰引き・割戻しをした金額（売上対価の高還元等の金額）があり、売上（収入）金額から算算しない方法で経理して経費に占めている場合には、⑧から⑬の欄にはその売上対価の高還元等の金額（税抜き）を控除した後の金額を記入する。

(1427.4.1) 法第 142 条第 4 項第 2 号

(7) 付表 4

課税期間の開始が平成 27 年 3 月 31 日以前の場合

第29-00号様式

付表 4 旧・新税率別、消費税額計算表 経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用 期 間

課 税 期 間		27・1・1 ~ 27・12・31		氏名又は 名称	〇〇 太郎
区 分		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合 計 D (A+B+C)
課税標準額	①	円 000	円 -1,402,000	円 26,504,000	円 25,102,000
消費税額	②		-56,080	1,669,752	1,613,672
貸倒回収に係る消費税額	③				
控 除 税 額	控除対象仕入税額 (④)		0	1,502,776	1,452,304
	返還等対価に係る税額 (⑤)				
	貸倒れに係る税額 (⑥)				
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)			1,502,776	1,452,304
控除不足還付税額 (⑦-④-⑤-⑥)	⑦		56,080		
差引税額 (②+③-⑦)	⑧			166,976	161,368
合計差引税額 (⑧-⑨)	⑨				161,368
繰越税額となる消費税額の額	控除不足還付税額 (⑩)		56,080		56,080
	差引税額 (⑪)			166,976	166,976
	合計差引税額 (⑩+⑪)				110,896
譲渡割額	還付税額 (⑫)		14,020		14,020
	納税額 (⑬)			45,057	45,057
合計差引譲渡割額 (⑬-⑫)	⑭				31,037

(8) 付表5-(2) 1/2

課税期間の開始が平成27年3月31日以前の場合

第28-(7)号様式

付表5-(2) 控除対象仕入税額等の計算表 [経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用] 簡易

課税期間	27・1・1～27・12・31	氏名又は名称	〇〇 太郎	
------	-----------------	--------	-------	--

I 控除対象仕入税額等の計算の基礎となる消費税額

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
課税標準額に 対する消費税額	①	-56,080	1,669,752	1,613,672
貸倒回収に 係る消費税額	②			
売上対価の返還等 に係る消費税額	③			
控除対象仕入税額等の計算 の基礎となる消費税額 (①+②-③)	0	0	1,669,752	1,613,672

II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
④×みなし仕入率 (99%・97%・70%・40%・30%)	④			

III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
事業区分別の合計額	⑤	-1,402,166	26,504,101	25,101,935
第一種事業 (卸売業)	⑥	-1,733,595	24,565,740	22,832,145
第二種事業 (小売業)	⑦			*
第三種事業 (製造業等)	⑧			*
第四種事業 (その他)	⑨		1,292,240	1,292,240
第五種事業 (サービス業等)	⑩	331,428	646,120	977,548

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
事業区分別の合計額	⑪	13,257	1,669,757	1,613,671
第一種事業 (卸売業)	⑫	0	1,547,641	1,478,298
第二種事業 (小売業)	⑬			
第三種事業 (製造業等)	⑭			
第四種事業 (その他)	⑮		81,411	81,411
第五種事業 (サービス業等)	⑯	13,257	40,705	53,962

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 課税売上げにつき返品を受け又は貸倒し・割戻しをした金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しない方法で処理して
置かれている場合には、⑤から⑩の欄には売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記入する。

(1/2)

(9) 付表 5- (2) 2/2

課税期間の開始が平成 27 年 3 月 31 日以前の場合

〇〇 太郎

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

イ 原則計算を適用する場合

控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合 計 D (A+B+C)
$\frac{\text{①} \times 100 + \text{②} \times 100 + \text{③} \times 100 + \text{④} \times 100 + \text{⑤} \times 100 + \text{⑥} \times 100}{\text{⑦}}$	円	円	1,462,069	1,466,295

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合 計 D (A+B+C)
$\frac{\text{①} \times 100 + \text{②} \times 100 + \text{③} \times 100 + \text{④} \times 100 + \text{⑤} \times 100 + \text{⑥} \times 100}{\text{⑦} \times 100 + \text{⑧} \times 100 + \text{⑨} \times 100 + \text{⑩} \times 100 + \text{⑪} \times 100 + \text{⑫} \times 100}$	円	円	1,502,776	1,452,304

(ロ) 2種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合 計 D (A+B+C)
$\frac{\text{①} \times 100 + (\text{②} - \text{③}) \times 100}{\text{④}}$	円	円	円	円
$\frac{\text{⑤} \times 100 + (\text{⑥} - \text{⑦}) \times 100}{\text{⑧}}$	円	円	0	1,411,691
$\frac{\text{⑨} \times 100 + (\text{⑩} - \text{⑪}) \times 100}{\text{⑫}}$	円	0	1,453,929	1,398,154
$\frac{\text{⑬} \times 100 + (\text{⑭} - \text{⑮}) \times 100}{\text{⑯}}$	円	円	円	円
$\frac{\text{⑰} \times 100 + (\text{⑱} - \text{⑲}) \times 100}{\text{⑳}}$	円	円	円	円
$\frac{\text{㉑} \times 100 + (\text{㉒} - \text{㉓}) \times 100}{\text{㉔}}$	円	円	円	円
$\frac{\text{㉕} \times 100 + (\text{㉖} - \text{㉗}) \times 100}{\text{㉘}}$	円	円	円	円
$\frac{\text{㉙} \times 100 + (\text{㉚} - \text{㉛}) \times 100}{\text{㉜}}$	円	円	円	円
$\frac{\text{㉝} \times 100 + (\text{㉞} - \text{㉟}) \times 100}{\text{㊱}}$	円	円	円	円
$\frac{\text{㊲} \times 100 + (\text{㊳} - \text{㊴}) \times 100}{\text{㊵}}$	円	円	円	円

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

項 目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合 計 D (A+B+C)
選択可能な計算式区分(イ～ロ)の中から選択した金額	円	円	1,502,776	1,452,304

※ 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

(2/2)

(10) 付表 5

課税期間の開始が平成 27 年 3 月 31 日以前の場合

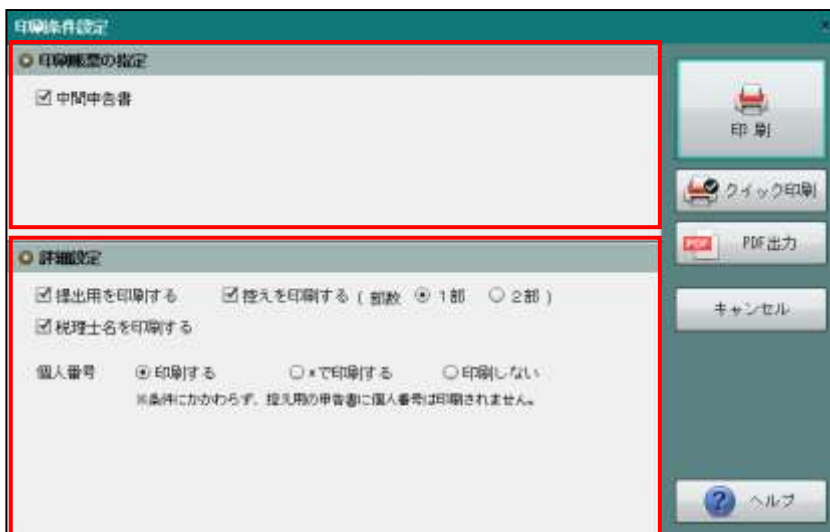
付表 5 控除対象仕入税額の計算表 簡易

課税期間		27・1・1~27・12・31	氏名又は名称		〇〇 太郎
項	目	金額			
①	課税標準額に対する消費税額（申告書②欄の金額）	1,588,293 円			
②	貸倒回収額に係る消費税額（申告書③欄の金額）				
③	売上対価の返還等に係る消費税額（申告書④欄の金額）				
④	控除対象仕入税額計算の基礎となる消費税額（①+②+③）	1,588,293			
⑤	1 種類の事業の事業者の場合〔控除対象仕入税額〕 ④×みなし仕入率（90%・80%・70%・60%・50%）	申告書⑤欄～			
2 種類以上の事業	課税売上高に保る消費税額の計算	区分	事業区分別の課税売上高（税抜き）	売上割合	左の課税売上高に係る消費税額
		事業区分別の合計額	25,211,861 円		1,629,052 円
		第一種事業（卸売業）	24,565,740	97.4%	1,547,641
		第二種事業（小売業）			
		第三種事業（製造業等）			
		第四種事業（その他）	1,292,240	5.1%	81,411
	第五種事業（サービス業等）	0		0	
事業者の場合	控除対象仕入税額の計算式区分	算出額			
	原則計算を適用する場合 ④×みなし仕入率 〔(⑤×90%+⑥×80%+⑦×70%+⑧×60%+⑨×50%)÷④〕	1,405,650 円			
	1 種類の事業で75%以上 (⑦/④・⑧/④・⑨/④) ≥ 75% ④×みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%)	1,429,463			
	2 種類の事業で75%以上 (⑦+⑧)/④ ≥ 75% ④×〔⑩×90%+(⑪-⑩)×80%〕/④				
	3 種類の事業で75%以上 (⑦+⑧+⑨)/④ ≥ 75% ④×〔⑩×90%+(⑪-⑩)×80%+(⑫-⑩)×70%〕/④				
	4 種類の事業で75%以上 (⑦+⑧+⑨+⑩)/④ ≥ 75% ④×〔⑩×90%+(⑪-⑩)×80%+(⑫-⑩)×70%+(⑬-⑩)×60%〕/④				
	5 種類の事業で75%以上 (⑦+⑧+⑨+⑩+⑪)/④ ≥ 75% ④×〔⑩×90%+(⑪-⑩)×80%+(⑫-⑩)×70%+(⑬-⑩)×60%+(⑭-⑩)×50%〕/④				
	6 種類の事業で75%以上 (⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫)/④ ≥ 75% ④×〔⑩×90%+(⑪-⑩)×80%+(⑫-⑩)×70%+(⑬-⑩)×60%+(⑭-⑩)×50%+(⑮-⑩)×40%〕/④				
	7 種類の事業で75%以上 (⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬)/④ ≥ 75% ④×〔⑩×90%+(⑪-⑩)×80%+(⑫-⑩)×70%+(⑬-⑩)×60%+(⑭-⑩)×50%+(⑮-⑩)×40%+(⑯-⑩)×30%〕/④				
	8 種類の事業で75%以上 (⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)/④ ≥ 75% ④×〔⑩×90%+(⑪-⑩)×80%+(⑫-⑩)×70%+(⑬-⑩)×60%+(⑭-⑩)×50%+(⑮-⑩)×40%+(⑯-⑩)×30%+(⑰-⑩)×20%〕/④				
【控除対象仕入税額】 (選択可能な計算方式による⑤～⑰の内から選択した金額)	1,429,463				

注 1 金額の計算においては、1 円未満の端数を切り捨てる。
 2 課税売上げにつき返品を受け又は貸倒等・放棄をした金額（売上対価の返還等の金額）があり、売上（収入）金額から算入しない方法で処理して経費に含めている場合には、⑤から⑰の欄にはその売上対価の返還等の金額（戻金）を控除した金額を記入する。

3.1.15.4 中間申告書の印刷条件設定

中間申告書の場合の印刷条件設定の詳細について説明します。



●印刷帳票の指定

- 印刷する場合はチェックをつけ、印刷しない場合はチェックをはずします。
- 印刷可能な場合にはあらかじめチェックがついています。

●詳細設定

[提出用を印刷する]

- 提出用の申告書を印刷する場合はチェックをつけます。

[控え用を印刷する]

- 控え用の申告書を印刷しない場合はチェックをはずします。
- 控え用の申告書を印刷する場合は、印刷部数を「1部」「2部」から選択します。

[税理士名を印刷する]

- 税理士名を印刷しない場合はチェックをはずします。

[個人番号]

- [個人番号] 欄は、課税期間の開始が平成 28 年 1 月 1 日以降の個人事業者の場合に表示されます。
- 「印刷する」「*で印刷する」「印刷しない」から選択します。
- 印刷条件設定については、原則課税の印刷条件設定の説明と同様です。



[【個人番号】欄の印刷条件設定➔](#)

「3.1.15.2 「原則課税」の印刷条件設定」参照



4

付 録

4.1 索引

4 付録

4.1 索引

か		な	
還付金融機関等.....	42	納税地	40
基本情報.....	28	は	
さ		付記事項.....	40
作成税理士情報.....	43	ま	
事業者情報取込.....	26	マイナンバー連携権限.....	19
申告情報.....	40	ら	
税務署処理欄	40	ログアウト	15
		ログイン.....	12

ネットde記帳

操作マニュアル

事業者機能

Ⅲ.決算業務編

消費税申告書

第 2-b 版 平成 29 年 2 月 8 日

(不許複製)
